

白川村地域防災計画 資料編

平成28年3月
令和元年7月改訂
白川村防災会議

目 次

〔防災関係組織等〕	1
防災関係機関の連絡先一覧.....	1
危険箇所等状況一覧	3
急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）一覧.....	4
急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）一覧.....	4
急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅲ）一覧.....	5
砂防指定地一覧	6
雪崩危険箇所一覧	7
土石流危険溪流箇所一覧.....	7
崩壊土砂流出危険地区一覧.....	8
山腹崩壊危険地区一覧.....	9
農用地等たん水危険箇所一覧.....	9
県内に被害を与えた主な地震災害状況.....	10
〔通信施設等関係〕	11
同報系無線設備状況	11
移動系無線施設状況	12
村内防災相互通信用無線局一覧.....	13
〔避難所等関係〕	14
指定避難所、指定緊急避難場所一覧.....	14
広域避難場所一覧	14
避難所等標示板	15
備蓄庫一覧	15
〔消防・水防等関係〕	16
消防機械器具保有状況.....	16
火災気象通報	16
各種信号による招集系統.....	17
村保有資器材一覧	18
村内雨量観測所	18
村本部保有資器材等一覧.....	19
発電所一覧	19
警報等発受用紙	20
警報等発受用紙	21
警報等発受用紙	22
〔輸送等関係〕	23
防災ヘリコプター・県警ヘリコプター・ドクターヘリコプター緊急離着陸場等一覧.....	23
緊急通行車両の標章	23
緊急通行車両確認証明書.....	24
〔条例・協定等関係〕	25
白川村防災会議条例	25
白川村災害対策本部条例.....	26
災害弔慰金の支給等に関する条例.....	27
岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書.....	30
岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書実施細目.....	32
岐阜県広域消防相互応援協定書.....	33
岐阜県広域消防相互応援協定書に基づく覚書.....	35
岐阜県防災ヘリコプター応援協定.....	41
富山県・長野県・岐阜県航空消防防災相互応援協定.....	43
大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱.....	45
大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目.....	54
大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定.....	71
災害時の医療救護に関する協定書.....	72
災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定書.....	74
災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定書.....	75

大規模災害発生時における相互協力に関する協定	76
県が管理する道路交通安全施設に係る災害応援協力に関する協定	77
災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給等に関する協定書	78
岐阜県広域火葬計画	80
岐阜県災害救助法施行細則	83
消防相互応援協定書	89
災害時応援協力に関する協定書	90
災害支援協力に関する覚書	91
災害救助用米穀の緊急確保に係る市町村からの要請手続きについて	93
〔様式関係等〕	98
労務者出役表	98
賃金台帳	99
災害救助法による従事命令書	100
災害救助法による従事命令の取消令書	101
災害対策基本法による従事協力命令書	102
災害対策基本法による従事協力命令の変更命令書	103
災害対策基本法による従事協力命令の取消命令書	104
実費弁償請求書	105
災害救助法による扶助金支給申請書	106
災害対策基本法による損害補償費支払請求書	107
強制従事者台帳	108
災害派遣要請依頼文書	109
自衛隊の撤収要請依頼	110
車両使用書	111
輸送記録簿	112
自動車用燃料等受払簿	113
自動車等修繕記録簿	114
り災者台帳	115
り災証明書	116
仮り災証明書	117
り災者旅行証明書	118
救助日報	119
救助実施記録日計票	121
救助の種目別物資受払状況	122
炊き出し給与状況	123
炊き出し協力者、奉仕者名簿	124
避難所設置及び収容状況	125
避難所収容者名簿	126
学校給食用物資被害状況報告書	127
被災児童・生徒名簿	128
被災教科書報告書	129
児童・生徒被災状況報告書	130
学用品引継書	131
学用品の給与状況	132
医療救護活動報告書	133
死体搜索状況記録簿	134
死体搜索機械器具修繕簿	135
死体処理台帳	136
埋葬台帳	137
〔その他〕	138
村内文化財一覧	138
山岳装備整備状況	139
県計画 様式1号の1	140
県計画 様式1号の2	141
県計画 様式2号	142
県計画 様式2号の2	143

県計画	様式3号の1	144
県計画	様式3号の2	145
県計画	様式3号の3	146
県計画	様式4号の1	147
県計画	様式4号の2	148
県計画	様式5号の1	149
県計画	様式5号の2	151
県計画	様式5号の3	152
県計画	様式5号の3（裏）	153
県計画	様式5号の4	154
県計画	様式5号の5	155
県計画	様式5号の5	155
県計画	様式5号の6	156
県計画	様式5号の7	157
県計画	様式5号の8	157
県計画	様式5号の9	158
県計画	様式5号の10	159
県計画	様式5号の11	159
県計画	様式5号の12	160
県計画	様式6号の1	161
県計画	様式6号の2	163
県計画	様式6号の3	164
県計画	様式6号の4	165
県計画	様式6号の4の2	166
県計画	様式6号の5	167
県計画	様式6号の6	168
県計画	様式6号の7	169
県計画	様式6号の8	170
県計画	様式6号の9	171
県計画	様式6号の10	173
県計画	様式7号の1	174
県計画	様式7号の2	176
県計画	様式8号	177
県計画	様式9号	179
県計画	様式11号	180
県計画	様式11号の2	181
県計画	様式11号の3	183
県計画	様式12号	185

〔防災関係組織等〕

防災関係機関の連絡先一覧

1 県の機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
岐阜県 (消防政策課・危機管理室)	岐阜市藪田南 2-1-1	(058) 277-5135～5139
飛騨県事務所 振興防災課	高山市上岡本町 7-468	(0577) 33-1111
高山土木事務所	〃	〃
飛騨保健所	〃	〃
飛騨県事務所 福祉課	〃	〃
飛騨農林事務所	〃	〃
高山警察署	高山市花岡町 2-39	(0577) 32-0110
鳩ヶ谷駐在所	白川村大字鳩谷 434	(05769) 6-1004
平瀬駐在所	白川村大字平瀬 353-37	(05769) 5-2261

2 消防機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
高山消防署 消防本部	高山市桐生町 3-208	(0577) 32-0119
高山消防署 白川出張所	白川村大字鳩谷 498	(05769) 6-2099

3 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
中部森林管理局 飛騨森林管理署	高山市西之一色町三丁目 747-3	(0577) 32-0101
東海農政局 岐阜農政事務所	岐阜市中鶉 2-26	(058) 271-4044
岐阜地方気象台	岐阜市加納二之丸 6	(058) 271-4107

4 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊 第 35 普通科連隊 (守山) 第 3 科	名古屋市守山区守山 3-12-1	(052) 791-2191 (昼) 内線 4832 (夜) 内線 4509
航空自衛隊 小牧基地 防衛部運用班	小牧市南外山	(0568) 76-2191 (内線) 4032
航空自衛隊岐阜基地 第 2 補給処企画課	各務原市那加	(058) 382-1101 (内線) 2682/2683

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
鳩谷郵便局	白川村鳩谷字中長 322	(05769) 6-1001
御母衣郵便局	白川村平瀬中カイツ 132-58	(05769) 5-2008
西日本電信電話株式会社 岐阜支店	岐阜市八ツ寺 1-5	(058) 269-9271
日本赤十字社 岐阜支部	岐阜市茜部中島 2-9	(058) 272-3561
中部電力株式会社 高山営業所	高山市七日町 3-55-1	(0577) 32-1200

6 医師会

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
高山市医師会	高山市花園町 2-18 飛騨健康管理センター診療所内	(0577) 35-3175

7 公共的団体その他防災上重要な施設

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
J A ひだ 白川支店	白川村荻町 333	(05769) 6-1301
飛騨高山森林組合 白川事務所	白川村平瀬 126-11 白川村南部地区文化会館内	(05769) 5-3161
白川村リサイクルハウス	白川村野谷 55-2	(05769) 6-1205
荘白川クリーン	白川村平瀬 353-68	(05769) 5-2169
白川村商工会	白川村飯島 873	(05769) 6-1708
白川村社会福祉協議会	白川村鳩谷 517	(05769) 6-1311
平瀬診療所	白川村平瀬 126-130	(05769) 5-2019
白川診療所	白川村鳩谷 28	(05769) 6-1019・6-1707
白川郷学園	白川村鳩谷 614-1	(05769) 6-1366
防災備蓄用庫①	白川村平瀬 176-1	
防災備蓄用庫②	白川村鳩谷字寺尾 664-13	

〔災害・危険箇所等〕

危険箇所等状況一覧

災害区分	地域・箇所	摘 要
火 災	平 瀬 地 区	・ 田中運送（給油所）附近一帯 ・ ガソリンスタンド（御母衣石油）附近一帯 ・ 太信（給油所）附近一帯
	荻 町 地 区	・ 伝統的建造物群指定地域 ・ 丸郷建設(株)（給油所）附近一帯 ・ 小呂地区 合掌造り・民家園
	鳩 谷 ・ 飯 島 地 区	・ 鳩谷神社附近ガソリンスタンド（ENEOS）附近一帯 ・ 役場附近一帯 ・ 飯島建設(株)（給油所）附近一帯
雪 害	平 瀬 幹 線 水 路	道路機能の麻痺及び家屋等への溢水の恐れ
	大 白 川 幹 線 水 路	
	平 瀬 流 雪 溝	
	木谷稗田幹線水路	
	荻 町 幹 線 水 路	
	荻町下ゴソ幹線水路	
	荻 町 流 雪 溝	
	荻町西側幹線水路	
	戸ヶ野幹線水路	
	寺 尾 幹 線 水 路	
	鳩 谷 飯 島 流 雪 溝	
	あわら幹線水路	
	椿原・芦倉幹線水路	
	小 白 川 幹 線 水 路	
水 害	平 瀬 地 区	庄川、大白川、各谷川増水
	{ 荻町、鳩谷、飯島地区内の 土石流発生箇所	庄川、各谷川増水
	椿 原 地 区	庄川、各谷川増水
急傾斜崩壊	牧 ・ 大 平 山	(戸数 5 戸) S59. 2.13 指定
	平 瀬 地 区 ①	(戸数 20 戸) S48. 2.28 指定
	平 瀬 地 区 ②	(戸数 10 戸) S54. 3.31 指定
	荻 町 ・ 岩 崎	(戸数 17 戸) S63. 3.31 指定
	芦 倉 ・ 家 の 間	(戸数 3 戸) H3. 3.26 指定
	小 白 川 ・ 家 の 下	(戸数 10 戸) H14. 3.29 指定
土 石 流	福 島 ・ 福 島 谷	
	牧 ・ 弓ヶ洞 谷	6 戸
	長 瀬・金 谷	
	平 瀬 ・ ゲンダ洞	27 戸 公共施設 2
	平 瀬 ・ 大 洞 谷	35 戸 公共施設 1
	木 谷 ・ 木 谷	3 戸 公共施設 1
	荻 町 ・ 芦 谷	7 戸 ⑦
	荻 町 ・ 宮 谷	28 戸 ⑦
	荻 町 ・ シュ 谷	22 戸 ⑦
	荻 町 ・ 下 目 洞	11 戸 ⑦
	鳩 谷 ・ 小 宮 谷	21 戸 公共施設 2 ⑦
	鳩 谷 ・ 横 道 谷	22 戸 公共施設 2 ⑦
	飯 島 ・ ゾウゾウ谷	16 戸
	飯 島 ・ 尾 崎	1 戸

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）一覧

(H28. 3. 31現在)

危険箇所番号	箇所名		人家戸数	公共施設	急傾斜地崩壊危険箇所の延長 (m)	対策済延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	急傾斜地崩壊危険区域の指定
2635	小白川	イエシタ 家の下	10	管理センター	260		40	30	急 H14. 3. 29
2636	平瀬	ヒラセ 瀬	20		350	350	45	11	急 S48. 2. 28
2637	平瀬	ヒラセ 平瀬②	10	保育園	290	290	50	8	急 S54. 3. 31
2638	牧	マキ 牧	5		220	40	45	40	急 S59. 2. 13
2639	荻町	イワサキ 岩崎	17	コミュニティ 消防センター	290	50	44	50	急 S63. 3. 31
2640	荻町	キドグチ 木戸口	5		95		45	50	
2641	島	ヤマコン 山越	5		160		30	20	
2642	芦倉	アシクラ 芦倉	3		155	70	35	210	急 H3. 3. 26
2684	鳩谷	ミナミオサ 南長	4	コミュニティー 会館	140		35	50	
2758	小白川	ウチコシトウゲ 打越峠	5		180		37	200	
2759	鳩谷	ナカネトオ 中根通り	4		250		34	90	
2760	荻町	シモメホラ 下目洞	11		260		40	240	
2761	福島	タニヒオモ 谷日面	1	発電所	110		51	390	
2762	保木脇	マボラ 間ヶ洞	1	発電所	80		38	380	
2763	平瀬	ハクスイダニ 白水谷	2	避難小屋	60		45	60	

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）一覧

(H28. 3. 31現在)

番号	箇所名		人家戸数	公共施設	急傾斜地崩壊危険箇所の延長 (m)	対策済延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	急傾斜地崩壊危険区域の指定
4980	馬狩	コヒオモ 小日面	1		90		38	160	
4981	馬狩	ヘベウエ 幅上	1		70		34	200	
4982	鳩谷	ナカオサ 中長	1		110		43	80	
4983	大牧	ミズカミダニ 水上谷	4		300		36	50	
4984	平瀬	イズミタニ 泉谷	1		130		42	220	
4985	平瀬	タカダイ 高ダイ	2		80		37	170	
4986	牧	セトノヒラ 瀬戸平	2		100		36	110	
5021	荻町	オギマチ 荻町①	1		145		42	50	
5022	島	シマ 島 ①	4		360		34	150	

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅲ）一覧

(H28. 3. 31現在)

番 号	箇所名		人家 戸数	公共施設	急傾斜地崩壊 危険箇所の 延長 (m)	対策済 延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	急傾斜地崩壊 危険区域の 指定
7114	小白川	小白川①	0						
7115	小白川	小白川②	0						
7116	芦 倉	芦倉②	0						
7117	芦 倉	芦倉③	0						
7118	下 田	下田①	0						
7119	飯 島	飯島①	0						
7120	島	島②	0						
7121	下 田	下田②	0						
7122	鳩 谷	鳩谷①	0						
7123	鳩 谷	鳩谷②	0						
7124	飯 島	飯島②	0						
7125	飯 島	飯島③	0						
7126	飯 島	飯島④	0						
7127	萩 町	萩町②	0						
7128	萩 町	萩町③	0						
7129	萩 町	萩町④	0						
7130	萩 町	萩町⑤	0						
7131	馬 狩	馬 狩	0						
7132	萩 町	萩町⑥	0						
7133	萩 町	萩町⑦	0						
7134	萩 町	萩町⑧	0						
7135	萩 町	萩町⑨	0						
7136	大 牧	大 牧	0						
7137	保木脇	保木脇	0						
7138	平 瀬	平瀬③	0						
7139	木 谷	木谷①	0						
7140	平 瀬	平瀬④	0						
7141	木 谷	木谷②	0						
7142	平 瀬	平瀬⑤	0						
7143	平 瀬	平瀬⑥	0						
7144	御母衣	御母衣	0						
7145	牧	牧②	0						
7146	平 瀬	平瀬⑦	0						
7147	牧	牧③	0						

砂防指定地一覧

(H28. 3. 31 現在)

整 理 番 号	支 溪 名	区 域	指 定 年 月 日 及 び 番 号	面 積 (ha)	概 況						地すべり 防止区域 または保安 林もしくは 保安施設地区 との重複 関係(ha)	摘 要 延長 (m)
					河 川 敷	山 林		道 路 等	そ の 他			
						国 有 林	公 民 有 林		国 有 地	公 民 有 地		
0	山 腹		S 11. 12. 14 661 号	10. 15			10. 15				10. 05	
1	井 谷		S 11. 12. 14 661 号	6. 75	0. 44		1. 56			4. 75		260
2	シッタカ谷		S 11. 12. 14 661 号	2. 84	0. 48		2. 36				1. 93	950
3	水 谷		S 11. 12. 14 661 号	3. 95	0. 08		3. 71			0. 16	3. 71	160
4	堀 谷		S 11. 12. 14 661 号	34. 66	0. 55		34. 05			0. 06	34. 05	1, 100
5	ア シ 谷		S 11. 12. 14 661 号	3. 41			3. 23			0. 18	3. 12	
6-1	シュウ谷		S 11. 12. 14 661 号	0. 29						0. 29		
6-2	シュウ谷		S 24. 6. 15 579 号	0. 44			0. 30			0. 13		
7	横 道 谷		S 24. 4. 5 264 号	0. 28	0. 28							1, 100
8	宮 谷		S 24. 4. 5 264 号	0. 38	0. 38							1, 510
9-1	境 川		S. 32. 8. 12 982 号	12. 20	8. 30		3. 90					5, 530
9-2	境 川		S 36. 2. 22 224 号	3. 69	3. 69		0. 06					1, 395
10-1	庄 川		S 24. 6. 15 579 号	53. 12			53. 00			0. 12	40. 22	
10-2	庄 川		S 24. 6. 15 579 号	48. 92			48. 92				38. 70	
11	弓ヶ洞谷		S 42. 12. 28 4609 号	3. 11	3. 11	0. 08	2. 30	0. 03		0. 09		575
12	小 宮 谷		S 45. 7. 6 1024 号	20. 14	0. 45		19. 64			0. 05		960
13	宮 谷		S 48. 5. 22 1105 号	11. 08	3. 64		6. 89	0. 18		0. 37		1, 735
14	牛 首 谷		S 54. 2. 14 168 号	11. 00	0. 55		10. 40	0. 03	0. 02			500
15	次 ケ 洞		S 57. 9. 21 1593 号	0. 79	0. 22		0. 10			0. 47		440
16	大 瀬 戸		S 57. 9. 21 1593 号	5. 95	0. 17	1. 60	3. 84		0. 07	0. 27		950
17	大 洞 谷		S 63. 3. 18 809 号	0. 34			0. 34					90
18	宮 谷		S 63. 11. 8 2154 号	0. 72			0. 72				0. 72	160
19	大 洞 谷		H元. 7. 19 1314 号	0. 84			0. 84					100
20	ゲンダ洞		H 5. 8. 3 1653 号	0. 73			0. 73					189
21	ゲンダ洞		H 11. 3. 17 666 号	1. 26			0. 71	0. 03		0. 52		530
22	横 道 谷		H 12. 1. 25 130 号	0. 36			0. 35			0. 01		
計				237. 40	22. 34	1. 68	208. 10	0. 27	0. 09	7. 47	132. 50	18, 234

雪崩危険箇所一覧

(H28. 3. 31 現在)

雪崩危険 箇所番号	箇 所 名	危険箇所種類	位 置		人 戸 家 数
585	家 の 下	I	白 川 村	小 白 川	12
587	平 瀬 ①	I	〃	平 瀬	187
589	椿 原	I	〃	椿 原	4
590	飯 島 ①	I	〃	飯 島	82
591	鳩 谷 ①	I	〃	鳩 谷	50
592	島 ①	I	〃	島	28
593	萩 町 ①	I	〃	萩 町	23
594	萩 町 ②	I	〃		113
595	萩 町 ③	I	〃	萩 町	12
596	保 木 脇 ①	I	〃	保 木 脇	5
597	木 谷 ①	I	〃	稗 田	3
598	稗 田	I	〃	稗 田	140
599	御 母 衣 ①	I	〃	御 母 衣	21
7173	小 白 川 ②	I	〃	小 白 川	0
7174	椿 原 ②	I	〃	椿 原	4
7176	飯 島 ②	I	〃	飯 島	1
7177	鳩 谷 ②	I	〃	鳩 谷	2
7178	小 呂	I	〃	萩 町	6
7179	萩 町 ④	I	〃	萩 町	64
7180	萩 町 ⑤	I	〃	萩 町	13
7181	馬 狩	I	〃	馬 狩	3
7182	大 牧	I	〃	大 牧	0
7183	木 谷 ②	I	〃	稗 田	4
7184	木 谷 ③	I	〃	稗 田	0
7185	保 木 脇 ④	I	〃	保 木 脇	0
7186	平 瀬 ③	I	〃	平 瀬	49
7187	平 瀬 ④	I	〃	平 瀬	36
7188	御 母 衣 ②	I	〃	御 母 衣	4
7189	長 瀬 ①	I	〃	長 瀬	9
7190	長 瀬 ②	I	〃	長 瀬	15
7191	長 瀬 ③	I	〃	長 瀬	4
7192	長 瀬 ④	I	〃	長 瀬	0
7193	牧 ①	I	〃	牧	0
7194	牧 ②	I	〃	牧	0
7252	保 木 脇 ④	I	〃	保 木 脇	0

土石流危険溪流箇所一覧

(H28. 3. 31 現在)

所在地	溪流名	危険箇所種類	公共施設等
福島	福島谷	I	御母衣第2発電所
牧	弓ヶ洞谷	I	国道156号線0.11km
長瀬	金谷	I	
平瀬	ゲンダ洞	I	南部公民館・しらみずの湯・常德寺
平瀬	大洞谷	I	平瀬駐在所・国道0.30km
木谷	木谷	I	木谷多目的集会施設
萩町	宮谷	I	白川八幡神社社務所・明善寺
萩町	下目洞	I	国道0.19km
萩町	シュ谷	I	
萩町	芦谷	I	白川八幡神社・国道156号線0.19km
鳩谷	小宮谷	I	白川村役場・森林管理所（白川出張所）・国道0.12km
鳩谷・飯島	横道谷	I	白川村役場・森林管理所（白川出張所）・国道0.15km
飯島	ゾウゾウ谷	I	
飯島	尾崎	II	国道156号線0.06km

崩壊土砂流出危険地区一覧

(H28. 3. 31 現在)

調査番号		危険度	所在地			保全対象		
市町村	番号		市町村	大字	字	人家	公共施設	道路
604	1	B	白川村	牧	峰通	0	0	○
604	2	B	〃	御母衣	深谷(北滝谷)	5	0	○
604	3	B	〃	御母衣	水上洞	3	0	○
604	5	A	〃	長瀬	金谷	18	0	
604	7	B	〃	平瀬	水谷	0	0	○
604	8	B	〃	平瀬	掘谷	0	0	○
604	10	B	〃	保木脇	ミツタカ山	0	0	○
604	11	A	〃	保木脇	北谷	14	0	○
604	12	B	〃	荻町	次々洞	25	0	
604	13	A	〃	荻町	アシ谷	33	0	
604	14	A	〃	荻町	大沼	48	0	○
604	15	A	〃	荻町	下目洞	72	0	○
604	16	A	〃	荻町	上長山	12	0	○
604	18	A	〃	鳩谷	宮谷	78	0	
604	19	A	〃	荻町	横道谷	76	0	
604	20	A	〃	飯島	ゾウゾウ山	79	0	○
604	22	B	〃	椿原	家の高	8	0	○
604	23	B	〃	椿原	芦倉向	0	0	○
604	24	A	〃	小白川	大洞	0	0	○
604	25	C	〃	小白川	越前	0	0	○
604	26	B	〃	平瀬	桂沼	0	0	○
604	27	A	〃	有家ヶ原	池の谷	2	0	○
604	30	A	〃	荻町	小谷山	11	0	○
604	31	B	〃	荻町	三谷山	0	0	○
604	32	A	〃	木谷	帰雲	6	0	○
604	34	B	〃	馬狩	幅上	0	0	○
604	36	A	〃	牧	ワリ谷	15	0	○
604	37	B	〃	牛首	牛ヶ首	0	0	○
604	38	C	〃	加須良	加須良	0	0	○
604	501	A	〃	荻町	一匹洞	11	0	○
604	525	B	〃	荻町	上長	118	0	
604	550	A	〃	芦倉	下水上	14	0	○
604	551	A	〃	芦倉	アカリ戸	3	0	○
604	552	A	〃	長瀬	三谷	5	0	○

※危険度：国の調査要領に基づき判定される危険度であり、危険度が高いものから順にA、B、Cとなっている。

山腹崩壊危険地区一覧

(H28. 3. 31 現在)

危険地区番号		危険度	所 在 地			保 全 対 象		
市町村	地区		市町村	大字	字	人家	公共施設	道路
604	1	C	白川村	牧	イノモト通	1	0	○
604	8	A	〃	鳩 谷	千 山	76	1	○
604	9	A	〃	飯 島	三本栃	10	1	○
604	10	A	〃	飯 島	狐 塚	27	0	○
604	13	B	〃	飯 島	下田保木	14	0	
604	19	B	〃	荻 町	上 長	18	0	○
604	20	C	〃	荻 町	宮 谷	0	0	○
604	21	A	〃	荻 町	下目洞	29	0	
604	501	C	〃	小白川	新 瀧	0	0	○
604	502	C	〃	内ヶ戸	百合平	1	0	○
604	503	B	〃	飯 島	家ノ南	0	0	○
604	508	C	〃	大 牧	ヨコドチ	0	0	○
604	510	C	〃	荻 町	宮 谷	0	0	○
604	511	C	〃	椿 原	クルス	1	0	○

※危険度：国の調査要領に基づき判定される危険度であり、危険度が高いものから順にA、B、Cとなっている。

農用地等たん水危険箇所一覧

(H24. 3. 31 現在)

た め 地	住 所	総 貯 水 量	かんがい受益地
長 瀬	白川村長瀬字山越	600m ³	3ha
上 洞	白川村御母衣字中カイツ	600m ³	1ha
下 洞	白川村飯島字下田	563m ³	3ha
保 木 脇	白川村保木脇字帰雲川原	100m ³	2ha
稗 田	白川村長瀬字上通	6m ³	3ha

県内に被害を与えた主な地震災害状況

(1) 主な内陸型地震

西 暦 (日 本 暦)	震 源	規 模	主要被災地	被 害 概 要
年 月 日 1586. 1. 18 (天正 13. 11. 29) 飛騨地震	飛 騨 白 川 一 長 良 川 の 線 (伊勢湾?)	M7. 6	飛 騨 ・ 美 濃 尾 張	白川谷で山崩れ、城、民家 300 余戸倒壊、埋没、多数圧死。大垣壊家多し、益田郡竹原郷大威徳寺全滅 (尾張長島被害大、大江長浜でも数十人圧死)
1847. 5. 8 (弘化 4. 3. 24) 善光寺地震	信 濃 北 部	M7. 4	信 濃 ・ 越 後 飛 騨 ・ 美 濃	県下いたる所で感じ、余震連日に及ぶ。地面道路に所々潰裂し、家屋倒壊あるも詳細不明飛騨保木脇村山崩れ、人家 2 戸埋没、数十人圧死 (高田、松本、上田付近の被害大)
1858. 4. 9 (安政 5. 2. 26) 飛騨地震	飛 騨	M6. 9	飛 騨 ・ 越 前 越 中 ・ 加 賀	(越中立山温泉付近で山崩れ、常願寺川を堰止め、後に決壊して大洪水)
1891. 10. 28 (明治 24. 10. 28) 濃尾地震	本 巢 郡 根 尾 村 水 島	M8. 0	美 濃 ・ 尾 張	美濃で死者 4,990 人、負傷者 12,783 人、全壊 50,125 戸、半壊 35,085 戸、全半壊 4,451 戸 飛騨、郡上、恵那郡ではほとんど被害なし。 (全国被害：死者 7,273 人、全壊 142,177 戸、半壊 80,184 戸、全半壊 4,860 戸で日本震災史上関東地震に次ぐ記録であった。)
1909. 8. 14 (明治 42. 8. 14) 姉川地震	滋 賀 県 姉 川 流 域	M6. 9	滋 賀 県 姉 川 ・ 虎 姫 付 近	岐阜市西部で死者 6 人、重傷 18 人、全壊 51 戸、半壊 138 戸 (滋賀県虎姫付近の被害大。湖岸沈下)
1961. 8. 19 (昭和 36. 8. 19) 北美濃地震	岐 阜 県 北 部	M7. 0	岐 阜 ・ 福 井 石 川	石徹白地方最も甚だしく、山崩れ、崖崩れ、道路損壊あり。死者 2 人 (全国被害：死者 8 人、家屋全壊 12 戸、山崩れ 99 ヶ所)
1969. 9. 9 (昭和 44. 9. 9) 岐阜県中部地震	岐 阜 県 中 部	M6. 6	岐 阜 県 中 部	郡上郡、益田郡で山崩れ、崖崩れ多発。落石による道路損壊甚だし。死者 1 人、負傷者 10 人、全壊 1 戸

(注) 県下または近傍で発生した地震で、県下に死者が出たものまたは死者が出たと考えられるものを掲げた。

(2) 主な海洋型地震

西 暦 (日 本 暦)	震 源	規 模	主要被災地	被 害 概 要
1707. 1. 4 (宝永 4. 10. 28) 宝永地震	東 南 海 道 沖	M8. 4	五 畿 七 道	美濃で垣破損 6,900 余間、潰家 400 戸、破損家 473 戸あり。 (全国被害：死者 4,900 人、全壊 29,000 戸)
1854. 12. 23 (安政 1. 11. 4)	東 海 道 沖	M8. 4	東 海 ・ 東 山 南 海	4 日七ッ頃、高須、大垣、加納、不破郡、土岐郡、恵那郡で家屋倒壊多し。
1854. 12. 24 (安政 1. 11. 5) 安政地震	東 海 道 沖	M8. 4	畿 内 ・ 南 海 東 海	5 日七ッ過ぎに又地震あり。余震引き続き、1 ヶ月にわたり数十回あり。 両日の地震の被害は、美濃南部でひどく、美濃北部へ行くほど軽かった。 (全国被害：死者 4,000 人、全壊 18,300 戸、震火水による損失家屋 60,000 以上)
1944. 12. 7 (昭和 19. 12. 7) 東南海地震	熊 野 灘	M8. 0	静 岡 ・ 愛 知 三 重 ・ 岐 阜	西南濃地方を中心に死者 13 人、全壊 900 余戸 (全国被害：死者 998 人、全壊 26,130 戸、流失 3,059 戸)
1946. 12. 21 (昭和 21. 12. 21) 南海道地震	潮 ノ 岬 沖	M8. 1	中 部 以 西 各 地	西南濃地方を中心に死者 14 人、全壊 586 戸 (全国被害：死者 1,339 人、全壊 9,070 戸、流失 1,451 戸、焼失 2,598 戸)

〔通信施設等関係〕

同報系無線設備状況

(拡声方式)

白 親 川 局 村 (こうほうしらかわむら) 役 場	馬 狩 中 継 所 (むらかわまがり)	屋外 番号	アンサー バック	屋外拡声子局	区域別	アンテナ 型 式	アンプ 出力 (W)	備考
		1		牧	牧 御母衣 貫見 長瀬	八木型	120	
		2	○	平瀬 (旧小学校)	平瀬	〃	〃	
		3		平瀬 (派出所)	平瀬 稗田	〃	〃	
		4		木 谷	木谷 保木脇	〃	〃	
		5		荻 町	荻町	〃	〃	
		6		鳩谷 (旧小学校)	鳩谷 荻町	〃	〃	
		7		戸ヶ野	戸ヶ野 島	〃	〃	
		8		飯 島	飯島	〃	〃	
		9	○	小白川	小白川	〃	〃	
		10		鳩谷 (役 場)	鳩谷	〃	〃	
		11		保木脇	木谷 保木脇	〃	〃	
		12		椿 原	椿原 有家ヶ原	〃	240	
		13		芦 倉	芦倉	〃	120	
		14		長 瀬	長瀬	〃	〃	

移動系無線施設状況

(1) 基地局

無線局名称	管理課	設置場所	出力	備考
ぎょうせい しらかわ	総務課	白川村鳩谷 517 白川村役場内	10W	
ぎょうせい みぼろ	〃	白川村御母衣 320	10W	N T T 専用回線使用

(2) 移動局

無線局名称	型式	所管部署	出力
しらかわむら 1	車載型	総務課（村長車）	10W
2	〃	消防軽積載車（南部分団）	〃
3	〃	ポンプ自動車（中部分団）	〃
4	〃	基盤整備課（建設係）	〃
5	〃	基盤整備課（建設係）	〃
6	〃	基盤整備課（農林係）	〃
7	〃	ポンプ自動車（本部）	〃
8	〃	総務課（庶務係）	〃
9	〃	鳩谷駐在所	〃
10	〃	平瀬駐在所	〃
11	〃	消防資機材搬送車（本部）	〃
12	〃	ポンプ自動車（南部分団）	〃
13	〃	消防軽積載車（南部分団）	〃
14	〃	消防積載車（南部分団）	〃
15	〃	村民課（診療所）	〃
16	〃	消防軽積載車（中部分団）	〃
17	〃	消防積載車（中部分団）	〃
18	〃	消防軽積載車（中部分団）	〃
19	〃	消防軽積載車（中部分団）	〃
20	〃	消防軽積載車（中部分団）	〃
21	〃	ポンプ自動車（大郷分団）	〃
22	〃	消防軽積載車（大郷分団）	〃
23	〃	消防積載車（大郷分団）	〃
24	〃	消防軽積載車（大郷分団）	〃
25	〃	消防軽積載車（大郷分団）	〃
26	〃	消防軽積載車（大郷分団）	〃
51	可搬型	総務課	〃
52	〃	総務課	〃
101	携帯型	総務課	1W
しらかわむら 102	〃	総務課	1W
103	〃	総務課	〃
104	〃	総務課	〃
105	〃	総務課	〃
106	〃	総務課	〃
107	〃	総務課	〃
108	〃	総務課	〃
109	〃	総務課	〃
110	〃	総務課	〃
111	〃	総務課	〃
201	〃	総務課	〃
202	固定	村民課（平瀬診療所）	10W
203	〃	村民課（白川診療所）	〃

村内防災相互通信用無線局一覧

H23. 8. 1 現在

免許人名	事業所名	車 輛 形 式	呼出名称	局種	目的	出力	周 波 数 (MH z)
高山消防署	白川出張所	－	タカショウシラカワ	基地局	消防用	25W	151. 59
		水槽付 消防 ポンプ車	タカヤマ 8	陸上移動局	〃	10W	151. 59
〃	〃	高規格 救急車	キュウキュウタカヤマ 8	〃	〃	〃	151. 59
〃	〃	警防 搬送車	タカヤマ 78	〃	〃	〃	151. 59
〃	〃	携 帯	タカヤマ 800	〃	〃	10W	151. 59
〃	〃	〃	タカヤマ 801	〃	〃	5W	151. 59
〃	〃	〃	タカヤマ 802	〃	〃	〃	151. 59
〃	〃	〃	タカヤマ 803	〃	〃	〃	151. 59
〃	〃	〃	タカヤマ 804	〃	〃	〃	151. 59
〃	〃	〃	タカヤマ 805	〃	〃	〃	151. 59
〃	〃	〃	タカヤマ 806	〃	〃	1W	151. 59

〔避難所等関係〕

指定避難所、指定緊急避難場所一覧

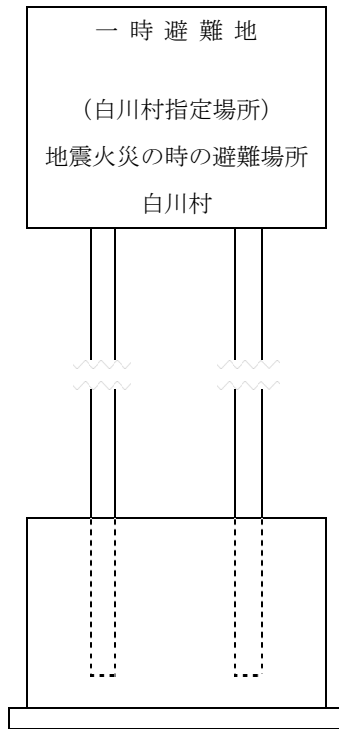
番号	施設・場所名	住所	管理担当連絡先	想定収容人数
1	御母衣電力館	牧 140-1	05769-5-2012	60
2	旧平瀬小学校体育館	平瀬 126-11	05769-6-1311	360
3	常德寺	平瀬 237	05769-5-2029	40
4	南部公民館	平瀬 80	05769-6-1311	110
5	白川村南部地区文化会館	平瀬 126-11	05769-6-2180	310
6	平瀬保育園	平瀬 126-10	05769-6-1311	40
7	大白川温泉しらみずの湯	平瀬 247-7	05769-5-4126	40
8	木谷多目的集会施設	木谷 621	05769-6-1311	40
9	森の食彩館白真弓	木谷 868	05769-5-0020	110
10	荻町多目的集会施設	荻町 256	05769-6-1625	120
11	明善寺	荻町 679	05769-6-1009	30
12	本覚寺	荻町 385	05769-6-1279	30
13	白川村コミュニティ消防センター	荻町 1171-2	05769-6-1311	20
14	戸島多目的活動施設	荻町 78-2	05769-6-1311	170
15	白川保育園	荻町 1673	05769-6-1100	100
16	旧白川小学校体育館	鳩谷 15	05769-6-1311	240
17	鳩谷コミュニティ会館	鳩谷 67-1	05769-6-1668	140
18	ふれあい体育館	鳩谷 575-1	05769-6-1311	370
19	白川郷学園体育館	鳩谷 575-1	05769-6-1366	400
20	白川村総合文化交流施設	飯島 873	05769-6-1311	70
21	飯島集落センター	飯島 874	05769-6-1663	90
22	トヨタ白川郷自然学校	馬狩 223	05769-6-1185	110
23	椿原公民館	椿原 109-1	05769-6-1311	20
24	小白川冬期孤立集落機能維持施設管理棟	小白川 478-1	05769-6-1311	30

広域避難場所一覧

施設名	所在地	面積	備考
白川村防災グラウンド (寺尾グラウンド)	白川村大字鳩谷字寺尾 669-14	10,800 m ²	
白川郷学園 屋外運動場	白川村大字鳩谷字北長 604-1	8,800 m ²	
道の駅「飛騨白山」	白川村大字平瀬 516-12	3,000 m ²	駐車場
道の駅「白川郷」	白川村大字飯島 411	6,800 m ²	

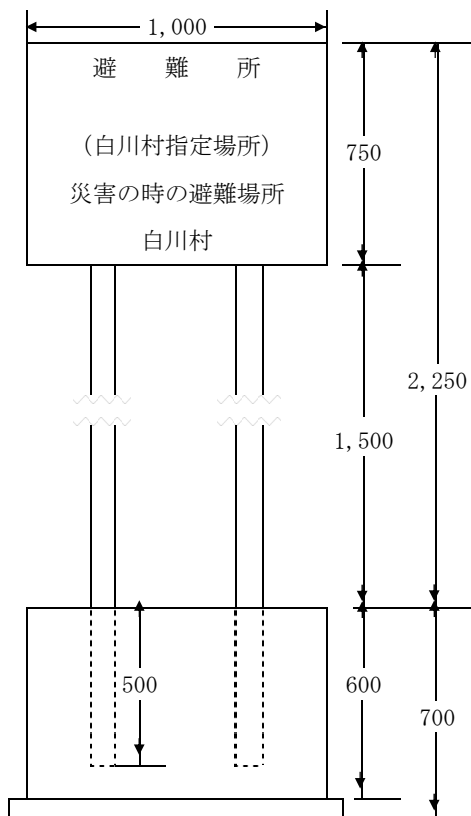
避難所等標示板

〈一時避難地〉



・材質、形状、色は、避難所の標示板に準ずる。

〈避難所〉



・標示板は、アルミ（部分反射）製等長期保存のきくもの

(色) バック 白地
 黒字
 文 字 避難場所（青字）
 火災（赤字）
 支 柱 亜鉛メッキ仕上
 60.5φ×3.2t×2750

備蓄庫一覧

名 称	管 理 課	設 置 場 所	備 考
防 災 備 蓄 用 庫 ①	村 民 課	白川村大字平瀬 176 番地の 1	
防 災 備 蓄 用 庫 ②	〃	白川村大字鳩谷字寺尾 664 番地の 13	

〔消防・水防等関係〕

消防機械器具保有状況

(1) 本部

機 械 器 具	内 容	数 量	摘 要
消 防 資 機 材 搬 送 車	3 t ウインチ付 1 kw 投光器 2 式	1	
小 型 動 力 ポ ン プ		1	
無 線 機	車載	1	
ウォーターチャージャー		1	
ジェットシューター		20	
テ ン ト		2	
拡 声 装 置	ハンドマイク	3	
発 動 発 電 機	900W、2300W、2000W (2)	4	
梯 子 アルミ 2 連		1	
投 光 器	500W	3	
化 学 消 火 剤		1	

(2) 分団班別

分団班別 機械器具	南 部 分 団							中 部 分 団							大 郷 分 団							
	第 一 班	第 二 班	第 三 班	第 四 班	長 瀬	診 療 所 前	保 木 脇	第 一 班	第 二 班	第 三 班	第 四 班	第 五 班	第 六 班	島	第 一 班	第 二 班	第 三 班	第 四 班	飯 島 神 社	椿 原 班	小 白 川 班	芦 倉
ポンプ自動車	1							1							1							
小型動力ポンプ		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1
消 防 積 載 車		1 (軽)	1 (軽)	1 (軽)					1 (軽)	1 (軽)	1 (軽)	1 (軽)	1 (軽)			1 (軽)	1 (軽)	1 (軽)		1 (軽)	1 (軽)	
無 線 機	1	1	1	1				1	1	1	1	1	1		1	1	1	1		1	1	
ジェットシューター	10							10							10					10		
携 帯 水 槽	1		1							1							1				1	
化 学 消 火 剤	1							1							1							

火災気象通報

岐阜地方気象台

予 報 要 素	岐 阜 の 予 報 値	高 山 の 予 報 値
平 均 湿 度 (%)		
実 効 湿 度 (%)		
最 小 湿 度 (%)		
最 大 風 速 (m/s)		
同 風 向 (8 方位)		

(美濃・飛騨) 地方では、火災の発生し易い気象状況が予想されますので、ご注意ください。

発信時間 年 月 日 時 分

発 信 者

各種信号による招集系統

信号別	火 災 信 号				山 林 火 災 信 号	火 災 警 報 信 号		演 習 召 集 信 号	水 防 信 号				口 頭 伝 達 集 集			備 考
種 別	近 火 信 号	出 場 信 号	応 援 信 号	鎮 火 信 号	出 場 信 号 応 援 信 号	火 災 警 報 信 号 発 令 信 号	火 災 警 報 信 号 解 除 信 号	演 習 召 集 信 号 信 号	第 一 信 号	第 二 信 号	第 三 信 号	第 四 信 号	第 一 召 集	第 二 召 集	第 三 召 集	一、団服は乙号種着用、ヘルメット、コンバット等、手拭、手袋携行のこと。
打 鐘 信 号	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●	口頭または広報車	口 頭	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●	口 頭	口 頭	口 頭	
サイレン信号	● >3 2< ●	● >5 6< ●	● >5 長声二音	● >10 2< ●	● >30 6< ●	● >10 3< ●	● >15 6< ●	● >6 6< ●	● >5 6< ●	● >30 5< ●						
集 合 場 所	水利責任者 所属器具庫	所属器具庫		所属器具庫	家庭待機		所属器具庫		所属器具庫	担当地域	分団本部	所属器具庫	担当配備位置			
携 行 品	照夜 (明間) 具			熊手、鋸、鎌 ナタ、土タキ 麻縄			原 動 機		ペンチ、麻縄 (夜間)照明具	照明具	照明具	照明具	照明具	照明具	照明具	
行 動 の 概 要	幹 部	連絡の確保 消火指揮		活動区 連絡場所 選定決定	掲場 警報掲示板等		団員掌握	水防計画の研究 出動準備	水防指揮	水防指揮	避難場所選定	団員掌握 状況確認				
	団 員	消火活動		消火活動			応召申告	出動準備	出動準備	水防作業 水防作業	共同作業 出動内 区民の誘導	避難誘導				

村保有資器材一覧

(1) 水防資材

鉄 線 (kg)	蛇 籠 (kg)	麻 袋 (枚)	空 俵 (枚)	吹 (枚)	縄 (kg)	筵 (枚)			木 材		
									2 m の (本)	4 m の (本)	そ の 他 (本)
100		1,000			4						

(2) 水防器材

麻 縄 (m)	掛 矢 (丁)	た こ (丁)	シ ヤ ベ ル	ス コ ッ プ (丁)		ハ ン マ ー (丁)	ペ ン チ (丁)	唐 鋏 (丁)	両 ツ ル (丁)	玄 能 ツ ル (丁)	シ ー ノ ー (丁)	斧 (丁)				
	5		34	8	5	8	16	16			5					

(3) 水防施設

倉 庫			ト ラ ッ ク (台)	舟 (双)	照 明 器 (台)	携 帯 無 線 機 (台)	発 電 機 (台)	テ ン ト (張)	トラ シ ュ ポ ン プ
南 部 分 団	第三 班 ポン プ 庫 (階)	役 場 消 防 資 材 庫							
1		1		1		13	2	2	1

村内雨量観測所

機 関 名	観測所名	測器種類	河 川 名	所 在 地	観 測 時 刻	
					定 時	強雨時
気 象 庁	白 川	テレメーター	庄 川	岐阜県大野郡白川村鳩谷	毎正時	毎正時
関 西 電 力	鳩 谷 ダ ム	自	〃	〃 〃 〃 大牧	〃	〃
〃	平瀬取水ダム	指	大 白 川	〃 〃 〃 平瀬	〃	〃
電 源 開 発	御 母 衣 気 象	自指	庄 川	〃 〃 〃 御母衣	9	
国 土 交 通 省	平 瀬	テレメーター	〃	大 白 川	毎正時	毎正時
気 象 庁	御 母 衣	〃	〃	〃 〃 〃 牧	〃	〃

村本部保有資器材等一覧

(1) 水防資材

品名	鉄線 (kg)	蛇籠 (kg)	麻袋 (枚)	空俵 (枚)	吹 (枚)	縄 (kg)	蓆 (枚)	木材		
								2mもの (本)	4mもの (本)	その他 (本)
数	100	—	1,000	—	—	4	—	—	—	—

(2) 水防器材

品名	麻縄 (m)	掛矢 (丁)	たこ (丁)	シスヤコベ ル (丁)	鋸 (丁)	ハンマー (丁)	ペンチ (丁)	唐 鋏 (丁)	両 ツル (丁)	玄 能 ツル (丁)	シー ノ ー (丁)	斧 (丁)
数		5		79	8	5	8	16	16	—	—	5

(3) 水防施設

施設名	倉庫		トラク (台)	舟 (双)	照 明 器 (台)	携 帯 無 線 機 (台)	発 電 機 (台)	テ ン ト (張)	トラシ ュ ン プ (台)
	南部分団 第二ポンプ 庫 (ハ階)	役場 消防資材庫							
数	1	1	1	1	5	14	2	4	1

発電所一覧

施設名称（電力会社名）	種別	出力
御母衣発電所（電源開発(株)）	ダム方式	最大出力 215,000KW 常時尖頭出力 132,000KW
御母衣第2発電所（電源開発(株)）	ダム方式	最大出力 59,200KW 常時尖頭出力 57,300KW
平瀬発電所（関西電力(株)）	水路式	最大出力 11,000KW 常時出力 1,100KW
椿原発電所（関西電力(株)）	ダム水路方式	最大出力 38,700KW 常時尖頭出力 37,000KW
鳩谷発電所（関西電力(株)）	ダム水路方式	最大出力 40,300KW 常時尖頭出力 39,500KW
新椿原発電所（関西電力(株)）	ダム水路方式	最大出力 63,100KW 常時尖頭出力 60,300KW
荒谷発電所（関西電力(株)）	水路式	最大出力 11,200KW 常時出力 1,300KW

※常時尖頭出力：1年を通じて355日以上の毎日、原則として4時間以上連続して発生できる出力

警報等発受用紙

様式 1 号

岐阜 県 地 方 ()			
発 表		年 月 日 時 分	
解 除		年 月 日 時 分	
岐 阜 県	警 報	注 意 報	
美 濃 地 方	警 報	注 意 報	
飛 騨 地 方	警 報	注 意 報	
岐阜県の		に関する情報第 号	
(見出し)			
(本 文) (気象状況、異常気象の原因、見通しなど)			
()			
(警戒を要する事項、防災上の注意事項など)			
このため 低地の浸水 (中小) 河川の増水			
中小河川の氾濫 堤防の決壊 山崩れ 崖崩れ 地滑り 強風			
家屋の破損・倒壊 暴風 大雪 路面の凍結 落雷・突風・降ひょう			
による (重大な) 災害のおこる恐れがあります。			
岐阜地方気象台発信者		消防防災課発信者	

警報等発受用紙

様式 2 号

標 題	(1) 岐阜県の台風第 号に関する情報 第 号
発 表 日 時	(2) 年 月 日 時 分 岐阜地方気象台発表
見出し	(3) 型で 台風第 号の中心が、 イ 岐阜県を通過する見込みです。 ロ 岐阜県に接近中です。 ハ _____ を _____ です。 現在 _____ 警報 _____ 注意報を継続中です。
台風の現状	(4) 台風第 号の中心は _____ 時には、 北緯 _____ 度 _____ 分 東経 _____ 度 _____ 分にあって、 1 時間に _____ km の速さで _____ に進んでいます。 中心の気圧は _____ mb 中心付近の最大風速は _____ m / s、 中心から _____ 側 _____ km 以内と _____ 側 _____ km 以内では 25m / s 以上の暴風 また _____ 側 _____ km 以内と _____ 側 _____ km 以内 では 15m / s 以上の強い風が吹いています。
防災上の注意	(5) イ 台風の接近に伴い _____ 頃から _____ _____ となる見込みです。 ロ 河川の増水、氾濫・堤防の決壊・低地の浸水・山崩れ・がけ崩れ ・地すべり・家屋の破損・流失などに対する警戒が必要です。 ハ _____
風と雨の現況	(6) イ _____ では、現在 _____ m / s 前後の _____ の強い風が吹いています。 ロ _____ では _____ までの 1 時間に _____ mm の強い雨が降って おり、降り始めから _____ 日 _____ 時までの各地の雨量は、 岐阜で _____ mm 高山で _____ mm _____ で _____ mm _____ で _____ mm _____ で _____ mm _____ で _____ mm と、なっています。 ハ _____
域 予想進路・暴風警戒	(7) イ 台風の中心は _____ 日 _____ 時には _____ 北緯 _____ 度 _____ 分 東経 _____ 度 _____ 分を中心とする 半径 _____ km の円内に達する見込みです。 この円の中心から、 _____ 側 _____ km 以内、 _____ 側 _____ km 以内では暴風域に入る恐れがあります。 ロ 台風 _____ 場合には、 _____ 日 _____ 時頃 県内も _____ となる恐れがあります。 ハ _____
風と雨の予想	(8) イ _____ から次第に _____ _____ の風が（一段と・次第に）強くなり 最大風速は _____ m / s 前後 最大瞬間風速は _____ m / s 前後に達する見込みです。 ロ 雨も _____ なり _____ 日 _____ 時から _____ 日 _____ 時まで の予想雨量は 県の _____ で _____ mm から _____ mm _____ で _____ mm から _____ mm の見込みです。 ハ _____
補足事項	(9) イ 今後の警報・注意報及び台風情報に注意し、十分に警戒してください。

警報等発受用紙

様式3号

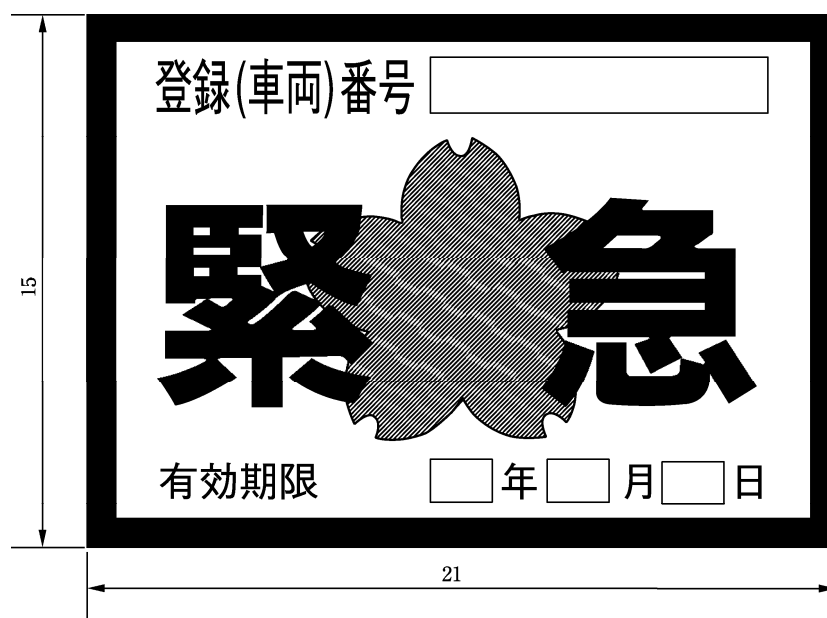
標 題		岐阜県記録の短時間大雨情報														号																																																																																																							
日 時 発 表 官 署		発 表		年 月 日 時 分										岐阜地方気象台																																																																																																									
<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																																																																																																																							

〔輸送等関係〕

防災ヘリコプター・県警ヘリコプター・ドクターヘリコプター緊急離着陸場等一覧

施 設 名	所 在 地	地 積	電 話	座 標
白川村防災グラウンド (寺尾グラウンド)	白川村大字鳩谷字寺尾 669-14	120×90	05769 6-1311	E 136° 54' 13" N 36° 15' 41"
総 合 グ ラ ウ ン ド	白川村大字長瀬字小保木 755- 1	110×110	05769 6-1311	E 136° 54' 23" N 36° 10' 28"
白 川 郷 学 園 中 学 校 屋 外 運 動 場	白川村大字鳩谷字北長 604	110×80	05769 6-1360	E 136° 53' 51" N 36° 16' 23"
電 源 開 発 駐 車 場	白川村大字牧字中川原 126-33	35×32	05769 5-2311	E 136° 54' 34" N 36° 08' 45"
白 弓 ス キ ー 場 駐 車 場	白川村大字木谷 868	79×51	05769 5-2028	
蓮 如 茶 屋 駐 車 場	白川村大字馬狩		05769 6-1357	

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
知 事 ㊤ 公安委員会 ㊤			
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行なう車両にあつては、輸送人員または品名)			
使 用 者	住 所		
	氏 名	() 局 番	
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

〔条例・協定等関係〕

白川村防災会議条例

(昭和 37 年 12 月 19 日)

(条例第 10 号)

改正 昭和 39 年 3 月 24 日条例第 1 号

昭和 61 年 6 月 30 日条例第 17 号

平成 12 年 3 月 14 日条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき白川村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 白川村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 岐阜県警察の警察官のうちから村長が任命する者 2 人
 - (2) 村長がその部内の職員のうちから指名する者 10 人以内
 - (3) 教育長
 - (4) 消防団長
 - (5) 指定公共機関又は指定地方公共機関等の職員のうちから村長が任命する者 10 人
- 6 委員の任期は、在職期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、村の職員、及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 39 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 12 年条例第 3 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

白川村災害対策本部条例

(昭和 37 年 12 月 19 日)

(条例第 11 号)

改正 平成 8 年 3 月 18 日条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、白川村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所掌の職務を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月25日
条例第20号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって村民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずること。
- (2) 村民 災害により被害を受けた当時、この村の区域内に住所を有した者

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 村は、村民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その他の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下のこの項において同じ。)を先にその他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、村長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してなされた支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、村長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、村長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 村長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めると

- ころにより支給を行うものとする。
- 2 村長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。
- 第3章 災害障害見舞金の支給
(災害障害見舞金の支給)
- 第9条 村は、村民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害見舞金の支給を行うものとする。
(災害障害見舞金の額)
- 第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。
(準用規定)
- 第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。
- 第4章 災害援護資金の貸付け
(災害援護資金の貸付け)
- 第12条 村は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の村民である世帯主に対し、その生活の立直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。
(災害援護資金の限度額)
- 第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。
- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- ウ 住居が半壊した場合 270万円
- エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- イ 住居が半壊した場合 170万円
- ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
- エ 住居の全体が滅失し、若しくは流失した場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。
(利率)
- 第14条 災害援護資金は、据置期間中は、無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。
(償還等)
- 第15条 災害援護資金は、年賦償還(又は半年賦償還)とする。
- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。
(規則への委任)
- 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和50年条例第14号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和52年条例第2号)
この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和54年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成3年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成23年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村において災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施出来ない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づく県及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 物資等の提供及び斡旋並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及び斡旋
 - イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及び斡旋
 - ウ 救援及び救助活動に必要な車両、船艇等の提供及び斡旋
 - エ 救援及び応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等職員の派遣
- (2) 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- (3) 清掃、防疫その他保健衛生のために必要な車両、施設の提供及び斡旋
- (4) 災害を受けた自動及び生徒の応急の教育の受け入れ
- (5) 緊急離着陸場等救援拠点の相互利用、緊急輸送路の共同警戒等に必要な措置
- (6) 全各号の掲げるもののほか、特に要請がある事項

(県の役割)

- 第4条 県は、被災市町村の市町村長から知事に応援の要求があった場合は、速やかに市町村間の連絡調整を行い、応援を実施するとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に応援を指示するものとする。
- 2 県は、災害の規模、場所又は被災市町村からの応援の要求の内容から判断して、必要があると認めるときは、速やかに指定行政機関等の長に応急措置を要請し、又は他の都道府県の知事に応援を求めるものとする。

(応援の要求)

- 第5条 被災市町村の市町村長は、次の各号に掲げる事項を明らかにして知事又は他の市町村長に対して応援の要求を行うものとする。
- (1) 被害の状況
 - (2) 第3条1号アからウに掲げるものの品名及び数量
 - (3) 第3条1号エに掲げるものの職種別人員
 - (4) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号の掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項の応援の要求を受けた市町村は、速やかに応援の内容を県に報告するものとする。

(応援経費の負担)

- 第6条 応援に要した経費は、別に定めがある場合を除き、応援を受けた被災市町村が負担する。
- 2 応援を受けた被災市町村が前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災市町村から要請があった場合は、応援を行った県又は市町村は、当該経費を繰替え支弁するものとする。
- 3 第3条1号エの規定により派遣された職員（以下「応援職員」という。）が応援業により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った県又は市町村が負担する。
- 4 応援職員が業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市町村の負担とし、被災市町村への往復の途中において生じたものについては、応援を行った県又は市町村の負担とする。
- 5 前各号により難い場合については、応援を受けた被災市町村と応援を行った県又は市町村とがその都度協議して定めるものとする。

(自主的な応援)

第7条 被災市町村との連絡が取れない場合又は甚大な被害が予想される場合には、他の市町村は、自主的に職員を派遣し、被災市町村の被害状況等の情報を収集するとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができるものとする。

2 前項の応援については、被災市町村の市町村長から応援の要求があったものとみなす。この場合において、被災市町村の情報収集に要した経費については、前条の規定にかかわらず自主的に職員を派遣した県又は市町村の負担とする。

3 第1項の自主的に職員を派遣及び応援を行った市町村は、収集した情報及び応援の内容を県に報告するものとする。

(岐阜県災害対策連絡会議の設置)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援の推進及び円滑な実施のため、岐阜県災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 応援体制、受入態勢の整備に関すること

(2) 物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること

(3) 防災施設及び設備の整備に関すること

(4) 合同訓練に関すること

(5) 前各号に掲げるもののほか、災害応急対策の実施の障害となるべき状態等の改善に関する事項

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県防災ヘリコプター応援協定及び市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、県及び市町村が協議して定める。

附 則

1 この協定は平成10年4月1日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、知事と各市町村長から委任を受けた岐阜県市長会会長、岐阜県町村会会長が記名押印のうえ、各1通を保管し、各市町村長は、その写しを保管するものとする。

平成10年3月30日

岐阜県知事 梶 原 拓

岐阜県市長会会長 浅 野 勇

岐阜県町村会会長 中 井 勉

岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第10条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条の連絡窓口は、岐阜県地域防災計画添付資料によるものとする。

(応援の要求の手続)

第3条 協定第5条第1項の応援の要求は、電話等で行い、事後速やかに文章により手続を行うものとする。

(県への応援の要求及び報告)

第4条 知事への応援の要求及び協定第5条第2項並びに協定第7条第3項の報告については、原則として県災害対策本部の支部（県災害対策本部が設置されていない場合は県事務所）を通じて行うものとする。

(応援経費の負担)

第5条 協定第6条第1項の応援を受けた被災市町村が負担する経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 応援職員の派遣に要する経費については、応援を行った県又は市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内の額
 - (2) 備蓄物資については、提供した物資の範囲内の額
 - (3) 購入物資については、当該物資の時価評価額及び輸送料
 - (4) 車両、船艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送料及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、使用料又は借上料
 - (6) 協定第3条第4項、第5号及び第6号については、その実施に要した経費
- 2 協定第6条第2項の規定により県又は市町村が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、知事又は市町村長は、関係書類を添え、当該経費の額を要求した市町村長に請求するものとする。

(応援時の責務)

第6条 応援を行う市町村は、職員を派遣する場合には、応援職員が消費又は使用する食料、被服、寝具等を携行するよう努めるものとする。

(岐阜県災害対策連絡会議の組織)

第7条 岐阜県災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）の議長は、岐阜県総務部長をもって充て、委員は岐阜県市町村会会長及び岐阜県町村会会長が指名する者とする。

- 2 議長は、会務を総理する。
- 3 連絡会議の幹事会は、岐阜県消防防災課長及び市町村、県事務所の職員のうち議長が任命する者をもって組織する。
- 4 幹事会に幹事長を置き、岐阜県消防防災課長をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を掌理する。
- 6 連絡会議の事務局は、岐阜県消防防災課内に置く。
- 7 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が連絡会議に諮って定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は平成10年4月1日から施行する。
- 2 この実施細目の締結を証するため、知事と各市町村長から委任を受けた岐阜県市長会会長、岐阜県町村会会長が記名押印のうえ、各1通を保管し、各市町村長は、その写しを保管するものとする。

平成10年3月30日

岐阜県知事
岐阜県市長会会長
岐阜県町村会会長

梶 原 拓
浅 野 勇
中 井 勉

岐阜県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、岐阜県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に広域的な消防力の応援により災害の被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、広域応援の対象となる災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害
- (2) 大規模な林野、高層建築物、危険物施設、トンネル等の火災
- (3) 航空機、列車、バス事故等の集団的な救急救助を要する事故
- (4) その他応援が必要とされる大規模な災害又は特殊な事故災害

(ブロック及び代表消防機関)

第4条 この協定による広域応援を円滑に行うため、県代表消防機関及び県副代表消防機関、並びに県内を5ブロックに分け、各ブロックごとにブロック代表消防機関及びブロック副代表消防機関を設ける。

(応援要請の種別)

第5条 応援要請の種別は、災害の規模等により、次のように区分する。

- (1) ブロック要請
前条に規定する所属ブロック内の市町村等に対して行う応援要請
- (2) 県域要請
ブロック要請でも、なお災害の被害防除が困難な場合、他のブロックの市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第6条 応援要請は、ブロック要請、県域要請の順に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りではない。

- 2 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長から他の市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して、応援に必要な事項を明確にして行うものとする。
- 3 前項の要請については、第4条で規定された代表消防機関を通じて行うものとする。
- 4 ブロック要請又は県域要請を行った要請側の長は、速やかにその旨を岐阜県にも連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等の長は、自管内の消防力に特に支障がない限り、応援隊を派遣するものとする。

- 2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請側の市町村等の長に連絡するものとする。

(自主的な応援隊の派遣)

第7条の2 大規模災害が発生し、被害を受けた市町村等と連絡がとれない場合、又は被害が予想される場合には、関係市町村等は、自主的に応援隊を派遣し、必要な応援ができるものとする。

- 2 前項の応援については、第6条第2項の応援要請があったものとみなす。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、要請側の現地対策本部の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

(応援の中断)

第9条 応援側の市町村等において応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合、応援側の市町村等の長は、要請側の市町村等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要した経費については、原則として次の区分により負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

ア 給与、旅費、出勤手当等の人件費

イ 車両及び機械器具の燃料費（現地で補給したものは除く。）

ウ 人員輸送費

エ 車両及び機械器具の小破損修理費

オ 公務災害補償費

カ 応援隊員が要請市町村等への往復途上において、第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 要請側の負担する経費

前号に定める以外の経費

(3) 賞じゅつ金については、当該市町村等において協議するものとする。

(4) 経費の負担について、疑義のある場合は、当該市町村等において協議のうえ決めるものとする。

(応援可能消防隊の登録)

第11条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ届出しておくものとする。

(他協定との関係)

第12条 この協定は、市町村等が別に締結した消防相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(実施細部)

第13条 この協定の実施について必要な事項は、第4条に定める代表消防機関の長が協議して定めるものとする。

(改廃)

第14条 この協定の改廃は、協定者協議により行うものとする。

附 則

1 この覚書は平成3年4月1日から施行する。

2 この協定を証するため、各市町村等の長が記名押印のうえ本書5通を作成し、岐阜県、岐阜県市長会、岐阜県町村長会、岐阜県消防長会及び財団法人岐阜県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等がそれぞれ写しを1通保管するものとする。

附 則

1 第4条、第5条第1項、第6条第1項、同条第4項、第7条第2項、第7条の2、第11条、第12条、第13条、第14条の規定に基づき協定者の合意により改正されたものとする。

2 前項の改正された規定は、平成10年4月1日から施行する。

岐阜県広域消防相互応援協定書に基づく覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、岐阜県広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）第13条に基づき、協定市町村等間の消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(ブロック及び代表消防機関)

第2条 協定第4条の規定に基づくブロック及び県代表消防機関、県副代表消防機関、ブロック代表消防機関、ブロック副代表消防機関は、岐阜県広域消防応援基本計画（以下「基本計画」という。）第1章3（2）によるものとする。

(代表消防機関、副代表消防機関の任務)

第3条 県代表消防機関の任務は、次のとおりとする。

- (1) 各ブロック間の応援隊の派遣調整に関すること。
- (2) 現地指揮本部の長が行う指揮の支援活動に関すること。
- (3) 岐阜県及び各ブロック代表消防機関との連絡調整に関すること。
- 2 ブロックの代表消防機関の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 所属ブロック内の応援隊の派遣調整に関すること。
 - (2) 所属ブロック内で発生した災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
 - (3) 県代表消防機関及び所属ブロック内市町村等との連絡調整に関すること。
- 3 県副代表消防機関、ブロック副代表消防機関は、県代表消防機関、ブロック代表消防機関が、自管内の被災等で任務を担当できない場合、代わってその任務を代理する。
- 4 県副代表消防機関、ブロック副代表消防機関が任務を代理できない場合は、県代表消防機関、ブロック代表消防機関から指名された消防機関がその任務を代理する。

(情報の連絡)

第4条 災害に関する情報を知った市町村等は、その内容を直ちに災害が発生した地域のブロック代表消防機関に連絡するものとする。

(応援要請の要求)

第5条 協定第6条第2項の規定に基づく応援要請は、次の事項を明確にし、電話等により基本計画第1章6（2）の手順で行うものとする。

- (1) 災害の種別、発生場所及び被害の状況
- (2) 必要とする応援隊の人員、車両、資機材
- (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
- (4) 要請側の現地指揮者の職、氏名
- (5) その他必要な事項
- 2 要請側の長は、電話等で要請の後、速やかに応援側の長に対し、応援要請書（様式第1号）を提出するものとする。

(応援隊の派遣通知)

第6条 市町村等の長は、協定第7条第1項の規定に基づき応援隊の派遣を決定した場合、次の事項を速やかに電話等により基本計画第1章6（2）の手順で要請側の長に連絡するものとする。

- (1) 応援隊の人員、車両、資機材
- (2) 応援隊の指揮者の職、氏名
- (3) 応援隊の到着予定日時及び到着経路
- (4) その他必要な事項

(自主的な応援隊派遣市町村等)

第7条 協定第7条の2に規定する関係市町村等とは、原則として隣接市町村等及び県代表消防機関、ブロック代表消防機関並びに緊急消防援助隊要綱に基づく緊急消防援助隊岐阜県隊の部隊とする。

(応援隊の編制、装備)

第8条 応援隊の編制については、基本計画第2章3によるものとする。

ただし、特に必要がある場合には、関係消防機関協議により別に定めることができる。

2 応援隊は、災害の状況に応じ、被服、食料、燃料等を携行するものとする。

(応援隊に対する指示)

第9条 要請側の長は、応援隊の指揮者に対して次の事項を説明し、必要な指示を与えるも

のとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 災害防御活動の方針
- (3) 応援隊が行う任務と活動箇所
- (4) 安全管理上の注意
- (5) その他応援活動を行うに必要な事項

(現地引き揚げ時の報告)

第10条 応援隊の指揮者は、要請側の長の指示により現地を引き揚げるとき、次の事項を要請側の長に報告するものとする。

- (1) 応援活動の概要
- (2) 活動中における隊員の負傷及び車両、資機材等の損傷の有無
- (3) 使用した消火薬剤、補給燃料等の数量
- (4) その他の事項

(事後の報告)

第11条 応援活動が終結後、応援側の長は、要請側の長に対し応援隊活動状況報告書(様式第3号)により報告するものとする。

2 前項の報告を行った場合には、写しを岐阜県及び県代表消防機関、ブロック代表消防機関に送付するものとする。

附 則

- 1 この覚書は平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成3年3月11日締結の覚書は、廃止する。
- 3 この覚書を証するため、協定第4条に規定する県代表消防機関、ブロック代表消防機関の長が記名押印のうえ、本書5通を作成し、岐阜県、岐阜県市長会、岐阜県町村会、岐阜県消防長会及び財団法人岐阜県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等がそれぞれ写しを1通保管するものとする。

平成10年3月30日

岐阜県消防本部消防長	留 田 稔
各務原市消防本部消防長	三 上 博 也
大垣消防組合消防本部消防長	河 村 清
加茂消防事務組合消防本部消防長	加 藤 義 明
多治見市消防本部消防長	沖 田 康 義
飛騨消防組合消防本部消防長	富 田 教 正

別表第 1（協定書第 4 条関係）

ブロック区分

ブロック	管内市町村
岐 阜	岐阜市、羽島市、各務原市、本巣市、山県市、瑞穂市、北方町、岐南町、笠松町
西 濃	大垣市、海津市、揖斐川町、養老町、関ヶ原町、池田町、垂井町、大野町、神戸町、輪之内町、安八町
中 濃	関市、美濃加茂市、可児市、郡上市、美濃市、富加町、坂祝町、八百津町、御嵩町、七宗町、白川町、川辺町、東白川村
東 濃	中津川市、多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市
飛 騨	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

代表消防機関

ブロック	代表消防機関	副代表消防機関
岐 阜	岐阜市消防本部	各務原市消防本部
西 濃	大垣消防本部	養老町消防本部
中 濃	加茂消防事務組合	中濃消防本部
東 濃	多治見市消防本部	中津川市消防本部
飛 騨	高山市消防本部	下呂市消防本部

様式第 1 号（覚書第 5 条関係）

第 年 月 日 号

様

(要請者)
市町村等名
職、氏名

印

応 援 要 請 書

岐阜県広域消防相互応援協定第 6 条第 2 項に基づき、下記のとおり応援を要請します。

応 援 の 種 別	ブロック要請・県域要請				
応援要請日時	年	月	日	時 分	
災害発生日時	年	月	日	時 分	
災 害 の 種 類					
災害発生場所					
災 害 の 概 要					
必要とする応援隊	消防本部	消火部隊	隊	救助部隊	隊
		救急部隊	隊	特殊部隊 ()	
	消防団	消防ポンプ車隊	隊	小型動力ポンプ隊	隊
応援隊の集結場所					
応援隊の活動内容					
災害現地指揮者の 職、氏名					
そ の 他					

担当者 職

氏 名

T E L

内線 ()

第 年 月 日 号

様

(要請者)
市町村等名
職、氏名

印

応援隊派遣決定通知書

岐阜県広域消防相互応援協定第7条第1項に基づき、下記のとおり応援を派遣します。

派遣する応援隊	消防本部	消火部隊 隊	救助部隊 隊
		救急部隊 隊	特殊部隊 ()
	消 防 団	消防ポンプ車隊 隊	小型動力ポンプ隊
応援隊の人員	消防職員 名	消防団 名	
携行する資機材			
応援隊指揮者の 職、氏名			
到着予定日時 到 着 経 路	年 月 日 時 分		
そ の 他			

担当者 職

氏 名

TEL

内線 ()

応援隊活動状況報告書

		応援市町村等名	
応援の種別	ブロック要請・県域要請		要請連絡者
応援要請受信時分	年 月 日 時 分	消防本部名 職 氏名	
災害発生場所			
応援隊の種別			
車 両			
人 員			
出 動 時 分	時 分	時 分	時 分
現場到着時分	時 分	時 分	時 分
活動開始時分	時 分	時 分	時 分
活動終了時分	時 分	時 分	時 分
帰 着 時 分	時 分	時 分	時 分
応 援 時 間	時間 分	時間 分	時間 分
活 動 概 要			
使用資機材			
人員機材の 委譲の有無			
そ の 他			

担当者 職

氏 名

TEL

内線（ ）

岐阜県防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岐阜県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岐阜県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村長が航空機の応援を求めることができる地域は、市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、岐阜県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急救助活動等において、航空機による活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岐阜県総務部消防防災課防災航空係（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合には、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

3 知事は、派遣中の航空隊を復帰すべき特別な事態が生じた場合には、要請市町村等の長と協議して派遣を中断することができる。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の職員（以下「航空隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から航空隊員を派遣している市町村等の長に対して、岐阜県広域消防相互応援協定（以下「応援協定」という。）第6条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この規定に基づく応援に要する運行経費は、岐阜県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運行経費は、応援協定第10条の規定にかかわらず、岐阜県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この規定に定めのない事項は、岐阜県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書35通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成6年3月28日

富山県・長野県・岐阜県航空消防防災相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、富山県、長野県及び岐阜県（以下「三県」という。）において、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、自県の保有するヘリ及び自県の県警ヘリコプター（以下「自県ヘリ」という。）が出動できない事案又は自県ヘリだけでは対応が困難な事案が発生した場合に行うものとする。ただし、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要領」（昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる事案及び海難救助のための事案を除く。

(応援)

第3条 前条による応援要請を受けた県は、所掌事務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置づけ)

第4条 応援活動の内容が救急搬送等消防業務である場合には、三県の保有するヘリの出動にあたっては、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第1項による応援活動があったものとする。

(応援要請の手続き)

第5条 応援要請は、要請側運航（管理）責任者（富山県は消防防災課長、長野県は危機管理・消防防災課長、岐阜県は消防政策室長）から応援側運航（管理）責任者に対して行うものとする。

2 応援要請に係る手続きは、電話又はファクシミリにより次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 事案発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職・氏名及び現場への連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリが離着陸する場所及び地上の支援体制
- (7) 応援に要する品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

3 応援側運航（管理）責任者は、出動の可否を決定し、要請側運航（管理）責任者に回答するものとする。

(応援の中断)

第6条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援者はヘリの応援を要請者と協議のうえ中断することができる。

(応援の始期と終期)

第7条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援要請に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく出動中に前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときからこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第8条 応援出動したヘリの指揮は、要請者の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

また、応援活動の内容が第4条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動にあたって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連携をとるものとする。

(経費の中断)

第9条 応援に要する派遣職員の給与、旅費、ヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗費等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側の負担とする。

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(情報交換)

第10条 三県はこの協定に基づき相互の域内の臨時離着陸現場等について情報交換を行い、出動時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、三県が協議して定めるものとする。

附 則

1 この覚書は平成15年1月1日から施行する。

(長野県・岐阜県航空消防防災相互応援協定の廃止)

2 平成14年2月8日に締結した長野県・岐阜県航空消防防災相互応援協定は、廃止する。
この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、三県知事記名押印の上、各1通を保有する。

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条の3の規定に基づき、大規模特殊災害発生地（以下「要請側市町村」という。）の市町村が他の都道府県の市町村による回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

（1）要請側市町村

大規模特殊災害発生地（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとしているものをいう。

（2）要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

（3）応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。以下この号において同じ。）及び都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

（4）応援側都道府県

応援側市町村の属する都道府県をいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

（1）大規模な地震、風水害等の自然災害

（2）山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等

（3）高層建築物の火災

（4）航空機事故、列車事故等集団救助救急事故

（5）その他前記各号に掲げる災害に準じる災害

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

（1）調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

（2）火災出場

消火活動のための出場

（3）救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに付随する救急搬送活動を含む。）

（4）救急出動

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの

（5）救援出動

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要になったときは、別表に示すヘリの応援可能地域並びにヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特殊救助隊」という。）の有無並びにヘリ搭載可能な救助器具の保有状況を勘案し、広域航空消防応援の要請先市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村の場合には、当該都道府県とする。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続

（1）要請側の市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の要請先市町村を決定したときは、直ちに当該要請市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長への同様の連絡を行

うものとする。

- ① 要請先市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認めるときは、応援側都道府県の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 応援側都道府県の知事は、前号の要請があった場合は、直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合において、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、応援側都道府県の知事、応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。
- ① 必要とする応援の具体的内容
 - ② 応援活動に必要な資機材等
 - ③ 離発着可能な場所及び給油体制
 - ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
 - ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
 - ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
 - ⑦ 他にヘリの応援を要請をしている場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを有する都道府県名
 - ⑧ 気象の状況
 - ⑨ ヘリの誘導方法
 - ⑩ 要請側消防本部の連絡先
 - ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って応援側都道府県の知事に通知するものとする。
この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き及び決定の通知

都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き及び決定の通知については、前2項を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは、「第5項」と、「要請先市町村」とあるのは「要請先都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第4号中「前号の要請があった場合は直ちに」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長へ」「次の事項を応援側都道府県の知事へ」と、第7項第1項中「通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。」とあるのは「通知するものとする。」と、同項第2号中「直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は」とあるのは「直ちに消防庁長官に通知するとともに、同時に要請側市町村の消防庁へ連絡するものとし、消防庁長官は」と読み替えるものとする。

9 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 都道府県がヘリを保有する場合において、当該都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において「応援側市町村の長」とあるのは、「応援側都道府県の知事」を読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は前項において準用して適用する第7項に準じてその連絡を行うものとする。

- 10 広域航空消防応援の始期及び終期
- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。
要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出場中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。
- 11 広域航空消防応援のために出動したヘリの指揮等
- (1) 広域航空消防応援のために出動したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動にあたって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高責任者と緊密な連絡をとるものとする。
- 12 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等
- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を定めた場合は、そのうち必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。
- 13 要請都道府県の措置等
- (1) 要請都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。
- 14 応援側市町村及びヘリを保有する都道府県の届出
- (1) 応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ応援都道府県の知事を通じて消防庁長官に届け出ておくものとする。
なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合も同様とする。
- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊の隊員が使用する「救助隊の編制、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリにより搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量
- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。
なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項について変更があった場合も同様とする。
- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県内の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量
- 15 消防庁長官の情報提供
- (1) 消防庁長官は、第13条第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を応援側都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合には、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。
- 16 広域航空消防応援に要する経費の負担区分
- 広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものと

する。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。
- (3) 応援中に発生した事故に要する経費は、要請側市町村の負担となる。ただし、応援市町村側（都道府県がヘリを保有する場合には、当該都道府県を含む。以下この項について同じ。）の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村の負担とする。
- (4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度市町村が協議し定めるものとする。

17 要請側市町村及び応援側市町村（都道府県がヘリを保有する場合には、当該都道府県を含む。）は、広域航空消防応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

18 この要綱の実施に関する手続き等の細部事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年5月30日から施行する。

附 則〔平成4年3月23日消防救第39号〕

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則〔平成5年3月26日消防救第36号〕

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則〔平成5年5月14日消防救第66号〕

この要綱は、平成5年5月14日から施行する。

附 則〔平成6年4月1日消防救第45号〕

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則〔平成7年6月12日消防救第83号〕

この要綱は、平成7年4月26日から施行する。

附 則〔平成8年6月28日消防救第127号〕

この要綱は、平成8年6月28日から施行する。

附 則〔平成8年11月7日消防救第224号〕

この要綱は、平成8年7月11日から施行する。

附 則〔平成9年3月19日消防救第67号〕

この要綱は、平成8年10月21日から施行する。

附 則〔平成10年3月31日消防救第47号〕

この要綱は、平成9年9月25日から施行する。

附 則〔平成11年3月26日消防救第68号〕

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則〔平成12年7月26日消防救第202号〕

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

別表

ヘリ保有市町村の 消防本部名及び ヘリを保有する 都道府県名	機 種 (機 名)	応 援 可 能 地 域	
		要請側市町村の離発着場を拠点	
		応援側市町村の離発着場を 拠点	
北海道	ベル412E P (はまなす2号)	北海道、青森	岩手、宮城、秋田、山形
札幌市消防局	ベル412S P (さっぽろ)	北海道	青森、岩手、宮城、秋田、 山形
青森県	ベル412E P (しらかみ)	青森	北海道、岩手、宮城、秋田、 福島、茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、新潟
岩手県	ベル412E P (ひめかみ)	岩手、山形、秋田	青森、山形、福島、茨城、 栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、新潟

ヘリ保有市町村の 消防本部名及び ヘリを保有する 都道府県名	機 種 (機 名)	応 援 可 能 地 域	
		要請側市町村の離発着場を拠点	
		応援側市町村の離発着場を 拠点	
宮城県	B K-117 B-2 (みやぎ)	宮城、山形、福島	北海道、青森、岩手、秋田、 茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、新潟
仙台市消防局	B K-117 B-2 (仙台)	宮城、山形、福島	北海道、青森、岩手、秋田、 茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、新潟
山形県	アエロスパシアル A S 365 N2 (もがみ)	宮城、山形、福島	北海道、青森、岩手、秋田、 茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、新潟、 富山、山梨、静岡、愛知、 大阪
福島県	ベル412 E P (ふくしま)	宮城、山形、福島、茨城、 栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、新潟	青森、岩手、秋田、神奈川、 富山、石川、福井、山梨、 長野、岐阜、静岡、愛知、 三重、滋賀、京都
茨城県	B K-117 B-2 (つくば)	福島、茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、神奈川、 山梨	宮城、山形、新潟、富山、 長野、静岡
栃木県	ベル412 E P (おおるり)	宮城、山形、福島、茨城、 栃木、群馬、千葉、東京、 神奈川、新潟、富山、山梨、 長野、静岡	青森、岩手、秋田、石川、 福井、岐阜、愛知、三重、 滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山、鳥取、岡山、 徳島
群馬県	ベル412 E P (はるな)	茨城、栃木、群馬、千葉、 東京、神奈川、新潟、山梨、 長野、静岡	宮城、福島、富山、石川、 福井、岐阜、愛知、三重、 滋賀、京都、大阪、奈良、 和歌山
埼玉県	アエロスパシアル A S 365 N2 (あらかわ)	福島、茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、神奈川、 新潟、富山、山梨、長野、 岐阜、静岡、愛知	青森、岩手、宮城、秋田、 石川、福井、三重、滋賀、 京都、大阪、兵庫、奈良、 和歌山、鳥取、島根、岡山、 広島、徳島、香川
	アエロスパシアル A S 365 N2 (あらかわ2)	宮城、山形、福島、茨城、 栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、神奈川、新潟、富山、 山梨、長野、岐阜、静岡、 愛知	青森、岩手、秋田、石川、 福井、三重、滋賀、京都、 大阪、兵庫、奈良、和歌山、 鳥取、岡山、徳島、香川
千葉市消防局	アエロスパシアル A S 365 N 2 (おおとり)	福島、茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、神奈川、 新潟、富山、山梨、長野、 岐阜、静岡、愛知	青森、岩手、宮城、秋田、 石川、福井、三重、滋賀、 京都、大阪、兵庫、奈良、 和歌山、鳥取、島根、岡山、 広島、徳島、香川

ヘリ保有市町村の 消防本部名及び ヘリを保有する 都道府県名	機 種 (機 名)	応 援 可 能 地 域	
		要請側市町村の離発着場を拠点	
		応援側市町村の離発着場を 拠点	
東京都消防局	アエロスパシアル A S 332 L 1 (ゆりかもめ) (はくちょう) アエロスパシアル A S 365 N 2 (ひばり) アエロスパシアル A S 365 N 2 (かもめ・つばめ) アエロスパシアル A S 365 N 2 (ちどり)	福島、茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、神奈川、 新潟、富山、山梨、長野、 岐阜、静岡、愛知	青森、岩手、宮城、秋田、 石川、福井、三重、滋賀、 京都、大阪、兵庫、奈良、 和歌山、鳥取、島根、岡山、 広島、徳島、香川、愛媛
横浜市消防局	アエロスパシアル A S 365 N 2 (はまちどり 1) アエロスパシアル A S 365 N 2 (はまちどり 2)	福島、茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、神奈川、 新潟、富山、山梨、長野、 岐阜、静岡、愛知	青森、岩手、宮城、秋田、 石川、福井、三重、滋賀、 京都、大阪、兵庫、奈良、 和歌山、鳥取、島根、岡山、 広島、徳島、香川、愛媛、 高知
川崎市消防局	B K-117 B-2 (そよかぜ 1 号) (そよかぜ 2 号)	茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、山梨	宮城、山形、福島、新潟、 富山、石川、福井、長野、 岐阜、静岡、愛知、三重、 滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山
新潟県	シコルスキー S 76 B (はくちょう)	新潟	青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島、茨城、栃木、 群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、富山、石川、福井、 山梨、長野、岐阜、静岡
富山県	ベル412 E P (とやま)	富山、石川、福井、長野、 岐阜	宮城、秋田、山形、福島、 茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、新潟、 山梨、静岡、愛知、三重、 滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山、鳥取、岡山、 広島、徳島、香川
石川県	ベル412 E P (はくさん)	新潟、富山、石川、福井、 長野、岐阜、静岡、愛知、 三重、滋賀	群馬、埼玉、東京、神奈川、 山梨、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山、鳥取、岡山、 徳島、香川
福井県	B K-117 C-1 (Blue Arrow)	富山、石川、福井、長野、 岐阜、愛知、三重、滋賀、 京都、大阪、兵庫、奈良	福島、茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、神奈川、 新潟、山梨、静岡、和歌山、 鳥取、島根、岡山、広島、 徳島、香川、愛媛、高知
山梨県	シコルスキー S 76 B (あかふじ)	群馬、埼玉、東京、神奈川、 山梨、長野、静岡	宮城、山形、福島、茨城、 栃木、千葉、新潟、富山、 石川、福井、岐阜、愛知、 三重、滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山、徳島

へり保有市町村の 消防本部名及び へりを保有する 都道府県名	機 種 (機 名)	応 援 可 能 地 域	
		要請側市町村の離発着場を拠点	
		応援側市町村の離発着場を 拠点	
長野県	ベル412E P (アルプス)	栃木、群馬、埼玉、東京、 神奈川、新潟、富山、石川、 福井、山梨、長野、岐阜、 静岡、愛知	福島、千葉、三重、滋賀、 京都、大阪、兵庫、和歌山、 鳥取、徳島、香川、高知
岐阜県	B K-117B-2 (若鮎)	岐阜、愛知、三重	富山、石川、福井、長野 滋賀
	ベル412E P (若鮎Ⅱ)	茨城、栃木、群馬、千葉、 東京、神奈川、新潟、山梨、 長野、岐阜、静岡	宮城、福島、富山、石川、 福井、愛知、三重、滋賀、 京都、大阪、奈良、和歌山
静岡県	B K-117C-1 (オレンジアロー)	茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、富山、 石川、福井、山梨、岐阜、 静岡、愛知、三重、滋賀	青森、宮城、秋田、山形、 福島、新潟、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山、鳥取、 岡山、広島、山口、徳島、 香川、愛媛、高知
愛知県	ベル412E P (わかしゃち)	神奈川、富山、石川、福井、 山梨、長野、岐阜、愛知、 三重、滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山	宮城、山形、福島、茨城、 栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、新潟、鳥取、島根、 岡山、広島、山口、徳島、 香川、愛媛、高知、福岡、 大分
名古屋市消防局	アエロスパシアル A S 365N 1 (なごや) アエロスパシアル A S 365N 2 (なごや2)	東京、神奈川、富山、石川、 福井、山梨、長野、岐阜、 静岡、愛知、三重、滋賀、 京都、大阪、兵庫、奈良、 和歌山、鳥取、岡山、徳島、 香川	宮城、秋田、山形、福島、 茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、新潟、島根、広島、 山口、愛媛、高知、福岡、 佐賀、長崎、熊本、大分、 宮崎
三重県	ベル412E P (みえ)	福井、岐阜、愛知、三重、 滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山	島根、茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、神奈川、 新潟、富山、石川、山梨、 長野、静岡、鳥取、島根、 岡山、広島、山口、徳島、 香川、愛媛、高知
滋賀県	B K-117B-1 (おうみ)	富山、石川、福井、長野、 岐阜、静岡、愛知、三重、 滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山、鳥取、岡山、 徳島	福島、茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、神奈川、 新潟、山梨、島根、広島、 山口、香川、愛媛、高知
京都市消防局	アエロスパシアル A S 365N 1 (ひえい) アエロスパシアル A S 365N 2 (あたご)	福井、岐阜、愛知、三重、 滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山、鳥取、岡山、 徳島、香川	福島、茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、神奈川 新潟、富山、石川、山梨、 長野、静岡、島根、広島、 山口、愛媛、高知、福岡、 佐賀、長崎、熊本、大分、 宮崎、鹿児島
大阪市消防局	アエロスパシアル A S 365N 1 (おおさか) アエロスパシアル A S 365N 2 (なにわ)	福井、岐阜、愛知、三重、 滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山、鳥取、岡山、 徳島、香川	宮城、山形、福島、茨城、 栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、神奈川、新潟、富山、 石川、山梨、長野、静岡、 島根、広島、山口、愛媛、 高知、福岡、佐賀、熊本、 大分、宮崎、鹿児島

へり保有市町村の 消防本部名及び へりを保有する 都道府県名	機 種 (機 名)	応 援 可 能 地 域	
		要請側市町村の離発着場を拠点	
		応援側市町村の離発着場を 拠点	
兵庫県	B K-117 B-1 (ひょうご)	滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良	富山、石川、福井、山梨、 長野、岐阜、静岡、愛知、 三重、和歌山、鳥取、岡山、 広島、徳島、香川、愛媛、 高知
神戸市消防局	B K-117 B-2 (KOBE I)	三重、滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山、鳥取、 岡山、徳島、香川	富山、石川、福井、山梨、 長野、岐阜、静岡、愛知、 島根、広島、山口、愛媛、 高知
	B K-117 B-1 (KOBE II)	滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、岡山、徳島、香川	福井、岐阜、愛知、三重、 和歌山、鳥取、島根、広島、 愛媛、高知
和歌山県	ベル412 E P (きしゅう)	三重、滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山、岡山、 徳島、香川、高知	群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、富山、石川、福井、 山梨、長野、岐阜、静岡、 愛知、鳥取、島根、広島、 山口、愛媛、福岡、佐賀、 長崎、熊本、大分、宮崎、 鹿児島
鳥取県	ベル412 E P (とっとり)	滋賀、京都、大阪、兵庫、 鳥取、島根、岡山、徳島、 広島、香川	神奈川、富山、石川、福井、 山梨、岐阜、静岡、愛知、 三重、奈良、和歌山、山口、 愛媛、高知、福岡、佐賀、 熊本、大分、宮崎
島根県	B K-117 B-2 (はくちょう)	鳥取、島根、岡山、広島	石川、福井、岐阜、愛知、 三重、滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山、山口、 徳島、香川、愛媛、高知、 福岡、佐賀、大分
岡山市消防局	B K-117 C-1 (ももたろう)	福井、岐阜、愛知、三重、 滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山	石川、福井、岐阜、愛知、 三重、滋賀、奈良、和歌山、 山口、福岡、佐賀、熊本、 大分、宮崎
広島県	ベル412 E P (メイプル)	鳥取、島根、岡山、広島、 山口、徳島、香川、愛媛、 高知	富山、石川、福井、岐阜、 愛知、三重、滋賀、京都、 大阪、兵庫、奈良、和歌山、 福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島
広島市消防局	アエロスパシアル A S 365 N 1 (ひろしま)	兵庫、島根、岡山、広島、 山口、徳島、香川、愛媛、 高知、福岡、佐賀、大分	富山、石川、福井、山梨、 長野、岐阜、静岡、愛知、 三重、滋賀、京都、大阪、 奈良、和歌山、長崎、熊本、 宮崎、鹿児島
徳島県	B K-117 C-1 (うずしお)	大阪、兵庫、奈良、和歌山、 岡山、徳島、香川、愛媛、 高知	岐阜、愛知、三重、滋賀、 京都、鳥取、島根、広島
香川県	B K-117 B-2 (オリーブ)	大阪、兵庫、鳥取、岡山、 広島、徳島、香川	富山、福井、岐阜、静岡、 愛知、三重、滋賀、京都、 奈良、和歌山、島根、山口、 愛媛、高知、福岡、佐賀、 熊本、大分、宮崎
愛媛県	B K-117 B-1 (えひめ21)	岡山、広島、徳島、香川、 愛媛、高知	福井、岐阜、愛知、三重、 滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山、鳥取、島根、 山口、福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、鹿児島

ヘリ保有市町村の 消防本部名及び ヘリを保有する 都道府県名	機 種 (機 名)	応 援 可 能 地 域	
		要請側市町村の離発着場を拠点	
		応援側市町村の離発着場を 拠点	
高知県	シコルスキー S 76 B (りょうま)	岡山、広島、徳島、香川、 愛媛、高知	福井、岐阜、愛知、三重、 滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山、鳥取、島根、 山口、福岡、佐賀、熊本、 大分、宮崎
福岡市消防局	アエロスパシアル A S 365 N 1 (ゆりかもめ) アエロスパシアル A S 365 N 1 (ほおじろ)	島根、広島、山口、愛媛、 高知、福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、鹿児島	富山、岐阜、愛知、三重、 滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山、鳥取、岡山、 徳島、香川
北九州市消防局	アエロスパシアル A S 365 N 1 (きたきゅう)	島根、広島、山口、愛媛、 高知、福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、鹿児島	富山、岐阜、愛知、三重、 滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山、鳥取、岡山、 徳島、香川
長崎県	B K-117 B-1 (ながさき)	福岡、佐賀、長崎、熊本	広島、山口、愛媛、高知、 大分、宮崎、鹿児島
大分県	B K-117 B-1 (とよかぜ)	福岡、大分、 熊本（天草の一部を除く）	広島、山口、香川、愛媛、 高知、佐賀、長崎、宮崎
鹿児島県	ベル412 E P (さつま)	福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島	三重、滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山、鳥取、 島根、岡山、広島、山口、 徳島、香川、愛媛、高知、 沖縄（本島）

（注）本表には、無給油で県内全域をカバーできる都道府県をあげているので、この都道府県名を一応の目安として応援要請を行うこと。

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目

1 広域航空消防応援の要請手続き

(1) 広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）第6項及び第8項の要請についての消防庁等の連絡先は次のとおりとする。

① 消防庁

	連絡・要請窓口 の名称	電 話 番 号	消防防災 無 線	消防防災無線 ファクシミリ	電話ファクシミリ
昼間	救急救助課	03-5574-0126	6650	6609	03-5574-0136
夜間	宿直經由 救急救助課	03-5574-0119	6060	6069	03-5574-0190

(注) 昼間 (8:00～17:45)、夜間 (17:45～8:30)

② 応援側都道府県

都 道 府県名	昼・夜	連絡・要請 窓口の名称	電 話 番 号	消防防災 無 線	消防防災 無線 F A X	電 話 F A X	航空隊電話番号 及び F A X
北海道	昼間 8:45-17:30	総務部防災 消防課	011-782-3233	02-21	02-29	011-782-3234	電話番号 011-782-3233
	夜間 17:30-8:45	防災航空室					ファクシミリ 011-782-3234
青森県	昼間 8:30-17:00	総務部 防災消防課				0177-22-4867	電話番号 0177-29-0355
	夜間 17:00-8:30	防災航空 センター				0177-29-0377	ファクシミリ 0177-29-0377
岩手県	昼間 8:30-17:15	総務部総合 防災室防災 航空係	0198-26-5251			0198-26-5256	電話番号 0198-26-5251
	夜間 17:15-8:30	守衛室	019-651-3111			0198-26-5256	ファクシミリ 0198-26-5256
宮城県	昼間 8:30-17: 45	総務部消防 防災課 消防係	022-211-2375	04-12372	04-12398	022-211-2398	電話番号 022-247-1555
	夜間 17:45-8:30	防災 センター	022-211-2140	23-12140			ファクシミリ 022-247-2555
山形県	昼間 8:30-17:00	文化環境部 消防防災課 防災係	023-630-2231	06-511	06-500	023-633-4711	電話番号 0237-47-3275
	夜間 17:00-8:30	巡視室	023-630-3020				ファクシミリ 0237-47-3277
福島県	昼間 8:30-17:15	消防防災航 空センター	0247-57-3000				電話番号 0247-57-3000
	夜間 17:15-8:30	守衛室	024-521-7821				ファクシミリ 0247-57-3500
茨城県	昼間 8:30-17:15	生活環境部 消防防災課	029-301-2879	08-611	08-600	029-301-2898	電話番号 0298-57-8511
	夜間 17:15-8:30	生活環境部 消防防災課 無線室				043-222-5219	ファクシミリ 0298-57-8501
栃木県	昼間 8:30-17:15	総務部 消防防災課	028-623-2136	09-7502	09-7506	028-623-2146	電話番号 028-677-1119
	夜間 17:15-8:30	管財課 宿直室		09-7504	09-2143	028-623-2143	ファクシミリ 028-623-2143
群馬県	昼間 8:30-17:15	消防防災課 防災航空隊	027-265-0200			027-221-6900	電話番号 027-265-0200
	夜間 17:15-8:30	総務部消防 防災課	027-226-2250			027-221-0158	ファクシミリ 027-265-6900
埼玉県	昼間 8:30-17:15	環境防災部 消防防災課	048-830-3171	11-63171	11-70950	048-830-4776	電話番号 0492-97-7810
	夜間 17:15-8:30	環境防災部 消防防災課 防災航空隊	0492-97-7810			0492-97-7906	ファクシミリ 0492-97-7906

都 道 府 県 名	昼・夜	連絡・要請 窓口の名称	電 話 番 号	消防防災 無 線	消防防災 無線 F A X	電 話 F A X	航空隊電話番 号及び F A X
千葉県	昼間 9:00-17:00	総務部消防 地震防災課	043-223-2179	12-7653	12-7656	043-222-5208	
	夜間 17:00-9:00	総務部消防 地震防災課 無線統制室	043-223-2178	12-7655		043-222-5219	
東京都	昼間 9:00-17:15	総務局災害 対策部応急 対策課	03-5388-2457	13-5225	13-5096	03-5388-1260	
	夜間 17:15-9:00	夜間防災 連絡室	03-5388-2459			03-5388-1958	
神奈川県	昼間 8:30-18:00	防災局	045-210-3521	14-21	14-34	045-201-6409	
	夜間 18:00-8:30	災害対策課	045-210-3535				
新潟県	昼間 8:30-17:15	環境生活部 消防防災課	025-285-5511 内線2254	15-11	15-11	025-285-4752	電話番号 025-270-0263 ファクシミリ 025-270-0265
	夜間 17:15-8:30	警備員室	025-285-5511				
富山県	昼間 8:30-17:15	総務部 消防防災課	076-431-4111 内線3361	1-3361	16-2827	076-432-0657	電話番号 076-495-3060 ファクシミリ 076-495-3066
	夜間 17:15-8:30	管財課 守衛室	076-431-4111	1-3310			
石川県	昼間 8:30-17:15	環境安全部	076-223-9061	17-11	17-11	076-261-2660	電話番号 0761-24-8930 ファクシミリ 0761-24-8931
	夜間 17:15-8:30	消防防災課					
福井県	昼間 8:30-17:15	防災航空 事務所	0776-51-6945	18-418-1	18-418-5	0776-51-6947	電話番号 0776-51-6945 ファクシミリ 0776-51-6947
	夜間 17:15-8:30	県民生活部 消防防災課	0776-21-1111	018-111- 61-2175		0776-22-7617	
山梨県	昼間 8:30-17:15	県防災 航空隊	0551-20-3601			0551-20-3603	電話番号 0551-20-3601 ファクシミリ 0551-20-3603
	夜間 17:15-8:30	守衛室	0552-23-1399				
長野県	昼間 8:30-17:15	生活環境部 消防防災課	026-235-7182	20-213	20-241	026-233-4332	電話番号 0263-85-5511 ファクシミリ 0263-85-5513
	夜間 17:15-8:30	消防防災航 空センター	0263-85-5511			0263-85-5513	
岐阜県	昼間 8:30-17:15	地域県民部 消防防災課 防災航空隊	0583-71-5192			0583-71-5194	電話番号 0583-71-5192 ファクシミリ 0583-71-5194
	夜間 17:15-8:30	岐阜市消防 本部指令課	058-262-8151			058-266-8154	
静岡県	昼間 8:30-17:15	県消防 防災航空隊	054-261-4483			054-261-4761	電話番号 054-261-4483 ファクシミリ 054-261-4761
	夜間 17:15-8:30	防災局内 防災当直	054-221-2072				
愛知県	昼間 9:00-17:30	県防災 航空隊	0568-29-3121			0568-29-3123	電話番号 0568-29-3121 ファクシミリ 0568-29-3123
	夜間 17:30-9:00						
三重県	昼間	県防災 航空隊	059-235-2558			059-235-2557	電話番号 059-235-2555 ファクシミリ 059-235-2557
	夜間						
滋賀県	昼間 8:30-17:15	企画県民部 消防防災課	077-528-3432	25-820	25-850	077-528-4994	電話番号 0748-52-6677 ファクシミリ 0748-52-6679
	夜間 17:15-8:30	守衛室	077-524-8516	25-848	25-855	077-523-6390	

都 道 府県名	昼・夜	連絡・要請 窓口の名称	電 話 番 号	消防防災 無 線	消防防災 無線 F A X	電 話 F A X	航空隊電話番号及び F A X
京都府	昼間 8:30-17:15	総務部 消防防災課	075-414-4468	26-11	26-13	075-414-4477	
	夜間 17:15-8:30						
大阪府	昼間 9:00-18:00	総務部 防災室	06-6944-3947	27-4877	27-4870	06-6944-6654	
	夜間 18:00-9:00	防災当直室	06-6944-6021 06-6944-6022				
兵庫県	昼間 9:00-18:00	企画管理部 防災局 消防課	078-362-3162	28-20	28-40	078-362-3910	電話番号 06-6857-9858 ファクシミリ 06-6857-9870
	夜間 18:00-9:00	企画管理部 防災局 企画課	078-362-4250	28-30			
和歌山県	昼間	県防災航空 センター	0739-43-5897			0739-43-5899	電話番号 0739-43-5897 ファクシミリ 0739-43-5899
	夜間						
鳥取県	昼間 8:30-17:15	生活環境部 消防課消防	0857-38-8119	31-305	31-311	0857-38-8127	電話番号 0857-38-8119 ファクシミリ 0857-38-8127
	夜間 17:15-8:30	防災航空 センター	090-337-02511 090-337-06664				
島根県	昼間	環境生活部 消防防災課 防災航空 管理所	0853-72-7661			0853-72-7671	電話番号 0853-72-7661 ファクシミリ 0853-72-7671
	夜間						
広島県	昼間 8:30-17:15	環境生活部 消防防災課	082-228-2111 内線2351	34-89	34-84	089-933-2408	電話番号 0848-86-8931 ファクシミリ 0848-86-8933
	夜間 17:15-8:30		082-228-0999				
山口県	昼間 8:30-17:15	総務部消防 防災課 消防係	083-933-2360	35-821	35-868	089-933-2408	電話番号 0836-37-6422 ファクシミリ 0836-37-6423
	夜間 17:15-8:30	守衛室	083-933-3111	35-850			
徳島県	昼間 8:30-17:15	消防防災航 空隊事務所	088-683-4119			088-683-4121	電話番号 088-683-4119 ファクシミリ 088-683-4121
	夜間 17:15-8:30	県庁衛視室	088-621-2057				
香川県	昼間 8:30-17:15	生活環境部 消防防災課	087-831-1111 内線2777		37-119	087-831-3602	電話番号 087-879-0119 ファクシミリ 087-879-1400
	夜間 17:15-8:30	守衛室	087-831-1111				
愛媛県	昼間 8:30-17:15	県民環境部 防災安全課 防災航空 事務所	089-965-1119			089-972-3655	電話番号 089-972-2133 ファクシミリ 089-972-3655
	夜間 17:15-8:30	守衛室	089-941-2111				
高知県	昼間 8:30-17:15	総務部消防 交通安全課	088-823-9320	39-11	39-11	088-823-9253	電話番号 088-864-3890 ファクシミリ 088-864-3896
	夜間 17:15-8:30	守衛室	088-823-1111				
福岡県	昼間 8:30-17:45	総務部消防 防災課	092-643-3112	40-7023	40-7399	092-643-3117	
	夜間 17:45-8:30	当直室	092-641-4373				
長崎県	昼間	総務部	0958-25-7855	40-7023	40-7023	0958-23-1629	電話番号

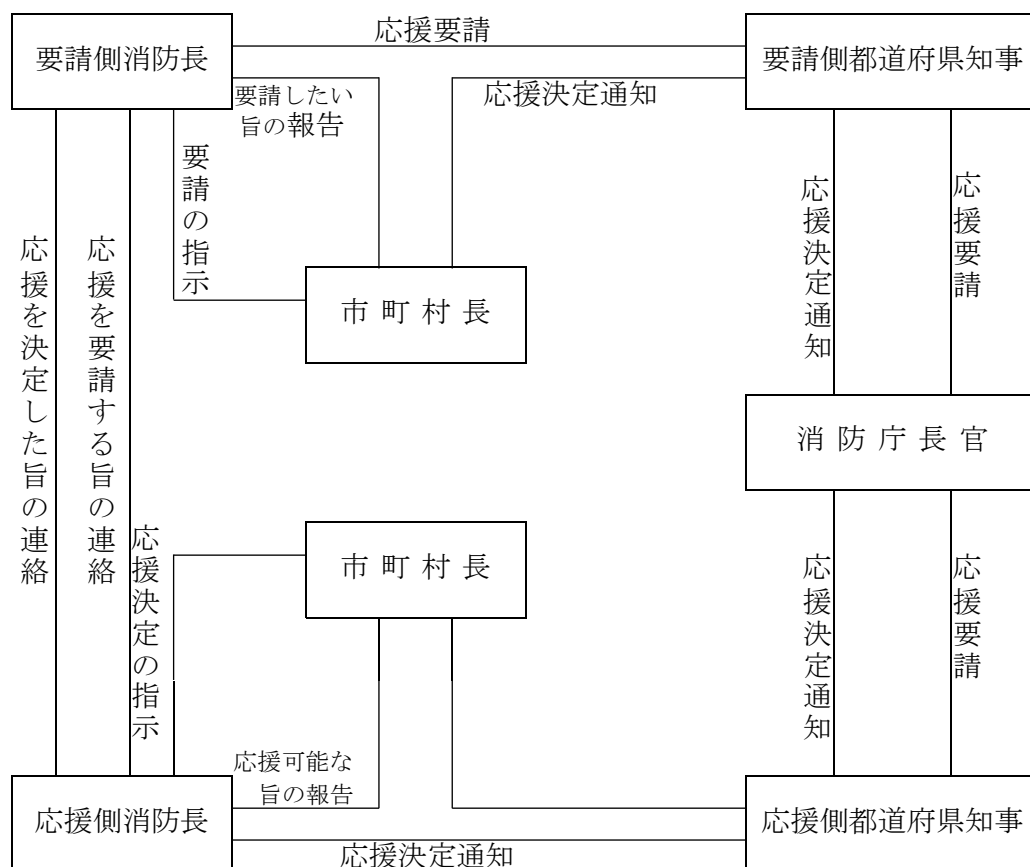
都 道 府県名	昼・夜	連絡・要請 窓口の名称	電 話 番 号	消防防災 無 線	消防防災 無線 F A X	電 話 F A X	航空隊電話番 号及び F A X
	夜間	消防防災課					0957-52-9590 ファクシミリ
大分県	昼間 8:30-17:00	生活環境部 消防防災課	0975-34-1711	44-151	44-150	0975-33-0930	電話番号 0974-34-2192
	夜間 17:00-8:30	宿直室	0975-36-1111				ファクシミリ 0974-34-2195
鹿児島県	昼間 8:30-17:15	防災航空 センター	0993-73-2881	1-3901	1-3907	0993-73-2882	電話番号 0993-73-2881
	夜間 17:15-8:30	総務部 消防防災課	099-286-2259	1-311- 7-5519	1-311- 7-2259	099-286-5519	ファクシミリ 0993-73-2882

③ 応援側市町村の消防本部

消防本部名	連絡・要請窓口	電話番号	F A X 番号	航空隊電話番号	航空隊 F A X 番号
札幌市消防局	指 令 課	011-215-2080	011-261-9119	011-2784-0119	011-784-0290
仙台市消防局	司 令 課	022-234-1166	022-234-1150	022-308-4578	022-308-4578
千葉市消防局	指 令 課	043-223-1831	043-202-1678	043-292-9186	043-292-9189
東京消防庁	総合指令室	03-3212-2111	03-3212-1477	03-3521-5811	03-3522-0120
横浜市消防局	指 令 課	045-332-1351	045-331-5221	045-784-0119	045-784-0116
川崎市消防局	指 令 課	044-244-8351	044-211-0111	03-3522-0119	03-3522-0119
名古屋市消防局	防災指令課	052-961-0119	052-953-0119	0568-28-0119	0568-28-0721
京都市消防局	指令センター	075-212-6750	075-252-1190	075-621-1834	075-621-1683
大阪市消防局	司 令 室	06-6543-0119	06-6535-5299	0729-92-4900	0792-92-0119
神戸市消防局	司 令 室	078-333-0119	078-392-2119	078-303-1192	078-302-8119
岡山市消防局	消防情報 通信センター	086-234-9978	086-231-2011	086-261-0119	086-261-1190
広島市消防局	通信指令課	082-246-8211	082-542-1007	082-291-1172	082-291-1146
福岡市消防局	指 令 課	092-725-6595	092-735-1074	092-451-3119	092-473-8425
北九州市消防局	指 令 課	093-582-3811	093-592-6805	093-475-6701	093-475-6700

(2) 要綱第6項及び第7項に定める要請及び決定通知のルートは、次のとおりとする。

図 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート



- (3) 要綱第6項第1号から第4号までに定める要請または連絡は、電話、無線、ファックス等によって様式1（①から⑦までに限る。）により行うとともに、後日正式文章を送付するものとする。
- (4) 要綱第6項第5号に定める要請を行った場合の通報事項は、電話、無線、ファックス等によって様式1（⑧から⑱までに限る。）により明確に連絡するとともに、後日正式文章を送付するものとする。
- (5) 様式1の各項の一部が未確定の場合は、内容が判明次第、随時連絡するものとする。
- (6) 要綱第8項に定める要請及び決定通知の手続については、前4号を準用する。

2 通信連絡

要綱第11項第2号に定める通信連絡の使用電波は全国共通波（150.73MHz）とし、無線の運用統制については、要請側消防本部の要請に従うものとする。

3 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画に定める事項等

- (1) 要綱第12項の要請側市町村の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - ① 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等
 - ② 燃料の補給体制
 - ③ 応援航空隊との要請側消防本部等との通信連絡方法
 - ④ 離発着場への職員の派遣
 - ⑤ 応援に伴い生ずることが予想される一般人及び建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
 - ⑥ 空中消火薬剤、救急救用資器材、隊員等の補給体制
 - ⑦ その他必要と認める事項
- (2) 要綱第12項第2に定める必要事項は、前号の①、②及び③とし、様式2により届け出るものとする。

- 4 要請側都道府県の事前計画に定める事項等
- (1) 要綱第13項の要請都道府県の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
- ① 要綱第12項に基づく届出により把握した離発着場及び位置図等
 - ② 昼間、夜間における連絡体制
 - ③ 市町村が定める空中消火薬剤、救急救助用資器材、燃料等の補給体制の補完措置
 - ④ 広域航空消防応援に関する費用の補助
- (2) 要綱第13項第2号に定める必要事項は、前号の①とし、様式3により届け出るものとする。
- (3) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。
なお、その内容に変更があった場合は、その都度届け出るものとする。
- 5 事故時の連絡等
- (1) 要請側市町村の消防長は、応援航空隊に関する次の事故を覚知したときは、応援側市町村の消防長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）に速やかに連絡するものとする。
- ① 人の死傷を伴う事故
 - ② 航空機の重大な損傷事故
 - ③ 救難対策を必要とする事故
- (2) 応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、ヘリの長期間運行不能等により応援不能が予測されるときは、応援側都道府県の知事を通じて消防庁長官へ連絡しておくものとする。
- (3) ヘリを保有する都道府県の知事は、ヘリの長期間運行不能等により応援不能が予測されるときは、消防庁長官へ連絡しておくものとする。
- 6 応援側市町村及びヘリを保有する都道府県の届出
- (1) 要綱第14項第1号及び第2号に定める事項について届出を行う場合には、次の様式によるものとする。
- ① 保有ヘリの性能及び活動能力 様式4
 - ② 特別救助隊等の種別及び隊員数 様式5
 - ③ 救助器具 様式6
- (2) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。
なお、その内容に変更があった場合は、その都度届け出るものとする。
- 7 消防庁長官の情報提供
- (1) 要綱第15項第1号に定める情報提供は、様式3によるものとする。
- (2) 要綱第15項第2号に定める情報提供は、様式6及び7によるものとする。
- 8 費用負担
- 要綱第16項に定める応援に要した費用の負担区分及び支払方法については、次の各号による。
- (1) 要請側市町村の負担する経費は、①ヘリの燃料費、②隊員の出場手当、旅費、日当、宿泊費、③当該応援により特別に必要なヘリの修繕料とする。
- (2) 応援中に発生した事故の修理の要する経費は、①土地、建物、工作物等に対する補償費、②一般人の死傷に伴う損害賠償、③機体の補償費、④その他の諸経費とする。
- (3) 応援側市町村の長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）は、応援終了後14日以内に当該応援に要した第1号に定める経費の総額を算定し、要請側市町村の長に通知するものとする。
- (4) 要請側市町村の長は、通知を受けてから7日以内に通知書の写しを要請側都道府県の知事に送付するものとする。
- (5) 要請側市町村は、第3号の通知があった日から90日以内に応援に要した経費を応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県を含む。）に支払うものとする。

附 則

この実施細目は、昭和61年5月30日から施行する。

附 則〔平成4年3月23日消防救第39号〕

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則〔平成5年3月26日消防救第36号〕

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則〔平成5年5月14日消防救第66号〕

この要綱は、平成5年5月14日から施行する。
附 則〔平成6年4月1日消防救第45号〕
この要綱は、平成6年4月14日から施行する。
附 則〔平成7年6月12日消防救第83号〕
この要綱は、平成7年4月26日から施行する。
附 則〔平成8年6月28日消防救第127号〕
この要綱は、平成8年4月22日から施行する。
附 則〔平成8年11月7日消防救第224号〕
この要綱は、平成8年7月11日から施行する。
附 則〔平成9年3月19日消防救第67号〕
この要綱は、平成8年10月21日から施行する。
附 則〔平成10年3月31日消防救第47号〕
この要綱は、平成9年9月25日から施行する。
附 則〔平成11年3月26日消防救第68号〕
この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
附 則〔平成12年7月26日消防救第202号〕
この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

様式 1

広域航空消防応援（ヘリコプター）要請連絡表

要請側消防本部 連絡者	要請側都道府県 連絡者	消 防 庁	応援側都道府県 連絡者	応援側消防本部 連絡者

①要請先市町村名	
②要請者職・氏名	消防本部消防長 市 町 村 長
③要 請 日 時	年 月 日 時 分
④災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	
⑤ 災害の概要	
応援の種別 ⑥	①調 査 ②火 災 ③救 助 ④救 急 ⑤救 援
活 動 拠 点	①定 置 場 ②離発着場
⑦応援の概要	
応援の具体的内容 ⑧ 及び必要資機材	

⑨離発着可能な場所	第 1 順位	
	第 2 順位	
⑩給 油 体 制	給油の可否	
	給油方法	
	体制作りの 所要時間	
⑪ 現場最高指揮者 職・氏名・無線局名		
⑫ 離発着場における 資機材の準備状況		
⑬ 他機関の航空機 及びヘリの活動状況		
⑭ 他の消防本部等に 対する応援ヘリ 要請状況		
⑮気象の状況	天候	風向 風力 m / s 視界 m
⑯ヘリの誘導方法		
⑰ 要請側消防本部 連 絡 先		
⑱そ の 他		

様式 2

離 発 着 場 調 査 表

離 発 着 場 名					公共用、 非公共用の別	
所 在 地	地名・地番					
	座 標		北 緯		東 経	
	所有者 又 は 管理者	住 所			電話番号	
		氏 名			職 業	
土地の状況	長さ・幅		m		m	
	勾 配		縦断勾配		横断勾配	
	表 面					
	散水の必要性					
恒 風 方 向						
付 近 障 害 物 の 状 況						
離発着場との連絡方法						
給 油 体 制			給油の可否			
			給油の方法			
応援航空隊と要請側 消防本部等との連絡方法						
そ の 他 参 考 事 項						

離着陸場位置図（ 1 /	離着陸場位置図（ 1 /
1 / 50,000	1 / 10,000
離発着現場見取図（恒風方向を矢印のこと）	
1 / 3,000	

様式 3

離 発 着 場 一 覧

番号	離 発 着 場 名	地 名 ・ 地 番	座 標	長さ×幅 (m)	燃 料 補給の 可 否	公共用、 非公共 用の別
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			

注：① ヘリポートの場合には、「番号」に○を付けること。

② 座標の欄のNは北緯、Eは東経を表す。

③ 別添として、市町村境界域を明示する全県（都・道・府）地図に、上記の番号を記入し、ヘリポート又は飛行場外離着陸場の位置を明示すること（原則として、地図はB4判とする。）。

様式 4

ヘリの性能、可動可能地域調査表

消防本部又は都道府県名			
機 種			
機 名			
機 体	製 造 会 社 名		
	形 式		
	前 長 (m)		
	主回転翼直径 (m)		
座 席 数	乗 務 員 (人)		
	旅 客 (人)		
重 量	全装備重量 (k g)		
	空虚重量 (k g)		
	有効搭載量 (k g)		
エ ン ジ ン	製 造 会 社		
	形 式		
	基 数		
性 能	最大速度 (k m / h)		
	巡航速度 (k m / h)		
	航 続 距 離 (k m)		
	航 続 時 間 (h)		
	実用上昇速度 (m)		
	耐風性能 (m / s)		
燃 料	使 用 燃 料		
	タンク容量 (リットル)		
	増槽タンク容量 (リットル)		
	消費量 (リットル / h)		

装 置	カーゴスリング (k g)		
	ホ イ ス ト (k g)		
	タ ン カ (人分)		
	照明装置の性能		
	他の 主な 装置		
使用可能な無線波 (消防、航空等すべて)			
全装備重量により、現地で の活動時間30分及び予備飛 行時間30分を差し引いて算 出した航続距離 (時間) / 2 【定置場を拠点】		k m (時間 分)	k m (時間 分)
上記航続距離により カバー可能な都道府県			
全装備重量により、予備飛 行時間30分を差し引いて算 出した航続距離 (時間) 【離着陸場を拠点】		k m (時間 分)	k m (時間 分)
上記航続距離により カバー可能な都道府県			
上記に関わらず途中給油 することによりカバー可 能な都道府県 (どこまで 飛ぶか)			
保 険	対 人	円	円
	対 物	円	円
	搭 乗 者	円	円
	機 体	円	円
	年間保険料 (掛金)	円	円

- (注) 1 前 長…主及び尾部回転翼展開時の最先端から最後端までの長さ
2 旅客等数…最大座席数から乗務員 2 名を差し引いた数
3 巡航速度…全装備重量での標準大気中の高速巡航速度
4 航続距離…巡航速度による航続距離 (標準燃料タンク使用、残燃料なし)
5 航続時間…巡航速度による航続時間 (標準燃料タンク使用、残燃料なし)

様式 5

特 別 救 助 隊 等 一 覧

項 目	隊 員 数	消 防 本 部 名
特 別 救 助 隊	名	
水 難 救 助 隊	名	
山 岳 救 助 隊	名	

(注) ヘリを保有する都道府県が当該ヘリを用いて消防業務を行う航空隊を構成する消防本部以外の消防本部から特別救助隊等を選定する場合は、ヘリによる迅速な応援出動を考慮し、ヘリ定置場の近隣消防本部から選定するよう留意する。

様式 6

救 助 器 具 等 一 覧

〈救助用器具〉

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行 (mm)	重量 (k g)	

〈水難救助用器具〉

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行 (mm)	重量 (k g)	

〈山岳救助用器具〉

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行 (mm)	重量 (k g)	

(注) サイズについては、救助器具が収納されている状態で計測したものを記載すること。

様式 7

ヘリ搭乗可能な特別救助隊等隊員数一覧

ヘリを保有する都道府県名及び ヘリ保有市町村の消防本部名	特別救助隊 の隊員数	水難救助隊 の隊員数	山岳救助隊 の隊員数
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名

大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定

(平成8年1月17日付け消防救第3号・防運第153号)

消防庁及び防衛省は、大規模災害に関し、迅速かつ円滑な応急対策の実施等に資するため、消防及び自衛隊の相互協力に関し、次のように協定する。

消 防 庁 次 長
成 瀬 宣 孝

防 衛 省 防 衛 局 長
秋 山 昌 廣

(協定の目的)

第1条 この協定は、大規模災害（消防及び自衛隊の相互の協力が必要となるその他の事態を含む。以下同じ。）に際し、消防及び自衛隊がその任務を遂行するため、相互の連絡調整及び消防職員等（「消防組織法」（昭和22年法律226号）第24条の3の規定に基づき、「災害が発生した市町村のため応援出動する消防機関の職員及び当該応援出動に必要な資機材」をいう。第2条2及び3において同じ。）への迅速な移動に係る協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大規模災害に際しての協定の内容)

第2条 消防庁及び防衛省は、次の事項に関し、相互に協力するものとする。

1 情報交換

消防及び自衛隊は、速やかに、当該大規模災害に係る情報を収集し、相互に提供するものとする。

2 連携のための調整

消防及び自衛隊は、被災地等における人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務にあたるよう相互に調整を行うものとする。

3 消防職員等の移動のための協力

自衛隊は、応援出動を行うことを命ぜられた消防職員等の被災地等への迅速な移動を確保するため、当該消防職員等の航空輸送その他の輸送支援を行うものとする。

(平素の連絡)

第3条 消防及び自衛隊は、大規模災害に際し迅速かつ適切にその任務を遂行することができるよう、平素から消防及び自衛隊の密接な連絡調整が行われるよう協力するものとする。

災害時の医療救護に関する協定書

災害時において、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び岐阜県地域防災計画（昭和37年作成。以下「防災計画」という。）に基づき岐阜県が実施責任を負う医療救護の万全を期するため、岐阜県（以下「甲」という。）と社団法人岐阜県医師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時の医療救護に関して協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、救助法、防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療に関する救助について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、救護班の編制、派遣その他医療救護の実施に関する医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画等に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編制及び派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、医療救護計画に基づき救護班を編制し、災害現場等の救護所に派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請をうける暇がない場合には、乙は、医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護班に対する指揮命令及び医療活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、原則として甲又は市町村の救護所において医療活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する選別
- （2）傷病者に対する応急措置及び必要な医療
- （3）助産
- （4）収容医療機関への転送の要否及び順位の決定
- （5）死亡の確認及び死体の検案

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する衣料品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（収容医療機関の指定）

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（報告）

第9条 医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（費用の弁償等）

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- （1）救護班の編制及び派遣に要する経費
- （2）救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費

2 前項に定める費用弁償の額については、別に定めるものとする。

(扶助金)

第11条 甲は、医療救護班の業務災害に対して扶助金を法令の定めるところにより支給する。

(市町村及び地域医師会との調整)

第12条 甲は、救助法に基づき、市町村が行う災害時の医療救護について、本協定に準じ、地域医師会の協力を得て実施するよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、地域医師会に対し、前項に定める市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう必要な調整を行う。

(実施細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ各自その1通を保有する。

平成9年5月6日

甲	岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県知事	梶原 拓
乙	岐阜市藪田南3丁目5番11号 社団法人岐阜県医師会長	小坂 孝二

災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定書

岐阜県（以下「甲」という。）と岐阜県製薬協会（以下「乙」という。）の間に災害時の医療救護活動に必要な医薬品（以下「災害医薬品」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（県の要請）

第1条 甲は、災害用医薬品の確保を図るため、必要があると認めたときは、乙に対し保有する災害用医薬品の供給を要請するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（災害用医薬品の種類等）

第3条 災害用医薬品の種類等については、別に定める。

（供給要請の方法）

第4条 第1条の要請は文章（ファクシミリによる文章を含む。）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合には電話等により要請し、その後速やかに文章を交付するものとする。

（緊急措置）

第5条 やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれないときは、甲は、直接乙の加入会員に対し供給要請することができるものとする。この場合、甲は、措置事項を速やかに乙に連絡するものとする。

（災害用医薬品の引き取り）

第6条 災害用医薬品の取引の場所及び配送の方法については、甲が指定するものとし、当該場所において甲又は甲の指定する者が品目及び数量を確認のうえ引き取るものとする。

（災害用医薬品の価格）

第7条 災害用医薬品の取引価格は、災害発生前の平常時において通常取引されている価格とする。

ただし、災害発生後において、乙等の仕入れ価格又は乙等の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲、乙等協議して定める。

（費用負担）

第8条 甲は、引き取った災害用医薬品の代金を速やかに供給業者に支払うものとする。

（保有量の報告）

第9条 乙は、毎年3月及び9月末日現在の災害用医薬品の保有量を甲に報告するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期限）

第11条 この協定の有効期限は、平成9年4月16日からとし、甲、乙いずれかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ各自その1通を保有する。

平成9年4月16日

甲 岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県知事
乙 岐阜市上太田町1丁目15番
岐阜県製薬教会長

梶原 拓
日置 一男

災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定書

岐阜県（以下「甲」という。）と岐阜県医薬品卸協同組合（以下「乙」という。）の間に災害時の医療救護活動に必要な医薬品（以下「災害医薬品」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（県の要請）

第1条 甲は、災害用医薬品の確保を図るため、必要があると認めたときは、乙に対し保有する災害用医薬品の供給を要請するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（災害用医薬品の種類等）

第3条 災害用医薬品の種類等については、別に定める。

（供給要請の方法）

第4条 第1条の要請は文章（ファクシミリによる文章を含む。）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合には電話等により要請し、その後速やかに文章を交付するものとする。

（緊急措置）

第5条 やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれないときは、甲は、直接乙の加入組合員に対し供給要請することができるものとする。この場合、甲は、措置事項を速やかに乙に連絡するものとする。

（災害用医薬品の引き取り）

第6条 災害用医薬品の引き取りの場所及び配送の方法については、甲が指定するものとし、当該場所において甲又は甲の指定する者が品目及び数量を確認のうえ引き取るものとする。

（災害用医薬品の価格）

第7条 災害用医薬品の取引価格は、災害発生前の平常時において通常取引されている価格とする。

ただし、災害発生後において、乙等の仕入れ価格又は乙等の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲、乙等協議して定める。

（費用負担）

第8条 甲は、引き取った災害用医薬品の代金を速やかに供給業者に支払うものとする。

（保有量の報告）

第9条 乙は、毎年3月及び9月末日現在の災害用医薬品の保有量を甲に報告するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期限）

第11条 この協定の有効期限は、平成9年4月16日からとし、甲、乙いずれかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成9年4月16日

甲 岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県知事

梶原 拓

乙 岐阜市今町4丁目20番
岐阜県医薬品卸協同組合理事長

林 弘

大規模災害発生時における相互協力に関する協定

岐阜県（以下「県」という。）と中日本高速道路株式会社中部地区支配人（以下「会社」という。）とは「岐阜県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」（平成17年10月29日締結）に基づき、大規模災害発生時の緊急時における応急復旧業務の実施にあたり、相互に協力することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害発生時の緊急時における応急復旧業務の実施にあたり、相互協力に必要な事項を定め、もって災害応急復旧業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（相互協力の内容）

第2条 大規模災害発生時の相互協力は、次の各号に掲げる内容とし、協力要請された県または会社は、自らが行う業務に支障ない範囲において、応じるものとする。

- （1）道路の土木部、橋梁部及びトンネル部等の大規模道路構造物の異常、変形及び損傷等に対する技術的支援
- （2）休憩施設等の緊急開口部を利用した緊急車両の出入り
- （3）その他必要と認められる事項

（協力の要請）

第3条 協力を要請する県または会社は、第2条に定める協力内容を明らかにし、口頭もしくは電話等で協力を要請し、後日速やかに文章を送付するものとする。

（費用負担）

第4条 第2条に基づく協력에要する経費は、原則として協力を要請した県または会社が負担するものとする。

（情報連絡体制）

第5条 大規模災害発生時の協力が円滑に実施されるために、担当事業部署の名称及び連絡先を相互に交換するものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定の解釈に疑義を生じた事項については、その都度協議するものとする。

平成18年2月1日

岐 阜 県
建 設 管 理 局 長

奥 田 邦 夫

中日本高速道路株式会社
中 部 地 区 支 配 人

稲 葉 英 憲

県が管理する道路交通安全施設に係る災害応援協力に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害時における県が管理する道路交通安全施設の応急復旧等に関して、岐阜県（以下「甲」という。）が、社団法人岐阜県道路交通安全施設業協会（以下「乙」という。）に対して、応援協力を求めるにあたって、必要な事項を定めることを目的とする。

(応援協力の内容)

第2条 県内に地震、風水害等により災害が発生した時に、乙はその技術力と県内道路環境に精通していることを生かし、甲が管理する道路交通安全施設の被災状況の調査を行い、甲に対して応急復旧等に関する技術的助言を行うものとする。

(応援協力の要請手続き)

第3条 甲は、災害が発生し、必要と認めるときは、口頭等により乙に前条に規定する応援協力を要請するものとする。

2 乙は、通信の不能等によって、前項の規定による要請が行われない場合は、乙の判断により、道路交通安全施設の被災状況を把握し、応援協力を行うものとする。

(費用負担)

第4条 第2条に規定する応援協力を要する費用は、原則として乙が負担する。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲にあっては基盤整備部道路維持課長、乙にあっては、社団法人岐阜県道路安全施設業協会総務委員長とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成17年4月14日から適用する。

この協定書の証として本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成17年4月14日

甲 岐阜県建設管理
局 長

乙 社団法人岐阜県道路交通安全施設業協会
会 長

災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給等に関する協定書

岐阜県（以下「県」という。）と日本医療ガス協会東海地域本部（以下「会社」という。）の間に災害時の医療救護活動に必要な医薬品等（以下「災害用医薬品等」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（県の要請）

第1条 甲は、災害用医薬品等の確保を図るため、必要があると認めたときは、乙に対し保有する災害用医薬品等の供給を要請するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（災害用医薬品の種類等）

第3条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- （1）酸素、亜酸化窒素、窒素、二酸化炭素、エチレンオキシド
- （2）その他ガス供給機器

（供給要請の方法）

第4条 第1条の要請は文章（ファクシミリによる文章を含む。）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合には電話等により要請し、その後速やかに文章を交付するものとする。

（緊急措置）

第5条 やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれないときは、甲は直接乙の加入組合員に対し供給を要請することができるものとする。この場合、甲は、措置事項を速やかに乙に連絡するものとする。

（災害用医薬品の引取）

第6条 災害用医薬品等の引取りの場所及び配送の方法については、甲が指定するものとし、当該場所において工または公の指定するものが品目及び数量を確認の上引き取るものとする。

第7条 災害用医薬品等の引取価格は、災害発生前の平常時において通常取引されている価格とする。

ただし、災害発生後において、乙等の仕入れ価格又は乙等の負担に係る運搬等の交通経費が著しく変動した場合は、甲、乙等協議して定める。

（費用負担）

第8条 甲は、引取った災害用医薬品等の代金を速やかに供給業者に支払うものとする。

（保有量の方向）

第9条 甲は、乙に対し、災害用医薬品等の保有量の報告を必要に応じ求めることができる。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期限）

第11条 この協定の有効期限は、平成12年2月17日からとし、甲、乙いずれかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲、乙署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成12年2月17日

甲 岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県知事 梶原 拓

乙 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目25-17
日本医療ガス協会東海地域本部

本 部 長 山 田 良 一

岐阜県広域火葬計画

第1 総則

1 目的

この計画は、「厚生労働省防災業務計画」（平成8年1月10日厚生省第2号）に基づき、災害時における被災市町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適正な取扱いを確保するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定め、もって被災市町村における公衆衛生の確保及び遺族等の精神的安寧を図ることを目的とする。

2 定義

この計画において「広域火葬」とは、大規模災害により被災市町村の火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、被災地の周辺等の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

大規模な火災の発生時は、災害対策基本法（以下「法」という。）第76条の規定に基づき交通の規制が行われること等により、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能であることが想定される。そこで、遺族等による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等に関して適切な調整を行い、この計画に基づき広域火葬を実施するとともに遺体の取扱いに配慮するものとする。

4 県及び市町村の役割

（1）県は、円滑に広域火葬を実施するために、情報を一元的に管理し、提供するとともに、市町村・都道府県間の調整を行う等必要な措置を講ずる。

（2）市町村は、円滑な広域火葬を実施するため、市町村内の情報収集と整理を行う。火葬場設置の市町村は、県と連携し、広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。

5 その他の計画との関連性

（1）この計画は、岐阜県地域防災計画と整合性を図り、円滑な広域火葬の実施及び遺体の適正な取扱いに対応するものとする。

（2）この計画における費用弁償は、災害救助法の定めるところに従って行う。

第2 平常時における対策計画

1 火葬場及び連絡担当部局等の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、市町村及び火葬場を設置する一部事務組合に情報提供するものとする。

（1）県内及び近隣県（富山県、石川県、長野県、愛知県、三重県及び滋賀県をいう。以下「近隣県」という。）内の火葬場に関する名称、所在地、火葬炉数、火葬炉の形式、使用燃料、周辺交通情報及びその他必要な事項

（2）市町村、火葬場を設置する一部事務組合及び近隣県の広域火葬に関する連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

2 広域火葬等実施組織の整備

（1）市町村は、災害時の遺体の保存体制、火葬実施体制、情報伝達等について、あらかじめ定めておくものとする。

（2）火葬場を設置する一部事務組合は、災害時の火葬実施体制、情報伝達等について構成市町村と協議し、あらかじめ定めておくものとする。

（3）県は、前記（1）及び（2）に関して必要な協力等を行うものとする。

3 資器材等の確保及び関係事業者との協定締結

市町村は、必要に応じて次の事項に関する措置を講じておくものとする。

（1）災害時に使用する遺体安置、検視に要する専用の場所の確保、棺及び遺体保存剤の確保、作業要員の確保方法並びに火葬場までの搬送手段の確保方法及び搬送経路及びその他必要な事項

（2）災害時における資器材の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車通行業者等の関係業者又は関係団体との協定の締結

4 緊急通行車両の事前届出

市町村は、災害時に遺体の搬送及び資器材の搬送に使用する車両については、法第76条第1項に規定する緊急通行車両として、県公安委員会に事前に届けておくものとする。

5 情報伝達手順等の整備

県は、市町村、火葬場を設置する一部事務組合及び近隣県間の広域火葬の円滑化を確保するために必要な情報伝達の手順、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

6 広域火葬の訓練

（1）市町村及び火葬場を設置する一部事務組合は災害の種類及び規模、作業要員の被害状況、火葬場の被害状況、周辺交通事情等、複数の被害状況を想定し、各状況に

- 応じた広域仮葬の模擬計画の作成にも努めるものとする。
- (2) 県は、必要に応じて次の事項を行うものとする。
- ア 市町村等関係者に対する広域仮葬計画の周知徹底
- イ 被害想定に応じた広域火葬訓練の実施

第3 災害発生時における対応計画

1 広域火葬支援組織の設置

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、広域火葬支援組織を健康局生活衛生課に設置（法に基づく災害対策本部が設置されている場合は同本部とする。）し、情報の収集及び被害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、効率的な広域火葬を推進するものとする。

2 被災状況の把握及び報告

- (1) 火葬場を設置する市町村及び一部事務組合（以下「火葬場設置市町村等」という。）は、災害発生後、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。
- (2) 被災市町村は、災害発生後、速やかに区域内の死者数の把握を行い、県に報告するものとする。
- (3) 県は前記（1）及び（2）の報告により被害状況を把握し、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

3 広域火葬の応援・協力の要請

- (1) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に対して広域火葬の応援を要請するものとする。
- (2) 県は、被災市町村からの応援要請又は県自らの判断により、火葬場設置市町村等及び必要に応じて近隣県に対し、広域火葬の応援依頼を行うとともに、厚生労働省にその旨報告するものとする。
- (3) 県は、県内及び近隣県の火葬場だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に対し近隣県以外の都道府県（以下「その他の都道府県」という。）への応援要請を依頼するものとする。
- (4) 県及び火葬場設置市町村等は、県内又は近隣県内で大規模災害が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (5) 県及び火葬場設置市町村等は、厚生労働省からその他の都道府県への火葬要員の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。

4 火葬場の割り振り及び調整

- (1) 県は、火葬場設置市町村等、近隣県及びその他の都道府県の広域火葬の応援承諾状況を整理し、被災市町村ごとに火葬場の割り振りを行い、これを被災市町村に通知するとともに、応援を承諾した火葬場設置市町村等、近隣県及びその他の都道府県に対し応援依頼の通知を行うものとする。
- (2) 被災市町村は、県の割り振りに基づき、遺体安置所及び遺族が保管している遺体について火葬場の割り振りを行い、応援を承諾した火葬場設置市町村等と火葬の実施方法等について詳細を調整するものとする。
- (3) 被災市町村は、被災規模、交通規制状況等の非常事態のため火葬場が限定されていること等を遺族に対して説明し、当該市町村が遺体を直接割り振られた火葬場に搬送することについて同意を得ることに努めるものとする。

5 火葬要員の派遣要請及び受け入れ

- (1) 火葬場設置市町村等は、当該火葬場の職員が被災したために火葬場の稼働ができない場合は、県に対し火葬要員派遣の手配を要請するものとする。
- (2) 県は、被災した火葬場設置市町村等からの要請に基づき、他の火葬場設置市町村等又は近隣県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。
- (3) 県は、県内の火葬場及び近隣県だけでは火葬要員の確保が困難であることが判明した場合は、厚生労働省に対しその旨を報告し、その他の都道府県等の応援を依頼するものとする。
- (4) 県及び火葬場設置市町村等は、県内又は近隣県内で大規模災害が発生したときは、火葬要員の応援依頼を踏まえ速やかに応援体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (5) 県及び火葬場設置市町村等は、厚生労働省からその他の都道府県への火葬要員の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。

6 遺体の取扱い

- (1) 死者に対する礼を失することなく、遺体の適切な取扱いをすること、並びに被災者感情にも十分考慮して行動する。
- (2) 被災市町村は、火葬の実施までに時間を要する場合には、遺体数に応じた十分な数の遺体安置所の確保、遺体の保存のために必要な物資の調達、作業要員の確保な

- ど、遺体の取扱いに関する必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 県は前記(2)の遺体の保存のために必要な物資の調達及び作業要員の確保について、被災市町村から要請があったときは、これに応ずるものとする。
- 7 遺体等の搬送手段の確保
被災市町村は、火葬までの遺体保存のための資器材の搬入車両及び遺体を火葬場まで搬送する車両は緊急通行車両を用いるものとする。
なお、緊急通行車両が十分に確保できない場合は、自衛隊、関係業者等の協力を県に要請するものとする。
- 8 相談窓口の設置
被災市町村は、広域火葬を円滑に実施するために相談窓口を設置し、広域火葬に関する情報提供を行うものとする。
- 9 災害以外の事由による遺体の火葬
被災市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込みを受け付けるものとする。
- 10 火葬に関する特例的取扱い
(1) 市町村及び一部事務組合は、被災市町村による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。
(2) 県は、市町村長から前記(1)に係る協議があったときは、直ちに厚生労働省に照会し、その結果を市町村等に連絡するものとする。
- 11 火葬状況の方向
(1) 被災市町村は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び近隣被災市町村から搬入した広域火葬実績を、災害による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。
(2) 広域火葬を行った火葬場設置市町村等(前記(1)の報告を行った市町村は除く。)は、災害による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。
(3) 県は、県内の火葬場からの日報をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。
- 12 引き取り者のいない焼骨の保管
被災市町村は、引き取りのない焼骨については、引き取り者が現れるまでの間、遺骨保管所を設けるものとする。

附 則

この計画は、平成13年4月1日から適用する。

岐阜県災害救助法施行細則

(総則)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、「災害救助法施行令」（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理府、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害状況報告)

第2条 災害に際し、市町村における災害が、令第1条第1項各号の1に該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村長は、ただちに災害状況報告書（別記第1号様式）に住家等一般被害状況等報告（別記第2号様式）を添えて知事に報告しなければならない。

(救助の程度、方法及び期間)

第3条 令第9条第1項の救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。

2 知事は、特別の理由により前項の規定によりがたいときは、厚生労働大臣の同意を得て変更することができる。

(物資の保管命令、収用等の場合の令書)

第4条 規則第1条第1項に規定する物資の保管命令、収用等の場合の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

(1) 公用令書 別記第3号様式

(2) 公用変更令書 別記第4号様式

(3) 公用取消令書 別記第5号様式

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（別記第6号様式）に登録しなければならない。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては変更事項を記録しなければならない。

(受領調書)

第5条 規則第2条第3項の受領調書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

2 規則第2条第3項の規定により受領調書を作成する場合は、その物資の所有者又は占有者の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(損失補償)

第6条 規則第3条の損失補償請求書の様式は、別記第8号様式のとおりとする。

2 前項の損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

(従事命令の場合の令書)

第7条 規則第4条に規定する救助業務従事命令の場合の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書 別記第9号様式

(2) 公用取消令書 別記第10号様式

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（別記第11号様式）に登録しなければならない。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これを抹消しなければならない。

(救助に従事できない場合の届出)

第8条 規則第4条第2項の規定による届出に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

(2) 前号以外の事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

(実費弁償の基準)

第9条 令第11条の実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。

(実費弁償費の請求書等)

第10条 規則第5条に規定する実費弁償請求書及び法第27条第4項に規定する証票の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 実費弁償請求書 別記第12号様式
- (2) 証票 別記第13号様式

(扶助金支給申請書)

第11条 規則第6条の扶助金支給申請書の様式は、別記第14号様式のとおりとする。

2 前項の扶助金支給申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係るものに添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- (2) 打切扶助金支給申請については、療養の経過、病状、治癒までの見込み期間等に関する医師の意見書

3 法第25条の規定により救助に関する業務に協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第29条の規定による扶助金支給申請書に添付する書類は、規則第6条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

(市町村の実施する救助事務)

第12条 法第30条第1項の規定により救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合において、令第23条第1項の規定による通知は、別記第15号様式によるものとする。

2 前項の場合においては、当該市町村長は、第4条、第5条、第6条第2項、第7条及び第8条の規定により、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

(繰替支弁)

第13条 法第44条の規定により繰替支弁した市町村は、請求書(別記第16号様式)に災害救助算出内訳書(別記第17号様式)を添えて知事に請求するものとする。

附 則〔略〕

別表第1(第3条関係)

救助の課程、方法及び期間

1 収容施設の供与

(1) 避難所の供与

ア 避難所への収容は、災害により現に被害を受け、又は受ける恐れのある者に対して、必要に応じて行う。

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、仮小屋の設置又は天幕の設営により避難所とすることができる。

ウ 避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材等、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。

ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

(ア)基本額

避難所設置費 1人1日につき300円

(イ)加算額

冬季(10月から3月まで)については別に定める額を加算する。

エ 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅の供与

ア 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する家がない者であつて、自己の資力により住宅を得ることができない者に対して、必要に応じて行う。

イ 応急仮設住宅の1戸あたりの規模は、29.7㎡を基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,401,000円以内とする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を配置することとし、1施設あたりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定める。

エ 高齢者等であつて、日常の生活において特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅とし

- て設置することができる。
- オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居住の借上げを実施し、これらに収容することができる。
- カ 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工するものとする。
- キ 応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第4項に規定する期間（2年）とする。

2 たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) たき出しによる食品の給与

- ア たき出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。
- イ たき出しその他による食品の給与は、り災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。
- ウ たき出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日につき1,010円以内とする。
- エ り災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内のたき出しその他の食品の供与を行う。
- オ たき出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

- ア 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行う。
- イ 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。
- ウ 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により生活上必要な家財を亡失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

- (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、概ね次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

- ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季（4月から9月）まで	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	49,700円に5人を超え1人増すごとに7,300円を加算した額
冬季（10月から3月）まで	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	75,700円に5人を超え1人増すごとに10,400円を加算した額

- イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水による被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季（4月から9月）まで	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	17,400円に5人を超え1人増すごとに2,400円を加算した額

世帯の区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
冬季（10月から3月）まで	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	25,300円に5人を超え1人増すごとに3,300円を加算した額

ウ ア及びイの季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産の給付

(1) 医療の給付

ア 医療の給付は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に行う。

イ 医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）において行うことができる。

ウ 医療の給付は、次の範囲内において行う。

(ア) 診察

- ・薬剤又は治療材料の給与
- ・処置、手術その他の治療及び施術
- ・病院又は診療所への収容

(イ) 看護

エ 医療の給付のため支出する費用は、それぞれ救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費、一般の病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産の給付

ア 助産の給付は、災害発生の日以前又は以降7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

イ 助産の給付は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与

ウ 助産の給付のため支出する費用は、それぞれ救護班による場合は使用した衛生材料費の実費、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。

エ 助産の給付を実施する期間は、分べんの日から7日以内とする。

5 災害にかかった者の救出

(1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出することによって行う。

(2) 災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことができない最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理費用は、1世帯あたり520,000円以内とする。ただし、同一住家に2以上の世帯が居住している場合における費用は、1世帯あたりの限度額の範囲内とする。

(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完成する。

7 生業に必要な資金の貸与

(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失った世帯に対して必要に応じて行う。

(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための

費用に充てるものであって、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。

(3) 生業に必要な資金の貸与額は、次の範囲内の額とする。

- ア 生業費 1件につき 30,000円
- イ 就職支度費 1件につき 15,000円

(4) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。

(5) 生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。

- ア 貸与期間 2年以内
- イ 利子 無し

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を亡失し、又はき損したため就学上支障のある小学校の児童（特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 学用品の給与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

ア 教科書

(ア) 小学校の児童及び中学校の生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承諾を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等の生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品

- 小学校児童 1人につき 4,100円以内
- 中学校生徒 1人につき 4,400円以内
- 高等学校等生徒 1人につき 4,800円以内

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

(1) 死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。

(2) 埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。

- ア 棺（付属品を含む。）
- イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出する費用は、1体につき12歳以上の者は200,000円以内とし、12歳未満の者は160,800円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索及び処理

(1) 死体の搜索

ア 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。

イ 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(2) 死体の処理

ア 死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡した者について行う。

イ 死体の処理は、次の事項について行う。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 死体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 検案は、原則として救護班が行う。

エ 死体の処理のため支出する費用は、次の各号に掲げるところによる。

- (ア)死体の洗浄、縫合、消毒等
1 体につき3,300円以内
- (イ)死体の一時保存
・既存建物を利用する場合にあっては当該建物の通常の借上費、既存建物を利用しない場合にあっては1 体につき5,000円以内
・死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費
- (ウ)救護班以外の者の検案
当該地域の慣行料金の額以内
- オ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことができない部分に障害物が運び込まれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- (2) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1 世帯あたり133,900円以内とする。ただし、同一住家に2以上の世帯が居住している場合における費用は、1 世帯あたりの限度額の範囲内とする。
- (3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- 12 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
- (1) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の搜索
- カ 死体の処理（埋葬を除く。）
- キ 救済用物資の整理配分
- (2) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

別表第2（第9条関係）

従事者の区分	実費弁償の種類及び額		
	日 当	時間外勤務手当	旅 費
令第10条第1号から第4号までに規定する者	県の常勤職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度知事が決定する額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金基準を考慮してその都度知事が決定する額以内の額	日当の額を8で除して得た額を岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年岐阜県条例第29号。以下「給与条例」という。）第17第1項に規定する勤務1時間あたりの給与額とみなして給与条例第14条の規定により算定した額以内の額	県の職員が公務のために旅行するとした場合に岐阜県職員等旅費条例（昭和32年条例第30号）の規定により支給すべき旅費の額に相当する額以内の額
令第10条第5号から第10号までに規定する者	当該地域における業者の慣行料金にその100分の3に相当する額を加算した額以内の額		

消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条第 2 項及び同法第 24 条第 2 項の規定に基づき、岐阜県大野郡白川村（以下「甲」という。）と富山県南砺市（以下「乙」という。）の間において消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に定める業務（以下「消防業務」という。）の実施について、相互に応援するため、次のとおり協定する。

（派遣区域）

第 1 条 甲は乙の、乙は甲の次の表による区域に発生した災害の防御を応援するため、この協定の定めるところにより消防団を派遣するものとする。

区分	消 防 業 務 の 別	区 域	
		第 1 次 派 遣	第 2 次 派 遣
甲	火 災 の 鎮 圧	有 家 ヶ 原 ・ 椿 原 芦 倉 ・ 小 白 川	内 ヶ 戸 以 南
	そ の 他 の 消 防 業 務	〃	〃
乙	火 災 の 鎮 圧	楮 ・ 成 出	西 赤 尾 ・ 真 木 以 北
	そ の 他 の 消 防 業 務	〃	〃

（派遣区分）

第 2 条 甲又は乙は、消防団を次の区分により派遣するものとする。

- （1）前条の表中第 1 次派遣については、乙の区域については甲の、甲の区域については乙の消防機関が、災害の発生を発見し又は通報等により覚知したときは、必要と認める人員及び消防用機械器具を派遣する。
- （2）前条の表中第 2 次派遣区域については、応援を受けようとする市・村長からの応援の要請により、要請された人員及び機械器具を派遣する。

（指揮）

第 3 条 応援のため派遣された消防団（以下「応援消防団」という。）の指揮は、原則として応援を受けた消防団長が行う。

（経費）

第 4 条 応援に要した経費の負担は、次のとおりとする。ただし、特別のものについては、関係当事者の協議により決定する。

- （1）応援に要した経常的経費は、応援者の負担とする。
- （2）応援者が、災害地において調達したものの経費は、応援要請者の負担とする。
- 2 応援隊員に対する災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）及び消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭和 31 年法律第 107 号）の規程に基づき処理するものとする。
- 3 消防作業に従事したものに対する災害補償は、消防団員等公務災害補償等共済基金法の規程に基づき応援要請者において行うものとする。
- 4 賞じゅつ金の支給については、甲及び乙が制定する関係条例等の規程に基づき応援要請者が応援者と協議のうえ処理するものとする。
- 5 現場において応援業務に従事中、第三者に加えた人的、物的損害補償は、応援要請者において行うものとする。

第 5 条 本協定の実施に関し、必要な事項は、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

第 6 条 本協定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

平成 17 年 4 月 1 日

災害時応援協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、白川村内（以下「地域」という。）において災害が発生し、若しくは災害が発生する恐れがある場合において、白川村が定める地域防災計画等に基づく防災活動に関して、白川村（以下「甲」という。）が白川村建設懇和会（以下「乙」という。）に応援協力を求めるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(応援協力)

第2条 地域において、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、若しくは災害が発生する恐れがある場合において、甲が応急対策等を実施する場合において、甲の要請により、乙は、構成員により「建設防災支援隊」を組織して建設資機材等を確保し、消防、警察その他行政機関等（以下「自主防災会等」という。）と有機的に連携し、防災活動を実施するものとする。また、被災現場において、緊急に人命救助等被災者の救助活動が必要な場合においても、自主防災会等と有機的な連携のもと、被災者の救出を支援（以下「被災者救出支援」という。）するものとする。

2 前項に規定する被災者の救出支援は、乙の状況の許す範囲において実施するものとする。

(応援要請の手続き等)

第3条 甲は、前条第1項に基づく災害が発生した場合、若しくは発生する恐れがある場合において、乙の応援協力が必要と認めた場合は、電話等により乙に応援を要請するものとする。

2 乙は、甲から応援要請を受けた場合、甲の要請による防災活動と被災者救出支援活動を行うものとする。

3 乙は、甲からの要請連絡が無い場合又は連絡が不能な場合、若しくは住民等から直接要請があった場合においては、乙の判断において防災活動及び被災者の救出支援活動を行うものとする。

4 被災者の救出支援等防災活動が完了した場合、乙は甲に対して防災活動及び被災者救出支援に係る開始時刻、場所、活動内容、終了時刻等を速やかに書面にて報告するものとする。

(連絡担当者)

第4条 甲及び乙は、あらかじめ災害応援協力等に関する連絡担当者を定め、災害が発生した場合若しくは発生の恐れがある場合は、速やかに必要な情報を共有し、相互間の連絡を綿密にするものとする。

(経費の負担)

第5条 応援協力に関する経費は、甲が負担するものとする。

(協議会の開催)

第6条 甲及び乙は、お互いの防災知識及び防災技術の向上並びに理解と信頼関係を更に高めるため、必要に応じて協議会等を開催するものとする。

(効力の発生)

第7条 この協定は、平成15年11月1日から効力を生じるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、甲及び乙はその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成15年11月1日

甲 白川村長 谷 口 尚

乙 白川村建設懇和会長 遠 山 はやと

災害支援協力に関する覚書

白川村長（以下「甲」という。）と鳩谷郵便局長及び御母衣郵便局長（以下「乙」という。）は、白川村内に発生した地震その他による災害時において、災害対策基本法、災害救助法その他関係法令に定めるもののほか、必要とする対応を白川村と郵便局が相互に協力し、円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、白川村内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- （2）白川村が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等の提供
- （3）乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- （4）甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供
- （5）乙による必要に応じた避難所への臨時郵便差出箱の設置
- （6）前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担に疑義が生じたときは、甲乙協議の上負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 乙は、白川村災害対策本部の構成員に加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練等への参加）

第7条 乙は、白川村の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては白川村防災担当課長（以下「防災担当課長」という。）、乙においては鳩谷郵便局長、及び御母衣郵便局長とする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 この覚書実施に関して必要な事項は、防災担当課長と郵便局長が協議の上、別に定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面3通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

平成9年10月31日

甲	白川村長 高桑英一
乙	鳩谷郵便局長 佐藤登
乙	御母衣郵便局長 遠山晴輝

災害救助用米穀の緊急確保に係る市町村からの要請手続きについて

岐阜県地域防災計画（一般対策計画）第3章第18節3の（5）及び岐阜県地域防災計画（地震対策計画）第3章第17節3の（5）に基づく主食料の緊急確保に係る手続きについては、下記のとおりとする。

記

主食料の緊急確保

主食料の緊急確保に係る手続きは次によることとする。

（1）災害救助用米穀の供給に係る手続

ア 知事と市町村長が連絡できる場合

- a 市町村長は、知事に災害救助用米穀の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用米穀緊急引渡申請書（様式1号）を提出する。
ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、ファクス又は電話により申請することができる（別紙1の担当者）。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。
- b 知事は、市町村長の申請に基づき精米の供給を行う業者（以下「供給業者」という）と協議のうえ、引渡数量を決定し、供給業者に対し精米の供給の要請を行う。
- c 精米の引渡場所は、知事が指定するものとし、知事は、当該場所に職員を派遣し確認のうえ引き取るものとする。
- d 市町村長は、精米の引渡しを受ける場合に、知事に災害救助用米穀受領書（様式第2号）を提出するものとする。

イ 交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合

- a 市町村長は、農林水産省生産局に引渡に関する情報を連絡し（別紙2の連絡先）、災害救助用米穀の引渡要請書（様式第3号）を提出する。
- b 市町村長が直接、生産局に連絡した場合は、必ず、知事に連絡することとする。
- c 知事は、生産局と協議のうえ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領第4章第10の2に基づき農林水産省生産局長と売買契約の締結を行う。
- d 市町村長は、精米の引渡しを受ける場合に、知事に災害救助用米穀受領書（様式第2号）を提出するものとする。

（2）買受手続等

知事は、市町村長が（1）のイにより災害救助用米穀を受領したときは災害時に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定第6条の2及び災害時に対応する精米の供給の協力に関する協定第5条の2に基づき価格の決定を、（1）のイにより現品を受領したときは米穀の買入れ・販売等に関する基本要領第4章第10に基づき買受手続きを、行うものとする。

（3）代金納付

買受手続等が完了した後の代金納付については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

様式1号

災害救助用米穀緊急引渡申請書

年 月 日

岐阜県知事 殿

市町村長

被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し給食を実施する必要がありますので、下記のとおり、災害救助用食糧の引渡を受けたく申請します。

記

1. 災害件名
2. 災害概況
3. 給食期間 年 月 日から 年 月 日まで
4. 申請数量 米穀 k g
5. 引渡希望場所
 住所
 名称
 (主要道路から現地へ分かりやすい地図を添付すること)

様式2号

災害救助用米穀受領書

年 月 日

岐阜県知事 殿

市町村長

岐阜県災害救助用食糧を下記のとおり受領しました。

記

1. 市町村引取責任者

所属部課名

職 名

氏 名

2. 引取場所

3. 受領数量 米穀 k g

(内訳)
別紙のとおり

(別紙)

年産	種別	産地	品種	等級	包装	受領数量	引取車両 番 号	引取責任 者押印
						kg袋入 袋		
						kg袋入 袋		
						kg袋入 袋		
						kg袋入 袋		
						kg袋入 袋		
						kg袋入 袋		
						kg袋入 袋		

様式 3 号

年 月 日

農林水産省生産局長 殿

市町村長 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章第 10 の 1 に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量(kg)	引 渡 場 所	引 渡 方 法	備 考

〔様式関係等〕

労務者出役表

出 役 表			
(雇上機関名)			
労務者	住 所		
	氏 名		
就 労 状 況			
月 日	歩 合	従 事 作 業	監督者 認 印
備考 1 上の表は毎日就労前に係員に提出し終了後係員から受け取ってください。 2 作業終了後または係員が提出を求めた時は提出してください。			

賃金台帳

(作業種別)											
住 所	氏 名	日 額	月 分				基本賃金		割増賃金		給与額
			日	日	日	日	日数	金額	時間	金額	

計	名		名	名	名	名					

- (注) 1 本台帳は作業の種別によって口座を別にする事。
 2 各日別就労状況は、1日就労者の「○」と表示する。又5時間時間外に就労した者は「○5」と表示すること。
 3 本様式の日別欄は適宜増加し、更に所得税等控除を要する時は、所要欄を適宜増加すること。

災害救助法による従事命令書

(表面)

(裏面)

公 用 令 書	
公用令書発行番号	第 号
住 所 職 業 氏 名	
年 月 日生	
(法人その他の団体にあってはその名称及び事業の種類)	
災害救助法第 24 条の規定に基づき、次の通り救助業務に従事することを命ずる。	
従事すべき救助業務	
従 事 す べ き 場 所	
従 事 す べ き 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
出頭すべき日時場所	
(法人その他の団体にあっては従事すべき業務の計画その他必要と認める事項を記載すること。)	
年 月 日	
岐阜県知事 氏名 (印)	
----- 切 ----- 取 ----- 線 -----	
年 月 日 午 前 後 時 分	
岐阜県知事殿	
住所 氏名 (印)	
(法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)	
受 領 書	
公用令書 (年 月 日付第 号) を受領しました。	

令書の交付を受けた者の心得
1 この令書の交付を受けた者は、この令書を携行して指定の日時及び場所に出頭すること。
2 この令書の交付を受けた者は、傷病、疾病等により指定の日時に出席し難い場合には医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書を得られない時は、警察官の証明書）を添えて知事に遅滞なく届け出ること。
3 この令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合は、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書を添えて知事に遅滞なく届け出ること。
4 この令書の交付を受けた者で旅費の前払を受けなければ出席することができない者は、居住者の市町村長にこの令書を提示して立替払を請求することができる。
5 この令書の交付を受けた者が命令に従わない時は、災害救助法第 45 条の規定により 6 月以下の懲役または 50,000 円以下の罰金に処せられる。

災害救助法による従事命令の取消令書

公用取消令書番号	第 号
公用令書発行 番号 年 月 日	第 号 年 月 日

公 用 取 消 令 書

住 所
職 業
氏 名

(法人その他の団体にあつてはその名称及び事業の種類)

年 月 日付第 号の公用令書にかかる従事命令は、その
必要がなくなったのでこれを取り消す。

年 月 日

岐阜県知事 氏名 (印)

切 ----- 取 ----- 線 -----

年 月 日 午 前 時 分
後

岐阜県知事殿

住 所
氏 名 (印)

(法人その他の団体にあつてはその名称及び事業の種類)

受 領 書

公用令書 (年 月 日付第 号) を受領しました。

災害対策基本法による従事協力命令書

従事 協力	第 号	公 用 令 書	
		住 所 職 業 氏 名	
災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次の通り		従事 協力	を命ずる。
年 月 日			
		岐阜県知事 氏名	㊟

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

- (注) 1 用紙は、A 5 とする。
- 2 受領書は、別紙にて様式 1 号に準じて作成する。
- 3 令書の交付を受けた者の心得は、別紙にて様式 1 号に準じて作成し、令書とともに交付する。

災害対策基本法による従事協力命令の変更命令書

変更第 号

公 用 変 更 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日付第 号）にかかる処分を次の通り変更したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。

年 月 日

岐阜県知事 氏名



変更した処分の内容

- (注) 1 用紙は、A 5 とする。
2 受領書は、別紙にて様式 1 号に準じて作成する。

災害対策基本法による従事協力命令の取消命令書

取消第	号
公 用 取 消 令 書	
住所 氏名	
災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日付第号）にかかる処分を次の通り変更したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
岐阜県知事	氏名
	印

- (注) 1 用紙は、A 5 とする。
2 受領書は、別紙にて様式 1 号に準じて作成する。

実費弁償請求書

		年	月	日
岐阜県知事	殿			
		住	所	
		職	業	
		氏	名	印
(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)				
実 費 弁 償 請 求 書				
1	請求額	円		
ただし、年 月 日付第 号の公用令書にかかるもの				
(明細書別紙の通り)				
上記金額を次の理由により請求します。				
1	従事した業務			
2	従事した期間			
3	従事した場所			

災害救助法による扶助金支給申請書

年 月 日					
岐阜県知事 殿					
住 所					
氏 名					
					
災害救助法による 扶助金支給申請書					
災害救助法第 29 条の規定により扶助金を支給されたく別添書類を添えて申請します。					
負傷、疾病または死亡した者の住所氏名					
負傷、疾病または死亡の日時及び場所					
負傷、疾病または死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
公用令書の発付年月日及び番号					
負傷、疾病または 死亡した者の主 な親族の状況	氏 名	本 人 と の 続 柄	生年月日	職 業	備 考

- (注) 1 表題空白箇所には「療養、休養、障害、遺族、葬祭、打切」の該当事項を記載する。
- 2 本申請書には、次の書類を添付するものとする。
- (1) 療養扶助金については、医師の診断書及び療養費に関する請求書または領収書
 - (2) 障害扶助金については、身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書
 - (3) 遺族扶助金または葬祭扶助金については医師の死亡診断書及び死亡者との関係を証明する書類
 - (4) 休業扶助金については、負傷し、疾病にかかったため、従前の収入を得ることができず、かつ他に収入の見込みがない等給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
 - (5) 打切扶助金については、療養の経過、病状全快までの見込期間等に関する医師の意見書

災害対策基本法による損害補償費支払請求書

損 害 補 償 支 払 請 求 書		請求第 回
災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例第2条の規定による損害補償費を支給されたく別添書類を添えて請求します。 年 月 日 住 所 氏 名 (印) 岐阜県知事 殿 請求金額 円		
損害補償の種目	療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償、打切補償	
負傷、疾病または死亡した者の住所氏名	住 所	
	氏 名	
負傷、疾病または死亡した日時及び場所	日 時	
	場 所	
負 傷 、 疾 病 ま た は 死 亡 の 原 因		
傷 病 名 、 傷 病 の 程 度 及 び 身 体 の 状 況		
公 用 令 書 の 発 付 年 月 日 及 び 番 号		
(摘 要)		

- (注) 1 本申請書には、次の書類を添付するものとする。
- (1) 療養補償 医師の診断書及び療養に関する請求書または領収書
 - (2) 休業補償 負傷し、または疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができず、かつ、従前の収入を得ることができない等補償を必要とする理由を詳細に記載した書類
 - (3) 障害補償 身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳細に記載した医師の診断書
 - (4) 遺族、葬祭補償 医師の診断書及び死亡者との関係を証明する書類
 - (5) 打切補償 療養の経過、病状全快までの見込期間等に関する医師の意見書
 - (6) 市町村長が従事命令を発した時は公用令書または従事命令を発した旨の市町村長の証明書
- 2 損害補償の種目欄は、□で該当事項を囲むこと。
- 3 請求第 回の欄には損害補償の同一種目についての請求回数を記載すること。
- 4 用紙はA4とする。

強制従事者台帳

公用令書発付番号	第	号
公用令書発付年月日	年	月 日

救 助 従 事 者 台 帳

住 所
職 業
氏 名

年 月 日生

従 事 す べ き 救 助 業 務					
従 事 す べ き 場 所					
従 事 す べ き 期 間					
出 頭 す べ き 日 時					
出 頭 す べ き 場 所					
公 用 令 書 取 消 理 由					
負傷、疾病または死亡の日時					
負傷、疾病または死亡の原因					
傷病名、傷病の種類及び身体の状況					
備 考					
負傷、疾病または死亡した者の主な親族	氏名	本人との続柄	生年月日	職業	備考
扶 助 金 支 給 欄	扶助金の種類	金額	支給年月日	備考	

(注) 災害救助以外についても本様式に準じて作成する。

災害派遣要請依頼文書

第 号
年 月 日

(岐阜県災害対策本部長名) 様

白川村長



災 害 派 遣 要 請 依 頼 に つ い て

自衛隊法第 83 条第 1 項の規定により、次の通り自衛隊の派遣を要請されたく依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (1) 災害の状況
 - (2) 派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣区域
 - (2) 活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

自衛隊の撤収要請依頼

第 号
年 月 日

(岐阜県災害対策本部長名) 様

白川村長



自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けていましたが、(災害の復旧)も概ね終了しましたので、下記の通り撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日 時 分

2 派遣要請依頼日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

車両使用書

車 両 使 用 書	
輸 送 機 関	部 班
使 用 責 任 者 職 氏 名	印
車 両	所 属
	番 号
	岐・岐阜・飛騨
使 用 の 目 的 内 容	
使用区間または場所	
使 用 月 日	月 日 時～ 月 日 時
備 考	

- (注) 1 用紙はA4とする。
 2 舟艇の場合は、本様式に準じて作成する。

輸送記録簿

											白川村		
輸 送 月 日	目 的	輸 送 区 間 （ 距 離 ）	借 り 上 げ 等		金 額	修 繕					燃 料 費	実支 出額	備 考
			使 用 等			故 障 車 両 等		修 繕 月 日	修 繕 費	故障 の 概要			
			種 類	台 数		名 称 番 号	所 有 者 氏 名						
					円								
計													

- (注) 1 「目的」欄は、主たる目的（または救助の種類名）を記入すること。
 2 村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借り上げ車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借り上げ等の「金額」欄には、運送費または車両等の借り上げ費を記入すること。

自動車用燃料等受払簿

[illegible]

(注) 1 口座はガソリン、オイル等に区分する。

2 払出欄は国庫補助等の関係で事業別区分を要する時は、その他欄を更に細分すること。

3 備考欄に購入単価を記載しておくこと。

自動車等修繕記録簿

輸 送 年 月 日	作 業 内 容	故 障 年 月 日	故 障 場 所	故 障 車 両 等		故 障 の 概 要	修 繕 年 月 日	修繕費	備 考
				名称番号	所有者名				

- (注) 1 故障の概要欄は故障の原因及び故障した箇所等を記入すること。
 2 本記録は故障した時に記載できる欄のみ記載し、修繕後全欄について記載し整備すること。

り災者台帳

り災区分		番号		(表 面)							
り 災 者 (世帯主)	住 所			氏 名	続柄	性別	年齢	職業	学 校 (学年)	摘要	
	氏 名										
	職 業										
災 害 の 原 因											
り 災 年 月 日											
り 災 場 所											
り 災 状 況	住 宅										
	そ の 他 の 家 屋										
	家 財										
	生 命			備 考							
	そ の 他										

- (注) 1 本台帳の大きさは、B 5とする。
 2 り災者住所、職業、氏名欄の氏名は、世帯主名を記載する。
 3 負傷者等についてはそれぞれの氏名欄の摘要に記載する。

月 日		(裏 面)	
		援 護 状 況 等	

- (注) 援護状況等欄には、救助用支給物資の内訳はもちろん仮設住宅、生業資金、医療救助等救助内容を記載し、できれば義えん金品の内容も明記すること。

り災証明書

(表 面)

第 号						
り 災 証 明 書						
世 帯 主 職 氏 名					家族数	
住 所						
り 災 事 項 状 況	災 害 の 原 因					
	り 災 年 月 日 時		年 月 日 時 分			
	り 災 場 所					
	り	住 家	自家、借家	全壊、半壊、全焼、半焼、流失、床上浸水、床下浸水		
	災	家 財	滅失、流失、焼失、き損 分の1以上			
	状	生 命	死亡 名 重傷 名 軽傷 名 行方不明 名			
	況	そ の 他				
世 帯 人 員	氏 名	続柄	性別	年 齢	学 年	摘 要
	備 考					

上記の通り、り災したことを証明する。

年 月 日

白川村長

印

- (注) 1 本証明書の大きさはB5とする。
 2 り災状況の「住家」と「家財」は該当事項に「○」印をすること。
 3 死亡者等は摘要欄に、その旨記載すること。

(裏 面)

月 日	援 護 状 況 等	認 印
1 救助用物資の受領に当っては、本証明書の提示をしないと支給されません。 2 物資等を受領した時は「援護状況等」の記載を確認してください。 (注) 「援護状況等」欄はできるだけ詳細に記載し、責任者が認印を押す。		

仮り災証明書

仮 り 災 証 明 書									
第	号				り災者住所 世帯主氏名				
1	り災の種別								
2	被害の状況				名				
3	世 帯 員								
	内	大人	男	名	女	名			
		小人	男	名	女	名			
		乳児				名			
4	そ の 他								
上記の通りり災したことを証明する。									
年 月 日									
白川村長							印		

注意事項

1 この証明書は、 月 日 時に において本証明書と切替えますから必ず持参してください。

2 この証明書では、救助用の物資の支給その他救助は受けられませんから必ず本証明書に切りかえてください。

(注) 1 この証明書の大きさはB 5とする。
2 記載事項のうち、内容の明確でない時は、判明事項のみ記載し他は斜線で抹消する。

り災者旅行証明書

第 号	り 災 者 旅 行 証 明 書		
住 所			
職業、氏名、年齢	歳		
家 族 数	大人 名	小人 名	計 名
乗 車 月 日	年 月 日		
乗 車 区 間	線 駅から 駅まで		
そ の 他			
上記の者は、災害によるり災者で旅行（避難）する者であることを証明する。 年 月 日			
白川村長			印

- (注) 1 本証明書の大きさはB 5とする。
 2 発行にあたっては、り災者台帳にその旨記載、契印すること。

救助日報

報 告 機 関				受 信 機 関				
発 信 者				受 信 者				
報 告 時 限		月 日 時現在		受 信 時 間		月 日 時 分		
避難 所 開 設	開設期間	開 設 日 時	日 時	被服寝具生活必需品給与	県より受け入れまたは前日よりの繰越量		点	
		閉 鎖 予 定 日	月 日					
	既存建物	個 所 数	カ所		本日支給	全 失 世 帯 数	(世帯) 点	
		収 容 人 員	人					
	野外仮設	個 所 数	カ所		半失、床上浸水世帯数	(世帯) 点		
		収 容 人 員	人					
				翌 日 へ の 繰 越 量		点		
炊 き 出 し	炊出期間	開 始 月 日	月 日	医療班、 助産救助	医療班	医 療 班 出 動 数	ヶ班	
		終 了 予 定 日	月 日			救 助 地 区		
	炊 出 箇 所 数		カ所		診療者数	医 療	人	
	炊出人員	朝	人			助 産	人	
		昼	人		医療機関	医 療	施 設 数	カ所
		夕	人				診 療 人 員	人
		計	人		助 産	施 設 数	カ所	
			診 療 人 員				人	
給 水	供 給 地 区 数		地区	救 助 終 了 予 定 月 日		月 日		
	供 給 実 人 員		人					
	供 給 水 量		ℓ	り災者救出	救出地区			
	給水期間	開 始 月 日	月 日		救 出 を し た 人 員	人		
		終 了 予 定 日	月 日		今 後 救 出 を 要 す る 人 員	人		
	給水方法				救出終了予定月日	月 日		
					救出の方法			
	県より受け入れまたは前日よりの繰越量			点	死 亡 原 因 別 人 員			
		全 失 世 帯	(人) 点	遺体処理	遺 体 洗 浄	体		
					遺 体 縫 合	体		

学用品支給	本日支給	小学生	半失（床上浸水）世帯	（ 人）点	遺体の処理		遺体消毒	体					
		中学生	全失世帯	（ 人）点		遺体保存	既存建物利用	カ所					
			半失（床上浸水）世帯	（ 人）点			仮設建物	カ所					
	翌日への繰越量					点	遺体処理機関						
埋葬救助	前日までの埋葬			体		今後遺体処理を要する遺体				体			
	本日埋葬	大 人		体		遺体処理終了予定月日				月 日			
		小 人		体		障害物除去を要する戸数				戸			
		計		体		本日除去した戸数				（計 戸）戸			
	翌日以降の要埋葬数			体		今後除去を要する戸数				点			
	埋葬終了予定月日			月 日		障害物除去の終了予定月日				月 日			
遺体の搜索	搜索地区					輸送	公用車使用		台				
	遺体	搜索を要する遺体		体			借上車使用		台				
		本日発見遺体		体			救助の種類						
		今後の要搜索遺体		体									
	搜索の方法					人夫	人 夫 雇 上 数		人				
搜索終了予定月日		月 日		従事作業									
				その他									
仮設住宅	着 工 月 日		月 戸日		備考								
	竣 工 月 日		月 戸日										
住宅修理	着 工 月 日		月 戸日										
	竣 工 月 日		月 戸日										

救助実施記録日計票

救助 の 種 類	避	炊	水	救出	救助実施記録票	白川村 責任者 班 氏 名 印 自治会責任者 氏 名 印
	修理	学	死捜	死処		
	障	○	○	○		
	○	○				

No. _____ (○月○日○時○分)

員 数 (世 帯)	
品 目 (数 量 ・ 金 額)	
受 入 先	
払 出 先	
場 所	
方 法	
記 事	

- (注) (1) 各救助の種類ごとに一葉作成する。
- (2) 記録票欄外の「No. 欄」には、記録票作成ごとに一連番号を付するものとし、前回分を訂正する必要が生じた場合、例えば、No. 10 の次に No. 5 の分を訂正する場合には、No. 11 (No. 5 訂正) と記載し、前回分 No. 5 の記録票には朱で×印を付し、(No. 11 に訂正済) とし、棄却することなくそのままナンバー順に綴っておくこと。
- なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を付し、ナンバー順に綴ってよい。
- (3) 記録票欄外の「救助の種類」欄の該当の救助名を○でかこみ、欄内該当欄に必要最小限度の事項を記入すること。
- (4) 機械器具等が無償で借り上げた場合についても記録票を作成すること。
- (5) 災害救助基金より放出した場合についても同様とすること。
- (6) 被服寝具その他生活必需品の給与等で、県調達分と市町村調達分の双方がある時は、それぞれ別個に記録票を作成すること。

救助の種目別物資受払状況

									白川村	
救 助 の 種 目 別	年	月	日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	受	払	残	備 考
避難所用	年	月	日							
		月	日							
	計									
炊き出しその他による 食品給与用										
給水機械器具燃料										
浄水用薬品資材										
被服寝具等										

- (注) (1) 「摘要」欄に購入または受入先及び払出し先を記入すること。
 (2) 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 (3) 各救助の種目別最終行欄に、受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物品等において県からの受入分及び村調達分がある場合にはそれぞれの別に受、払、
 残の計及び金額を明らかにしておくこと。
 (4) 村民部による場合には村民部ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入す
 ること。なお「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

炊き出し給与状況

様式 9 号

炊き出し給与状況

(振興事務所)

白 川 村

炊き出し 場の名称	月 日			月 日			月 日			月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕			
																							円	
計																								

(注) 「備考」欄には、給食内容を記入すること。

炊き出し協力者、奉仕者名簿

様式 10 号

炊き出し協力者、奉仕者名簿

(振興事務所)

白 川 村

年 月 日	炊き出し 場 所	協力、奉仕者代表者名	人 数	時 間	備 考
				～	
				～	
				～	
				～	
				～	
				～	
				～	
				～	
				～	
				～	
				～	
				～	
				～	
				～	
				～	
				～	
				～	
				～	
				～	

(注) 記載例に準じて記載すること。

避難所設置及び収容状況

								白川村
避難所の名称	種別	開設期日	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
		月 日～月 日	人	人			円	
計								

- (注) (1) 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 (2) 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 (3) 他市町村の住民を収容した時は、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

避難所収容者名簿

白 川 村 避 難 所

世 帯 主		世 人 員	収 容 状 況										
住 所	氏 名		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
計													

- (注) (1) この名簿は、開設後できる限り速やかに作成すること。
 (2) この名簿は、避難所の受付に備え付け、郵便物の受理、来訪者の応対等に利用すること。
 (3) 「収容状況」欄には、その日の収容人員数を記載すること。
 (4) 避難所単位に炊き出しを配給するような場合においては、一時的に「炊き出し受給者名簿」を兼ね後日同帳簿に転記して差し支えないこと。

学校給食用物資被害状況報告書

(白川村)

月 日 時現在

区分	物 資 名	数 量	包 装	購 入 単 価	金 額 A	発 生 場 所	諸経費 B	計 (A + B)
流 失 ・ 焼 失	小 麦 粉 (強力粉)	kg	包	円	円		円	円
	小 麦 粉 (普通粉)							
	脱 脂 粉 乳							
	米 穀							
埋 没	小 麦 粉 (強力粉)							
	小 麦 粉 (普通粉)							
	脱 脂 粉 乳							
	米 穀							
ぬ れ 損	小 麦 粉 (強力粉)							
	小 麦 粉 (普通粉)							
	脱 脂 粉 乳							
	米 穀							
計	小 麦 粉 (強力粉)							
	小 麦 粉 (普通粉)							
	脱 脂 粉 乳							
	米 穀							
	計							
備 考								

(注) 1 小麦粉・米穀の購入単価は、農政事務所よりの購入価格、脱脂粉乳の購入単価は、日本学校給食会または県学校給食会からの購入価格とする。

2 諸経費とは、農政事務所、日本学校給食会または県学校給食会からの買入から事故発生場所までにおける所要経費をいう。

3 「ぬれ損」の小麦粉は、31 年 8 月 20 日付国管第 168 号 31 食糧第 3759 号「学校給食用として売渡した小麦粉に事故品を生じ他の用途に転用する場合の取扱について」により処理した場合には、その旨を別途詳細報告すること。

4 「備考」欄には給食施設の被害の概況等を記載すること。

様式 1 号

(振興事務所)

(注) 1 学年別に順次記載する。

2 被害区分は、全失(全焼、全壊、流失)、半失(半焼、半壊)、床上浸水の区分による。
なお、住家の被害が前記に達しないものについては「なし」とする。

3 り災者台帳番号は、白川村災害対策本部で作成する台帳の番号とする。ただし、台帳
作成前にあつては、空欄とし後日照合時に記載する。

4 教科書名は、次の区分に準じて記載する。
(1) 国語(国語、書方(習字)) (2) 社会(社会(地理的分野、歴史的分野、公民的
分野)、地図) (3) 算数、複算(数学) (4) 理科、複理(第1分野、第2分野) (5)
音楽(音楽、器楽) (6) 図工(美術) (7) 保健体育 (8) 家庭、複家(技家男、技
家女) (9) 選択教科(外国語、農業、工業、商業、家庭) (10) 第107条本 (11) 計

5 被災教科書分のみについて該当欄に「○」印を付する。

被災教科書報告書

様式2号

被災教科書報告書

(振興事務所)

区 分		小 中 学 校 白川村災害対策本部					
教 科	学 年	発 行 所 名	教 科 書 記 号 番 号	教 科 書 名	冊 数	単 価	金 額
計							

(注) (1) 区分欄は、次の二つに分けて作成する。

(i) 適用被災 災害救助法による支給対象者分

(ii) 不 適 用 災害救助法適用地域ではあるが、住家の被害が適用基準に達しないもの及び災害救助法が適用にならなかった市町村分、いわゆる私費負担分

(2) 本報告書は、学校教育班から白川村災害対策本部へ、白川村災害対策本部から県支部へ(3部)提出するものとする。県支部は、県本部へ(2部)提出するものとする。

様式 2 号

(教育事務所、白川村)
月 日現在

(注) 1 住家被害及び農作物被害は、白川村災害対策本部のそれぞれの被害調査記録に基づくものとする。(特に住家はり災害台帳の被害程度)

2 住家被害と農作物被害の重複するものは、住家被害に計上する。

3 生活保護適用者は、生活保護法により給食扶助を受けている者

4 県支部の集計は「〇〇学校」を「〇〇市町村」とする。

様式 3 号

書 繼 引 品 用 學

(注) 2部作成し、引継・引受両機関とも保管する。

学用品の給与状況

様式4号

学用品の給与状況

(振興事務所)

白川村

学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給 与 品 の 内 訳						実支 出額	備考
					教 科 書			その他学用品				
					国語	算数		鉛筆	ノート			
				月 日							円	
計	小学校	/	人	/							円	
	中学校	/	人	/							円	
学用品を上記の通り給与したことに相違ない。 年 月 日 給与責任者 氏名 (学校長) 印												

- (注) (1) 給与月日は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
(2) 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

医療救護活動報告書

様式3号

医療救護活動報告書

医療救護班名				班 長 医 師 氏 名			
月 日	市 町 村 名	医 療 活 動 場 所	患 者 数	措置の概要	死 体 検 案 数	経 費	備 考

- (注) 1 患者数欄には、男女別患者数を記入すること。
 2 「備考」欄には、班の編成、活動期間を記入すること。

様式 2 号

(振興事務所)

白川村

[illegible]

資料・様式—134

様式 3 号

(振興事務所)

白川村

[illegible]

- (注) 1 「故障の概要」欄は、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。
2 その他記載例に準じて記載する。

様式 4 号

(振興事務所)

白川村

処 理 年月日	死体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理			死体の一時保存料	捜索料	実支出額	備 考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金 額				
							円	円	円	円	
計	/	人	/	/	/						

様式 5 号

(振興事務所)

白川村

(注) (1) 埋葬を行なった者が村長の時は、遺族の氏名を「備考」欄に記入しておくこと。
(2) 村長が棺、骨箱等を現物で給与した時は、その旨を「備考」欄に明らかにしておくこと。
(3) 埋葬を行なった者に埋葬費を支給した時は、その旨及び金額を「備考」欄に記入しておくこと。

〔その他〕

村内文化財一覧

指定別	番号	種別種目	名 称	所 在 地	指定年月日
国指定文化財	1	重文(建造物)	旧遠山家住宅	御母衣 125 番地	昭 46. 12. 28
	2	〃	和田家住宅（主屋・土蔵・便所）	荻町 997 番地	平 7. 12. 26
国 選 定	3	重伝建	白川村荻町伝統的建造物群保存地区	荻町	昭 51. 9. 4 選定
県指定文化財	4	重文(建造物)	明善寺庫裏	荻町 679 番地	昭 43. 5. 6
	5	〃	明善寺鐘楼門	荻町 679 番地	昭 43. 5. 6
	6	〃	民家合掌造主家 4 棟付属家屋 5 棟	荻町 250 番地の 1 (民家園内)	昭 46. 12. 14
	7	〃	和田家板蔵・稲架小屋	荻町 997 番地	昭 47. 1. 11
	8	無形民俗	こだいじん	白川村	昭 37. 10. 19
	9	〃	白川村の獅子舞	鳩谷	平 7. 11. 21
	10	〃	白川村の春駒踊り	荻町	平 9. 7. 29
	11	名 勝	白水滝	平瀬ワリ谷 535 番地	昭 33. 12. 14
	12	天然記念物	おおたザクラ	荻町 385 番地	昭 47. 7. 12
	13	〃	長瀬神明神社社叢	長瀬 707 番地	昭 49. 11. 13
	14	〃	稗田のトチ	長瀬稗田	昭 49. 11. 13
	15	〃	明善寺のイチイ	荻町 679 番地	昭 49. 11. 13
	16	〃	下田のイチイ	飯島下田 1221 番地	昭 49. 11. 13
	17	〃	芦倉八幡神社のスギ	芦倉	昭 49. 11. 13
村指定文化財	18	建造物	明善寺本堂	荻町 679 番地	昭 42. 8. 11
	19	〃	旧寺口家住宅	荻町 607 番地	昭 45. 12. 9
	20	〃	法蓮寺山門	鳩谷 592 番地	昭 45. 12. 9
	21	無形民俗	どぶろく祭	村内 5 神社	昭 45. 12. 9
	22	天然記念物	大窪の水ばしょう群生	大窪	昭 45. 12. 15
	23	〃	白川八幡神社のスギ	荻町 559 番地	昭 45. 12. 9
	24	〃	飯島八幡神社のエノキ	飯島 688 番地	昭 37. 2. 5
	25	〃	ろくべのイチイ	平瀬 214 番地	平 7. 1. 19
	26	〃	又四郎のナシ	木谷 528 番地の 1	平 7. 1. 19
	27	〃	やまこせのクワ	平瀬 87 番地	平 7. 1. 19
	28	〃	よえもんのシダレザクラ	木谷 687 番地	平 7. 1. 19
	29	〃	常德寺のシダレザクラ	平瀬 242 番地	平 15. 5. 23
	30	〃	本格寺のおおたザクラ	荻町 385 番地	平 15. 5. 23
	31	史 跡	嘉念坊道場跡	鳩谷 321 番地	昭 53. 6. 15
	32	〃	嘉念坊善俊墓石	鳩谷 266 番地	昭 53. 6. 15
	33	〃	嘉念坊明教隠家跡	飯島 1740 番地の 26	昭 53. 6. 15
	34	〃	荻町城跡	荻町 528 番地	平 15. 5. 23
	35	〃	鳩谷八幡神社境内	鳩谷	平 15. 5. 23
	36	有 形	脇指 銘二王	鳩谷 517 番地	平 11. 11. 4

区 分	種別種目	名 称	所在地	登録年月日
世 界 遺 産	文化遺産	白川郷・五箇山の合掌造り集落	荻町、富山県上平村・平村	平 7. 12. 9

山岳装備整備状況

区分	品 名	耐 用 年 数	必 要 数	現 有 数
共同装備	夏 山 テ ン ト	5	6	5
	冬 山 テ ン ト	5	6	3
	ス ノ ー ボ ー ト	3	2	2
	ザ イ ル	3	10	10
	補 助 ザ イ ル	3	5	5
	背 負 子	3	10	10
	ア イ ゼ ン	5	25	20
	ピ ッ ケ ル	5	25	20
	夏 用 ピ ッ ケ ル	5	25	10
	カ ラ ビ ナ	3	20	20
	ハ ン マ ー	3	2	2
	ナ タ	5	25	10
	ヘ ッ ド ラ ン プ	3	25	20
	食 器	5	25	20
	飯 盒	3	10	10
	ガ ス コ ン ロ	3	3	3
	コ ッ フ ェ ル	3	10	5
	ポ リ タ ン ク	3	5	5
	双 眼 鏡	5	6	6
	トランジスタラジオ	5	3	3
	救 急 箱	3	3	3
	ホ ェ ー ブ ス	3	10	5
	磁 石	5	3	3
	高 度 計	5	2	2
個人装備	帽 子	2	25	24
	制 服 (上)	2	25	24
	〃 (下)	2	25	25
	ソ ッ ク ス	2	25	25
	ヘルメット	5	25	20
	雨 具	2	25	24
	キスリングザック	5	20	9
	サ ブ ザ ッ ク	3	20	10
	シ ュ ラ フ	2	20	20

県計画 様式1号の1

住家等一般被害状況等報告書

住家等一般被害状況報告書		概況 中間 確定		(市町村分、支部計、県計)										
被害の種別				災害発生日時		年		月		日		時		
災害発生場所														
報告の時限		月		日		時現在		受信時刻						
発信機関						受信機関								
発信者						受信者								
人的被害		死者		ア		行方不明		イ		負傷		傷		
		重傷		ウ		軽傷		エ						
		人				人				人		人		
区分		棟数①		世帯数②		人員③								
住家の被害	全壊(焼)	ア		() 棟		世帯		人						
	流出	イ		()										
	半壊(焼)	ウ		()										
	床上浸水	エ		()										
	小計	オ		()										
	床下浸水	カ		()										
	一部破損	キ		()										
	合計	ク		()										
非住家の被害	倉庫、土蔵 車庫、納屋等	ス												
	官公署庁舎、 学校、病院等	セ												
避難の指示、勧告の状況														
種別	知事	市町村長		水防管理者		警察官		自衛官		計		適用		
	人員等 月日時	地区 数	人員	地区 数	人員	地区 数	人員	地区 数	人員	地区 数	人員			
月 日			人		人		人		人		人			
時 分														
月 日														
時 分														
月 日														
時 分														
月 日														
時 分														
計														
主な被害 地域 (市町村)	市町村	全壊(焼)	棟	流出	棟	半壊(焼)	棟	床上浸水	棟	床下浸水	棟	一部破損	棟	非住家
			棟		棟		棟		棟		棟		棟	
			世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯	
			棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	

(公営住宅の被害棟数を () 内書きする。)

県計画 様式1号の2

住宅等一般被害調査表

災 害 種 別			り 年 月 日				り 災 の 場 所									
り 災 の 状 況	人的被害	死者			行方不明			重傷			軽傷			計		
	区分	全焼	全壊	流出	半焼	半壊	床上浸水	床下浸水	一部破損	被害床面積	被害床面積	被害面積	被害額			
	住家被害	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	㎡	㎡	%	円		
	その他の建物	倉庫土蔵	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	㎡	㎡	%	円	
		納屋														
		工場														
		その他														
	家財	日用品	% 被服寝具		% 炊事用具		% その他		% 計							
	その他の															
住家の内容		種別	自家、借家、借間			戸数比率		10 戸								
世 帯 構 成	氏名		続柄	性別	年齢	職業	学校 (学年)	備考	構 成 内 容							
									大人	男						
										女						
									中学	男						
										女						
									小学	男						
										女						
									幼児	男						
										女						
										男						
									女							
									乳幼児							
									計							
備考	(在留者氏名住所等)															
調査 月 日					調査者氏名		印		調査補助 者氏名		印					

県計画 様式2号

社会福祉施設等災害対応（休所・避難）状況報告書兼
社会福祉施設等被害状況報告書

報告段階別		概況・中間・確定		報告区分別		施設・市町村・支部計・県計								
災害の種別				災害発生日時		年 月 日 時 分								
災害発生（危険）場所														
報告の時限		月 日 時 現在		発信時刻		月 日 時 分								
発信機関				受診機関										
発信者				受診者										
Ⅰ 社会福祉施設等災害対応（休所・避難）状況														
	記号	数単位	a 生保施設		b 老人・介護施設		c 障害者施設		d 女性・児童施設		e 国保施設		f 計	
			① 数	② 人数	③ 数	④ 人数	⑤ 数	⑥ 人数	⑦ 数	⑧ 人数	⑨ 数	⑩ 人数	⑪ 数	⑫ 人数
対応	休所	ア	施設											
	避難	イ	施設											
主な施設 (施設名) (市町村)	市町村名			施設名				対応状況						
Ⅱ 社会福祉施設等被害状況														
	記号	数単位	g 生保施設		h 老人・介護施設		i 障害者施設		j 女性・児童施設		k 国保施設		m 計	
			① 数	② 人数	③ 数	④ 人数	⑤ 数	⑥ 人数	⑦ 数	⑧ 人数	⑨ 数	⑩ 人数	⑪ 数	⑫ 人数
建物	全焼壊	ウ	棟											
	流出	エ	棟											
	半焼壊	オ	棟											
	床上浸水	カ	棟											
	床下浸水	キ	棟											
	一部破損	ク	棟											
	小計	ケ	棟											
	敷地	コ	ヶ所											
その他財産	サ	件												
物品	シ	件												
計	ス	件												
施設数	セ		①	②	③	④	⑤	⑥						
主な被害 状況 (施設名) (市町村)	市町村名			施設名				被害程度						

- 注1 「Ⅰ社会福祉施設等対応状況報告書」は、災害発生の危険に備えて対応（休所・避難）した結果を随時報告し、「Ⅱ社会福祉施設等被害状況報告書」は、災害発生後の被害状況を随時報告すること。
- 注2 「Ⅰ社会福祉施設等対応状況」欄には、災害発生の危険に備えて施設等で対応状況（休所・避難）を「Ⅱ社会福祉施設等被害状況」欄には、被害発生後の状況について記入すること。
- 注3 「報告段階別」欄は、概況・中間・確定のいずれかを○で囲むこと。
- 注4 「報告区分別」欄は施設・市町村・支部計・県計のいずれかを○で囲むこと。
- 注5 「老人・介護施設」欄には原則として老人福祉施設・老人保健施設・介護事業所を含む。但し、「Ⅰ-b老人・介護施設」欄では、介護事業者を対象としない。
- 注6 「障害者施設」欄には、原則として障害児施設を含む。但し、「Ⅰ-c障害者施設」欄では法定外小規模授産所を対象としない。
- 注7 「女性・児童施設」欄には、原則として保育所・児童センター等を含む。但し、「Ⅰ-d女性・児童施設」欄では保育所を対象としない。
- 注8 「主な施設」欄及び「主な被害状況」欄には、施設名・所在市町村・対応状況または被害状況を記入すること。

県計画 様式2号の2

社会福祉施設等災害調査表

施設名				被災地	
被害、施設、設備名		数量	単価	金額	概要
施設被害			円	円	
設備被害					
物品被害					
その他の	人的被害				

県計画 様式3号の1

医療衛生施設被害状況等報告書

医療、衛生施設被害報告書（概要・中間・確定）市町村分・支部計													
災害の種類			災害発生日時			年 月 日 時							
災害発生場所													
報告の時限			月 日 時 現在			発受信時刻							
月 日 時 分			月 日 時 分										
発 信 機 関			受 信 機 関										
発 信 者			受 信 者										
区 分			記 号	① 施設 数	② 棟数	③ 被害額 千円	区 分			記 号	① 施設 数	② 棟数	③ 被害額 千円
医 療 施 設	病 院 診 療	国 立	ア				公 衆 衛 生 施 設	集 団 給 食 施 設	チ				
		公 的	イ					そ の 他	ツ				
		民 間	ウ										
		国 立	エ										
	療	公 的	オ										
		民 間	カ										
		歯科診療所	キ										
		助 産 所	ク				計	テ					
そ の 他		ケ				上 水 道	ト						
		コ				簡 易 水 道	ナ						
	と 蓄 場	サ				専 用 水 道	ニ						
	食 鳥 処 理 場	シ				そ の 他	ヌ						
公 衆 衛 生 施 設	火 葬 場	ス											
	保健センター	セ				計	ネ						
	母子健康センター	ソ				そ の 他	ノ						
	死亡獣畜取扱場	タ				計	ハ						
被 害 施 設 の 状 況													
区分	市町村名	施設名	被害の程度			応急措置		応援の要否・その他					
医 療 施 設													
公 衆 衛 生 施 設													
防 疫													
措 置	1 感染症予防法第35条第1号の職員の選任 要・否 4 家用水供給の指示 要・否 2 消毒方法・清潔方法の指示 要・否 5 代執行の必要性 要・否 3 そ族昆虫駆除地域指定 要・否 6 応援の必要性 要・否 （要の場合市町村名及び地区名）												
	1 感染病発生市町村名 病名 患者数（真性 名 疑似 名 保菌者 名） 2 実施概要												
防 疫 活 動	市町村	防疫活動		消 毒 実 施 (戸)	清 潔 実 施 (戸)	そ族昆 虫駆除 (戸)	家用水 供 給 (戸)	検 病 調 査 (戸)	所用経 費概要 千円				
		市町村 (人)	保健所 (人)										

県計画 様式3号の2

医療、衛生施設被害状況等報告書（概況・中間・確定）県計

1 災害の種別

2 報告日時 年 月 日

市町村名 区分																	計	
			施設数 (棟)	被害額 千円	施設数 (棟)	被害額 千円	施設数 (棟)	被害額 千円	施設数 (棟)	被害額 千円	施設数 (棟)	被害額 千円	施設数 (棟)	被害額 千円	施設数 (棟)	被害額 千円	施設数 (棟)	被害額 千円
医療施設	病院	国立	ア															
		公的	イ															
		民間	ウ															
	診療所	国立	エ															
		公的	オ															
	一般民間		カ															
	歯科診療所		キ															
	助産所		ク															
	その他		ケ															
	小計		コ															
公衆衛生施設	と蓄場		サ															
	食鳥処理場		シ															
	火葬場		ス															
	保健センター		セ															
	母子健康センター		ソ															
	死亡獣蓄取扱場		タ															
	集団給食施設		チ															
	その他		ツ															
その他	小計		テ															
	その他		ノ															
	合計		ハ															

県計画 様式3号の3

医療、衛生施設被害状況等報告書（水道施設）

〇〇による水道施設被害状況（〇／〇 00：00現在） 報告水道事業者名（市町村課名）： 担当： 連絡先

都道府県	No.	被害事業体名	被害発生状況	給水制限状況 （断水または濁水等）	給水制限 開始時刻	断水等の 影響		復旧対策状況 （系統変更、 給水車対応等）	復 旧		給水制限 終了時刻	未復旧		状況確認 日時
						戸数	人口		戸数	人口		戸数	人口	
計														

注1）「被害発生状況」には、発生日時、水道施設の名称、被害の状況、被害額等を記入する。また、災害現場写真もファイルで添付する。

注2）「復旧対策状況」には、今後の見通しも記入する。

県計画 様式4号の1

商工業関係被害状況等報告書

商工業関係被害状況報告書		概況 中間 確定		(市町村分、支部計、県計)										
災害の種類				災害発生日時		年		月		日		時		
災害発生場所														
報告の時限		月 日 時 現在		発受信時刻		月		日		時		分		
発信機関				受信機関										
発信者				受信者										
区 分	記号	一 般 被 害						共同施設被害		被害計		うち建物被害		
		建 物 、 施 設				製品、商品		件数 ⑦	被害額 ⑧	件数 ⑨	被害額 ⑩	被害棟数 ⑪	浸水建物	
		全 失		そ の 他		仕掛品							床上	床下
		件数①	被害額②	件数③	被害額④	件数⑤	被害額⑥							
中 小 企 業 者	織 維	ア												
	機械金属	イ												
	木 工	ウ												
	紙	エ												
	陶磁器	オ												
	その他	カ												
	商 業	キ												
	鉱 業	ク												
	サービス業	ケ												
	その他	コ												
計	サ													
そ の 他 の 事 業 者	織 維	シ												
	機械金属	ス												
	木 工	セ												
	紙	ソ												
	陶磁器	タ												
	その他	チ												
	商 業	ツ												
	鉱 業	テ												
	サービス業	ト												
	その他	ナ												
計	ニ													
合 計	ヌ													
区分	記号		損害額	主 な 被 害 地 域	市町村名	施設名 (種別)	被害程度							
間 接 損 害 額	除雪、排水等の災害対策に要した経費	中小企業者												
		その他事業者												
		計												
そ の 他 の 事 業 者	中小企業者													
	その他事業者													
	計													

県計画 様式4号の2

観光施設被害状況等報告書

観光施設被害状況報告書																		概況 中間 確定		(市町村分、支部計、県計)					
災害の種類						災害発生日時		年 月 日 時																	
災害発生場所																									
報告の時限		月 日 時 現在				発受信時刻		月 日 時 分																	
発信機関						受信機関																			
発信者						受信者																			
区 分	記 号	一 般 被 害 建 物、施 設						共 同 被 害 建 物、施 設						被害計		うち建物被害									
		全 失		その他		計		全 失		その他		計		被害 棟数 ⑮	浸水建物										
		件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額		床上 ⑯	床下 ⑰									
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬			⑭								
公営宿泊施設	ア																								
キャンプ場 バンガロー	イ																								
その他 観光施設	ウ																								
計	エ																								
主 な 被 害 地 域	市町村名		施設名（種別）						被 害 程 度																

県計画 様式5号の1

農業関係被害状況等報告書

農業関係被害状況報告書			概況 中間 確定		(市町村分、支部計、県計)			
災害の種類				災害発生日時	年 月 日 時			
災害発生場所								
報告の時限		月 日 時 現在		発受信時刻	月 日 時 分			
発信機関				受信機関				
発信者				受信者				
		符号	件数①	被害額②	備 考			
施設等	共同利用施設	耕種関係	ア	件	千円			
		畜産関係	イ					
		蚕糸関係	ウ					
		園芸関係	エ					
		その他	オ					
		自然牧野計	カ					
	非共同利用施設	耕種関係	ク					
		畜産関係	ケ					
		蚕糸関係	コ					
		園芸関係	サ					
		その他	シ					
		自然牧野計	ス					
	地方公共団体施設	耕種関係	ソ					
		畜産関係	タ					
		蚕糸関係	チ					
		園芸関係	ツ					
		その他	テ					
		自然牧野計	ト					
合 計		ニ						
		符号	数量①	被害額②	冠浸水面積			
農作物等	農作物	水陸稲	ヌ	ton	千円	冠水③ ha	浸水④ ha	
		麦類	ネ	ton				
		雑穀	ノ	ton				
		野菜	ハ	ton				
		果樹	ヒ	ton				
		花き	フ					
		茶	ヘ	荒茶換算 ton				
		工芸作物	ホ					
		桑	マ	繭換算 ton				
		飼料作物	ミ	ton				
	その他	ム	ton					
	計	メ						
	樹体	果樹	モ	ha				
		茶樹	ヤ	ha				
桑樹		ユ	ha					
その他		ヨ						

農作物等	家畜 (家きんを含む)	ラ	頭・羽			
	畜産物	リ	ton			
	蚕繭	ル	ton			
	小計	レ				
	在庫品	ロ				
	合計	ワ				
	総合計	ン				
主な被害地域	市町村名	被害額			被害程度	
		農産	畜産	蚕業		

県計画 様式5号の2

農作物（農産）被害状況等報告書

農作物（農産）被害状況報告書															概況 中間 確定	
災害の種類					災害発生日時		年 月 日 現在			(市町村・支部計・県計)						
区分		総栽培	基 準	単価	基 準	被害程度別面積				被 害	減収	冠浸水面積		被害戸数		
		面 積	生産量	t当	生産額	30%	30～50	50～90	90%			冠水	浸水	総数	うち30	
						未満	%未満	%未満	以上	減収量	金額					%以上
稲	水 稲	ha	t	千円	千円	ha	ha	ha	ha	t	千円	ha	ha	戸	戸	
	陸 稲															
麦類	小 麦															
	裸 麦															
	六条大麦															
	計															
雑穀	大 豆															
	計															
野菜 販売 仕 向	かんしょ															
	ばれいしょ															
	さといも															
	にんじん															
	だいこん															
	トマト															
	きゅうり															
	な す															
	いちご															
	ピーマン															
	たまねぎ															
	はくさい															
	ね ぎ															
	こまつな															
	か ぶ															
	キャベツ															
	レタス															
	ほうれんそう															
	スイートコーン															
	えだまめ															
ごぼう																
メロン																
小 計																
自給野菜																
野 菜 計																
果 樹	か き															
	な し															
	りんご															
	も も															
	く り															
	みかん															
計																
花 き	切花等															
	鉢もの類															
	花木類															
	計															
茶																
工 芸 作 物	こんにゃく															
	薬たばこ															
	その他															
	計															
総 計																

県計画 様式5号の3

樹体被害報告書（概況、中間、確定）

災 害 の 種 類					調 査 年 月 日		年 月 日 現在		(市町村、支部計、県計)	
種 類 名			栽培面積	被害面積	被 害 程 度 別 面 積			被 害 額	被 害 戸 数	
					30%未満	30～70%	70%以上		総 数	うち30%以上
果		成 園	ha	ha	ha	ha	ha	千円		
		未成園								
		小 計								
		成 園								
		未成園								
		小 計								
		成 園								
		未成園								
		小 計								
		成 園								
		未成園								
		小 計								
	成 園									
	未成園									
	小 計									
計										
茶	成 園									
	未 成 園									
	計									
樹										
合 計										

※ 栽培面積は統計数値とする。

県計画 様式5号の3（裏）

- 注1 「樹種名」欄については、被害の態様に応じて樹種名を追加して記入する（かき、くり、もも、なし、みかん、りんご等。）。
- 2 「備考」欄には、主な被害の態様を記入する。
- 3 「被害程度別面積」の「30%未満」、「30%～70%未満」、「70%以上」欄には、次の樹体損傷の程度及び落葉の程度を基準として記入する。

〔果 樹〕

（1）樹体損傷の程度

- ア 「70%以上」とは、樹体が流出、埋没若しくは枯死したもの、幹が折損若しくは甚だしく裂けたもの、70%以上の幹が裂け若しくは折れる等の損傷を受けたもの又はこれ以外の損傷を受け更新若しくは改植を要すると認められるもの
- イ 「30%～70%未満」とは、30%以上、70%未満の主枝が裂けまたは折れ、結果枝等の損傷が大きいかにこれに準ずるもの
- ウ 「30%未満」とは、30%未満の主枝が裂けまたは折れ、結果枝等が若干折損しているか、これに準ずるもの

（2）落葉の程度

（樹の維持あるいは来年以降の再生産を行うための葉の被害）

- ア 「70%以上」とは、落葉、葉の萎ちょう、葉の枯死等の被害が70%以上と認められるもの
- イ 「30%～70%未満」とは、落葉、葉の萎ちょう、葉の枯死等の被害が30%以上、70%未満と認められるもの
- ウ 「30%未満」とは落葉、葉の萎ちょう、葉の枯死等の被害が30%未満と認められるもの

〔茶 樹〕

- ア 「70%以上」とは、樹体が流出、埋没したもの、70%以上の枝、幹が折損したもの、地下部が流出し、50%以上の茶樹が傾斜、倒伏あるいは根部が露出したもの、古葉の70%以上が落葉、萎ちょう、枯死あるいは折損したもの又はこれ以外の損傷を受け、改植又は台刈を要するもの
- イ 「30%～70%未満」とは、30%以上の枝幹が枯死あるいは折損したもの、古葉の30%以上、70%未満が落葉、萎ちょう、枯死あるいは折損したもの
- ウ 「30%未満」とは、30%以下の枝幹が枯死あるいは折損したもの、古葉の30%程度が落葉萎ちょう枯死したもの

- 4 「被害額」の欄は、程度ごとに品種別の被害面積を測定し、それぞれの面積に樹体評価額と平均被害率（樹体損失率）を乗じて合計する。
- （1）未成園の樹体評価額＝被害時の育成年次の評価額
- （2）成園の樹体評価額＝育成価－（成園としての経過年数×減価償却額）
- ただし、上式によって算出された額が育成価の100分の20を下回る場合は、育成価の100分の20に相当する額を成園の樹体評価額とする。

県計画 様式5号の4

畜産関係被害状況報告書（概況、中間、確定）

災害の種類		調査年月日	年	月	日現在	(市町村、支部計、県計)
-------	--	-------	---	---	-----	--------------

1 飼育作物

作物名	総栽培 面積	基 準 生産量	単価 t当 たり	基 準 生産額	被害程度別面積					被害戸数		被 害 減収量	減 収 金 額
					30% 未満	30～50 %未満	50～90 %未満	90% 以上	計	総数	うち30 %以上		
牧 草	ha	t	千円	千円	ha	ha	ha	ha	ha	戸	戸	t	千円
とうもろこし													
ニューソルゴー													
計													

2 家畜及び畜産物

種 類 名		死 亡・廃 棄			傷 害・疫 病			計	備 考
		被害数量	単 価	被害額	被害数量	単 価	被害額	被害額	
家 畜	乳用牛	成牛（生後1年以上）	頭羽数	円	千円	頭羽数	円	千円	
		子牛（生後1年未満）							
		計							
	肉用牛	成牛（生後1年以上）							
		子牛（生後1年未満）							
		計							
	豚	成豚（生後100日以上）							
		子豚（生後100日未満）							
		計							
	採卵鶏	成鶏（ふ化後5ヶ月以上）							
		ひな（ふ化後5ヶ月未満）							
		計							
		ブロイラー							
		馬							
		めん羊							
		その他							
		計							
畜 産 物									
合 計									

県計画 様式5号の5

蚕糸関係被害状況報告書（概況、中間、確定）

災害の種類		調査年月日	年 月 日現在	(市町村、支部計、県計)
-------	--	-------	---------	--------------

1 桑園

総栽培面積	被害面積	被害程度別面積				繭被害 減収量	単 価	被害額	被害戸数		冠浸水面積		備 考
		30%未満	30～50%未満	50～90%未満	90%以上				総 数	うち30%以上	冠 水	浸 水	
ha	ha	ha	ha	ha	ha	t	円	千円	戸	戸	ha	ha	

2 桑苗

種苗の種類	被害面積	被害本数	被害額	被害程度別面積				被害戸数	備 考
				30%未満	30～50%未満	50～90%未満	90%以上		
実生苗圃	a	本	千円	a	a	a	a	戸	
本苗圃									
計									

3 養蚕

災害時における蚕令	被害戸数	被害数量	減収繭数量	被害額	備 考
掃立前	戸	箱	t	千円	
蚕					
繭					
計					

4 桑樹体

未・成園別	全桑園面積	被害面積	被害程度別面積			被害額	被害戸数		備 考
			30%未満	30～70%未満	70%以上		総数	うち30%以上	
成園	ha	ha	ha	ha	ha	千円	戸	戸	
未成園									
計									

注1 被害程度別面積は、次の樹体損・裂傷の程度を基準として記入する。

- ア 70%以上とは、樹体が流出、埋没もしくは枯死したもの及び樹体（主・支幹）の裂傷・折損の程度が、70%以上のもので、全面改植（換地改植を含む。）を要すると認められるもの
- イ 30%以上70%未満とは、樹体（主・支幹）の裂傷・折損の程度が30%以上70%未満で、かつ、一筆の被害面積が30%以上70%未満のもので樹勢更新または補植を要すると認められるもの
- ウ 30%未満とは、樹体（主・支幹）の裂傷・折損の程度が30%未満で、かつ、一筆の被害面積が30%未満のもので樹勢更新または補植を要すると認められるもの
- 2 支部（県事務所）段階の場合は、当該市町村名を記入する。
- 3 被害額は、被害程度ごとに桑の仕立法別の樹令別被害面積を測定し、それぞれの面積に樹体評価額と平均被害率（樹体損失率）を乗じて合計する。この場合、樹体評価額は、東海農政局岐阜統計情報事務所の当該年度「農林畜産業養固定資産評価標準」の育成価を基準として、次の通り算定する。
 - （1）未成園の樹体評価額＝被害時の育成年次の評価額
 - （2）成園の樹体評価額＝育成価－（成園としての経過年数×減価償却費）ただし、上式によって算出された額が育成価の100分の20を下回る場合は、育成価の100分の20に相当する額を成園の樹体評価額とする。
- 4 流出、埋没の場合は、「農業（耕地）関係被害状況報告書（様式5号の12）中の農地にも概要させること。
- 5 市町村段階での桑樹体被害状況調査は、別に定める様式（野帳）に基づいて行なうこと。

(市町村、支部計、県計)

2 「単位」の欄には、成魚はトン、稚魚は千尾、種卵は千粒で記入する。

県計画 様式 5 号の 7

漁船被害状況報告書（概況、中間、確定）

調査年月日		年 月 日現在						市 町 村 名									
区 分		減 失		大 破		中 破		小 破		計		計		備 考			
		経営 体数	隻数	被害額	経営 体数	隻数	被害額	経営 体数	隻数	被害額	経営 体数	隻数	被害額				
無 動 力 船				千円			千円			千円			千円				
動力船	5t未満																
	5t以上																
計																	
うち無動力船、 5t未満動力船																	

(注) 「滅失」とは全く使用にたえないか流出または埋没したもの、「大破」とは被害程度が概ね70%以上、「中破」とは、30%以上70%未満、「小破」とは30%未満のものをいう。

県計画 様式 5 号の 8

漁具被害状況報告書（概況、中間、確定）

調査年月日		年 月 日現在				市町村名						
区 分	滅 失		大 破		中 破		小 破		計		備 考	
	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額		

(注) 1 「種類」の欄には、えり、やな、大網棟に区分して記入する。
2 「滅失」、「大破」、「中破」及び「小破」の区分については、漁船被害と同様とする。
3 「単位」の欄には、数量の基準となる統、件、個、反、張等を記入する。

県計画 様式5号の9

水産業関係共同利用施設被害状況報告書（概況、中間、確定）

調査年月日	年	月	日現在	市町村名		
事業主体名	施設名	数量	単位	被害額	被害程度	備考
計						

- (注) 1 被害施設の全部について個別に記入する。
- 2 「施設名」の欄には、水産業共同組合の所有する施設を倉庫、加工施設、共同荷さばき所、漁船修理施設、製氷冷凍、冷蔵施設等に区分して記入する。
- 3 被害施設で他表に重複して記入することとなるもの、例えば水産業協同組合所有の養殖施設については、（ ）書きとし、「施設名」欄に（重複）と付記する。
- 4 「単位」の欄には、数量の基準となる棟、件、個、㎡等を記入する。
- 5 「被害程度」の欄には、滅失、大破、中破及び小破に区分して記入する。この場合において、「滅失」とは全く使用にたえないか流失又は埋没したもの、「大破」とは被害程度が概ね70%以上、「中破」とは30%以上70%未満、「小破」とは30%未満のものをいう。

県計画 様式5号の10

養殖施設被害状況報告書（概況、中間、確定）

調査年月日		年 月 日現在				市町村名							
養殖物の種類	養殖方法	滅失		大破		中破		小破		計			備 考
		数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	経営 体数	被害額	
計													

- (注) 1 「養殖物」の欄には、にじます、あゆ、鯉（錦鯉、食用鯉）、うなぎ等に区分して記入する。
 2 「養殖方法」の欄には、養殖物別の養殖方法、例えば、鯉の場合には、「池中養殖」、「稻田養鯉」等に区分して記入する。
 3 「滅失」、「大破」、「中破」、「小破」の区分については、漁船被害と同様とする。
 4 「単位」の欄には、数量の基準となる台、箇所、面、本、㎡等を記入する。

県計画 様式5号の11

養殖物被害状況報告書（概況、中間、確定）

調査年月日		年 月 日現在				市町村名								
養殖物の種類	養殖方法	被害程度別経営体数・被害量										単 価	被害額	備 考
		30%未満		30～50%未満		50～90%未満		90%以上		計				
		経営 体数	数量	経営 体数	数量	経営 体数	数量	経営 体数	数量	経営 体数	数量			

- (注) 1 「養殖物の種類」及び「養殖方法」については、養殖施設被害を参照にするほか、「養殖物の種類」の欄には、同一種類であっても単価の著しく異なるもの、例えば鯉の稚魚、食用鯉（成魚）の1年もの、2年もの等に区分して記入する。
 2 「数量」の欄には、成魚はkg、稚魚は千尾とする。

県計画 様式 5 号の12

(第 報)

農地（耕地）関係被害状況報告書

農地（耕地）関係被害状況報告書 中間 概況 (市町村分) (支部計) (県計)												
災害の種類		災害		災害発生日時		年		月		日 時		
災害発生場所												
報告の時限		月		日時現在		発受信時限		月		日 時 分		
発信機関				受信機関								
発信者				受信者								
区分		記号	数単位									
				①数量	②被害額	①数量	②被害額	①数量	②被害額	①数量	②被害額	
農地	田	流出	ア	(ha) 箇所								
		埋没	イ	(ha) 箇所								
	畑	流出	ウ	(ha) 箇所								
		埋没	エ	(ha) 箇所								
	計		オ	(ha) 箇所								
農業用施設	溜池	カ	箇所									
	頭首工	キ	箇所									
	水路	ク	箇所									
	揚排水機	ケ	箇所									
	道路	コ	箇所									
	橋梁	カ	箇所									
	その他	シ	箇所									
	計	ス	箇所									
合計		セ										
主な被害地域	市町村名	種 別		被 害 程 度								

県計画 様式6号の1

林業関係被害状況報告書

(1面)

林業関係被害状況報告書				概況 中間 確定				(県計)				
発生の種別				災害発生日時		年 月 日 時						
災害発生場所												
報告の時限		月 日 時現在		発受信時刻限		月 日 時 分						
発信機関				受信機関								
発信者				受信者								
様式	区分	記号	①数量	②被害額	③備考(主な内訳)							
6号の8	林産物	木材関係	ア () m ²	() 千円	薪 束							
		薪炭関係	イ			木炭 kg						
		特産関係	ウ		()	わさび kg						
		計	エ		()	椎茸 kg						
6号の9	林産施設	木材関係	オ ケ所									
		薪炭関係	カ			炭 窯						
		特産関係	キ			わさび田 a						
		特産関係	ク			椎茸ほだ木 本						
		計	ケ		()							
様式	区分	記号	被害状況			④被害額	備考					
			①箇所	②溪流	③山腹							
6号の2	山地	新生崩壊地	コ ケ所	km・ha	ha	千円						
		拡大崩壊地	サ									
		新生地滑り地	シ									
		拡大地滑り地	ス									
		計	セ									

- (注) 1 県有財産の被害を()内書きすること。
2 林産物、林産施設は、必要に応じ増欄すること。

(2面)

様式	区 分		記号	①数量	② 被害額	③ 備 考 (主な内訳)			
6号の3	治山施設	山地	ソ	ヶ所	() 千円				
		治山施設 その他	タ						
		計	チ		()				
様式	区 分		記号	①面積	②数量	③被害額	備 考		
6号の5、6、7、10	苗畑施設	畑	ツ	() ha	() 千本	() 千円			
		苗木 施設	テ		() ヶ所	()			
		計	ト			()			
	森林被害		ナ	() ha		()			
様式	区 分		記号	①路線	②箇所	③延長	④被害	備 考	
6号の4	林道	公共	道路	ニ	路線	ヶ所	m	千円	
			内橋	ヌ					内数で記載する。
		単独	道路	ネ					
			内橋	ノ					内数で記載する。
		計	道路	ハ					
			内橋	ヒ					内数で記載する。
被害額計			フ	千円					
建物被害			ヘ	棟					
主な被害地域	市町村名			種 別		被 害 程 度			

県計画 様式 6 号の 2

[illegible]

県計画 様式 6 号の 3

林地荒廃防止施設災害箇所表

概況
中間
確定

災 害 名				発生月日		月 日 時		農林事業所（送信者： ） 送信時間（ 時）			
								報告日時 月 日 時		第 回	
災 害 箇 所				施 設		災 害		雨 量			備 考
郡・市	町・村	大 字	字	施行年度	工種	数量	被害額	連 続	日最大	時間最大	
								(mm)	(mm)	(mm)	
								日 時～	日 時～	日 時～	
								日 時～	日 時～	日 時～	
計					箇所						
記載事項	1. 備考欄には、山地災害危険地区の区分・番号及び被災の状況等について記載すること。 2. 雨量欄には、報告地区が異なるごとに記入し、△△日〇〇時～▲▲日●●時と記載すること。 3. 小災害については、別葉に記入すること。										

県計画 様式6号の4

林道施設被害報告書（概況・中間・確定）

災害名			発生 日時		年 月 日 時		調 査 年月日		年 月 日現在		事業所及び 市町村名等				
郡市	町村	路 線 名	林道 種類	箇所 番号	工種	公 共 災 害		小 災 害		計		雨量			備 考
						延長	被害額	延長	被害額	延長	被害額	連 続 雨 量	最大24 時間雨量	最大時間 雨 量	
						m	千円	m	千円	m	千円	月／日 〇時～ 月／日 〇時～ 〇. 〇mm	月／日 〇時～ 月／日 〇時～ 〇. 〇mm	月／日 〇時～ 月／日 〇時～ 〇. 〇mm	
計															

（注）奥地林道は、路線名を（ ）書きとする。

県計画 様式6号の4の2

林地災害等報告書（速報）

年 月 日

送信者 課 治山担当
発信者

発生日時			調 査 年月日					
発生箇所	郡・市	町・村	大字	字	新生・拡大 の別			
面 積	溪流(ha)	山腹(ha)	被害額	円				
人的被害 の有無								
被害対象	人 家	公共施設	道 路 ・ 鉄 道		用 水	農 地	その他	
	戸	戸	国道	m	林道	m		
			県道	m	農道	m		
			市町村道	m				
			鉄道	m				
保安林種					山地危険地 の区分			
雨 量 (mm)	連 続	日最大	時間最大		他所管指定地 の有無			
見取り図								
特記事項								

県計画 様式 6 号の 5

造林地等被害（速報、概況、確定報告）

(月 日現在)

農林事務所名：

災害名

[illegible]

注1 被害状況についてはできる限り詳細に調査し、林小班（枝番）ごとに記入する。なお、枝番のない林小班は、枝番欄に「0」を記入する。

2 各林小班には、被害箇所毎に箇所番号を付するものとする。ただし、一被害箇所に複数の林小班（枝番含む。）がまたがる場合は、箇所番業を細分化する。（例：1-1、1-2、2-1、3-1、3-2・・・。）

3 林班、準林班、小班、枝番は、数値で入力する。この時、準林班については、イロハニ・・・を1234・・・と読み替えるものとする。

4 林齢ごとに調査・記入し、利用伐期齢以上については、様式6号の8（木材の立木被害欄）にも記入する。

5 人天別欄には、人工林は「1」を天然林には「2」を記入する。

6 被害額は、「激甚災害に係る森林災害復旧事業事務取扱要綱」の被害額算定方法に基づき算定する。

7 復旧額は、復旧予定事業の該当する標準単価等により算定する。

8 被害の形態、復旧への対応策欄には、被害形態（幹折れ、倒伏等）、復旧対応策（造林事業雪起こし、治水事業保安林整備等）を具体的に記入する。

県計画 様式 6 号の 6

苗木被害報告書

概況
中間
確定

月 日現在
(市町村名等)

植 付 数 量							被 害 量								
樹種	面積	本 数				經 営 者 数	面積	本 数				被害率 (B) (A)	被 害 金 額	經 営 者 数	
		1 年 生	2 年 生	3 年 生	計(A)			1 年 生	2 年 生	3 年 生	計(B)				
		千本	千本	千本	千本		ha	千本	千本	千本	千本	——%	千円		
							()	()	()	()	()	()	()	()	
							()	()	()	()	()	()	()	()	
							()	()	()	()	()	()	()	()	
							()	()	()	()	()	()	()	()	
							()	()	()	()	()	()	()	()	
							()	()	()	()	()	()	()	()	
							()	()	()	()	()	()	()	()	
							()	()	()	()	()	()	()	()	
							()	()	()	()	()	()	()	()	
							()	()	()	()	()	()	()	()	

(注) 1 被害面積は、区域面積とする。
2 被害量欄は、上段に総被害量を記入し、下段に30%以上の被害量を () 内書きする。
3 計画量欄は、確定報告時にのみ記載する。

県計画 様式6号の7

苗ほ施設被害報告書

概況
中間
確定

月 日現在

(市町村名等)

被害の内容	箇所数	被害数量	被害金額	復旧の種類	数 量	単 価	金 額	備 考
			千円			円	千円	
	()	()	()	()	()	()	()	
	()	()	()	()	()	()	()	
	()	()	()	()	()	()	()	
	()	()	()	()	()	()	()	
	()	()	()	()	()	()	()	
	()	()	()	()	()	()	()	
計	()	()	()	()	()	()	()	

(注) 1 被害の内容は、「畑地埋没」、「畑地流出」、「灌水施設損」、「堆肥舎倒壊」等具体的に明記する。
2 一つの被害内容ごとに「土砂排除」「跡地整理」等と復旧欄に明記する。
3 埋没、流出の数量欄は、面積と耕土と流出と埋没量（㎡）を記載する。
4 数量、金額は、上段に総数、金額を記入し、下段に30%以上の被害量を（ ）内書きする。

県計画 様式 6 号の 8

林産物等被害状況報告書（概況・中間・確定）

（ 月 日現在）（市町村名等

）

災害名

（単位：千円）

区 分		農 林 業 者										そ の 他								合 計	
		森林組合 同連合会		農業協同組合 同 連 合 会		その他の 任意団体		個 人		計		中小企業等 協 同 組 合		社 会 個 人		そ の 他		計			
		数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額
木 材	立 木(m³)																				
	素 材(m³)																				
	製 材(m³)																				
	そ の 他																				
	小 計																				
蒔 炭	蒔炭原木(m³)																				
	木 炭(kg)																				
	蒔 (m3)																				
	そ の 他																				
特 殊 林 産 物																					
	しいたけ(kg)																				
	わさび(kg)																				
	竹(材) (束)																				
	小 計																				
合 計																					
被災者数等																					

- (注) 1 概況、中間報告時は、被害合計のみ報告する。
2 「立木」欄には、立木のうち利用伐期令以上のものを記入する。
3 「数量」欄には、森林組合等の団体にあつては、その組合数、会社及び個人にあつては、その実数を記入する。
4 各表の数量は、区分に示された単位で記入する。

県計画 様式 6 号の 9

林産物被害状況報告書（概況・中間・確定）

(月 日現在) (市町村名等)

災害名

(単位：千円)

[illegible]

林野火災被害状況報告書

概況
中間
確定

宛 先					
発信者	(所属)	F A X			
	(氏名)	T E L			
日 時	年	月	日	時	分

報 告 内 容	1 出火場所	都道府県					市区郡			町村																											
	2 出火日時	年		月		日		時		分																											
	3 鎮火日時	年		月		日		時		分																											
	4 出火原因																																				
	5 被害の状況	(1) 焼損面積 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">①所有形態別</th> <th colspan="4">②森林の現況</th> <th rowspan="4">③その他 (保安林、自然公園、 森林国営保険加入の 有無等)</th> </tr> <tr> <td>民有林</td> <td></td> <td></td> <td>天然林</td> <td>人工林</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>国有林</td> <td></td> <td>樹種</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>林齢</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (2) 人的被害 ア 死 者 人 理由 イ 負傷者 人 理由 (3) 建物の被害 (4) その他被害 ア 全 焼 棟 イ 半 焼 棟											①所有形態別		②森林の現況				③その他 (保安林、自然公園、 森林国営保険加入の 有無等)	民有林			天然林	人工林	その他	国有林		樹種				その他		林齢			
	①所有形態別		②森林の現況				③その他 (保安林、自然公園、 森林国営保険加入の 有無等)																														
	民有林			天然林	人工林	その他																															
	国有林		樹種																																		
	その他		林齢																																		
	6 消火活動	(1) 消防署 車両 台、 人員 人																																			
(2) 消防団 車両 台、 人員 人																																					
(3) 自衛隊 出動要請 月 日 時 分 ア 地上部隊 車両 台、 人員 人 駐屯地 イ ヘリコプター 機																																					
(4) その他																																					
7 その他参考事項	(1) 報道の状況 マスコミ発表 有 ・ 無 対応部署・担当者名 () マスコミ取材 有 ・ 無 対応部署・担当者名 () その他特記事項 ()																																				
	(2) その他																																				

- (注) 1 報告は速やかに（ファクシミリ送信前に、返送する旨電話連絡するなど）行なう。
 2 報告時点で調査中の項目については、「調査中」とする。
 3 報告した内容は、その都度記録する。

県計画 様式7号の1

土木施設被害状況報告書

(単位：千円)

土木施設被害状況報告書				概況 中間 確定		(市町村計、支部計) 県計			
災 害 の 種 類				災害発生の日時		年 月 日 時			
災害発生場所									
報 告 の 時 限		月 日 時現在		発 受 信 時 刻		月 日 時 分			
発 信 機 関				受 信 機 関					
発 信 者				受 信 者 名					
			記 号	県 工 事		市 町 村 工 事		計	
				①箇所数	②被害額	③箇所数	④被害額	⑤箇所数	⑥被害額
一 般 土 木 災 害	I 公 共	河 川	ア						
		砂 防	イ						
		地滑り	ウ						
		急傾斜	エ						
		道 路	オ						
		橋 梁	カ						
		下水道	キ						
		計	ク						
	II 単 独	河 川	ケ						
		砂 防	コ						
		地滑り	サ						
		急傾斜	シ						
		道 路	ス						
		橋 梁	セ						
		下水道	ソ						
		計	タ						
	計	河 川	チ						
		砂 防	ツ						
		地滑り	テ						
		急傾斜	ト						
		道 路	ナ						
		橋 梁	ニ						
		下水道	ヌ						
		計	ネ						
合 計		ノ							

応 急 対 策 そ の 他 の 状 況								
区 分		路線名	道 路 被 災		橋 梁 被 災			
			被災地	処 置	橋 名	地 名	橋長幅員	河川名
道 路 の 状 況	道 路 被 災 状 況							
	交 通 確 保 上 の 措 置							
河 川 の 状 況								
砂 防 の 状 況								
そ の 他 の 状 況								
市 町 村 の 被 災 状 況	市 町 村 名		種 別		被 害 程 度			
記入上の注意事項 I 公共欄 県工事、被害額120万円以上のもの。市町村工事、被害額60万円以上のもの。 II 単独欄 県工事、被害額120万円未満のもの。市町村工事、被害額60万円未満のもの。								

県計画 様式7号の2

都市施設被害状況報告書

都市施設被害状況報告書		概況 中間 確定		〔支部計〕 〔県計〕	
災害の種類			災害発生の日時	年 月 日 時	
災害発生場所					
報告の时限	月 日 時現在		発受信時刻	月 日 時 分	
発信機関			受信機関		
発信者			受信者名		
区分	記号	①箇所数	②被害面積または延長等	③被害額	備考
都市施設	ア			千円	
街頭	イ				
公園	ウ				
堆積土砂 排除作業	エ				
区画 整理	街路	オ			
	公園	カ			
	水路	キ			
街路樹	ク				
合計	ケ				
主な被害地域	市町村名	種別	被害程度		

県計画 様式 8 号

教育・文化関係被害状況報告書

(1 面)

教育・文化関係被害状況報告書				概況 中間 確定		市町村計、支部計 県 計						
災 害 の 種 類					災害発生の日時		年 月 日 時					
災害発生場所												
報 告 の 時 限		月 日 時現在			発受信時刻		月 日 時 分					
発 信 機 関					受 信 機 関							
発 信 者					受 信 者 名							
区 分		記号	単位	①	②	③	④	⑤	⑥	計		
被害施設数 (学校等数)		ア	ヶ所									
建 物	要 新 築	全 棟	数	イ	棟							
			金 額	ウ	千円							
		半 壊	棟 数	エ	棟							
			金 額	オ	千円							
	要 補 修	棟 数	カ	棟								
		金 額	キ	千円								
	計	棟 数	ク	棟								
		金 額	ケ	千円								
	浸 水	棟 数	コ	棟								
		金 額	サ	千円								
土 地	件 数	シ	棟									
	金 額	ス	千円									

(2面)

区 分		記号	単位	①	②	③	④	⑤	⑥	計
工作物	件 数	セ	件							
	金 額	ソ	千円							
設 備	件 数	タ	件							
	金 額	チ	千円							
その他の財産	件 数	ツ	件							
	金 額	テ	千円							
その他	件 数	ト	件							
	金 額	ナ	千円							
被害額合計		ニ	千円							
主 な 被 害 地 域	市 町 村 名	学 校 名		種 別		被 害 程 度				

- 1 区分欄の記入順序は、県地域防災計画の調査報告の要領（6）の順序（P194参照）により記入する。
- 2 全壊、半壊、要補修等被害の判定の基準は、県地域防災計画の調査報告の要領（3）（P151）を参照すること。

県計画 様式 9 号

県有財産被害状況等報告書

(1 面)

県有財産被害状況等報告書						概況 中間 確定		(市町村計、支部計 県 計)					
災 害 の 種 類								災害発生の日時		年 月 日 時			
災害発生場所													
報 告 の 時 限				月 日 時現在				発受信時刻		月 日 時 分			
発 信 機 関								受 信 機 関					
発 信 者								受 信 者 名					
区 分		記号	単位	①数量	②被害額		区 分		記号	単位	①数量	②被害額	
庁 舎	建物	全壊 (焼)	ア	棟			その他 の 建 物	全壊 (焼)	ソ	棟			
		流 出	イ	棟				流 出	タ	棟			
		半壊 (焼)	ウ	棟				半壊 (焼)	チ	棟			
		浸 床上	エ	棟				浸 床上	ツ	棟			
		水 床下	オ	棟				水 床下	テ	棟			
		一部破損	カ	棟				一部破損	ト	棟			
	小 計	キ	棟			小 計	ナ	棟					
公 舎	敷地 その他	全壊 (焼)	ク	戸			敷 流 出	ニ	m ³				
		流 出	ケ	戸			地 そ の 他	ヌ	ヶ所				
		半壊 (焼)	コ	戸			そ 財 産	ネ	件				
		浸 床上	サ	戸			の 物 品	ノ	件				
		水 床下	シ	戸			他						
		一部破損	ス	戸			計	ハ					
	小 計	セ	戸			被害施設数	ヒ	施設					
主 な 被 害 施 設	施 設 名		被 害 程 度										

県計画 様式11号

総合被害状況調

災 害 総 合 被 害										概況 中間 確定		岐阜県					
発生日時		月 日 時 分		県災害対策本部設置等		月 日 時 分設置、月 日 時 分解散											
集計時限		月 日 時 現在		災害救助法適用市町村													
災害発生地域																	
災害区分		資 料		数量		被害額		被害区分		資 料		数量		被害額			
住宅等（ 一般 様式第1号）	り災 総数	棟数		ケの①						水 産 （様式 5 号の 9）	施設		セの③④		箇所		
		世帯		ケの②		世帯					水産物		ツの④				
		人員		ケの③		人					農 地 （様式 5 号の 12）	公 共 単 独 代 行	オの①②		(ha) 箇所		
		死者		ア		人							オの③④		(ha) 箇所		
		行方不明		イ		人							オの⑤⑥		(ha) 箇所		
		人 命	重傷		ウ		人				施 設	公 共 単 独 代 行	スの②				
	軽傷		エ		人				スの④								
	住 家		全壊 焼	棟数		オの①		棟				被害額系		5 の 1 の ン の 9 の テ + 5 の 15 の セ		棟	
				世帯		オの②		世帯				うち建物		5 の 9 の ト		ha	
				人員		オの③		人									
		流出	棟数		カの①		棟				林業関係 様式6号の②	林産物		エの②			
			世帯		カの②		世帯					林業施設		ケの②			
			人員		カの③		人					山地		セの①④		箇所	
		半壊 焼	棟数		キの①		棟					治山施設		チの①②		箇所	
			世帯		キの②		世帯					苗畑施設		トの③		箇所	
			人員		キの③		人					森林被害		ナの①②			
		床上浸水	棟数		クの①		棟					林道		ハの②④		箇所	
			世帯		クの②		世帯					建物被害		ヘ		棟	
			人員		クの③		人				被害額計		フ				
床下浸水		棟数		コの①		棟				土木関係 様式7号の②	河川	公共		アの⑤⑥		箇所	
		世帯		コの②		世帯						単独		ケの⑤⑥		箇所	
	人員		コの③		人				砂防		公共		イの⑤⑥		箇所		
								単独			コの⑤⑥		箇所				
一部破損	棟数		サの①		棟				地すべり		公共		ウの⑤⑥		箇所		
	世帯		サの②		世帯						単独		サの⑤⑥		箇所		
	人員		サの③		人				急傾斜		公共		エの⑤⑥		箇所		
								単独			シの⑤⑥		箇所				
非住家	棟数		スの①+セの①		棟				道路		公共		オの⑤⑥		箇所		
											単独		スの⑤⑥		箇所		
									橋梁	公共		カの⑤⑥		箇所			
								単独		セの⑤⑥		箇所					
社会福祉施設設備 （様式2号）	施設数		シの⑤		施設				下水道	公共		キの⑤⑥		箇所			
	被害額		サの⑩							単独		ソの⑤⑥		箇所			
	うち建物		キの⑨		棟				都市施設災害（様式7号の2）		ケの①③		箇所				
医療衛生施設（様式3号の1）	施設数		ホの①		施設				被害額計		7 の 1 ノ の ⑥ + 7 の 2 ケの③						
	被害額		ホの②						教育・文化関係（様式8号）		施設数		アの計		施設		
	うち建物		ホの③		棟				被害額		ニの計						
商工業関係（様式4号の1）	施設数		ヌの①		施設				うち建物		クの計+コの計		棟				
	被害額		ヌの②						県有財産 様式9号の②	件数		ヒの①		件			
	うち建物		ヌの③		棟					うち公害	被害額		ハの②				
								全壊（焼）			クの①						
								流出			ケの①		戸				
								半壊（焼）			コの①		戸				
								床上浸水			サの①		戸				
								床下浸水			シの①		戸				
観光施設（様式4号の2）	施設数		エの⑬		施設					一部破損		スの①		戸			
	被害額		エの⑭						その他の建物		(キの①) + (ナの①)		棟				
	うち建物		エの⑮		棟												
農 業	施設等（様式5号の1）	共同利用		エの①②		箇所				その他警察情報（様式10号）	交通不通				箇所		
		非共同利用		セの①②		箇所					鉄道被害				箇所		
		地方公共団体		ナの①②		箇所					通信被害				回線		
	農作物（様式5号の1）	農作物		メの②						船舶被害				隻			
		樹体		ヨの②						電力被害				世帯			
		家畜等		レの②						被害額合計							
		在庫品		ロの②													
		冠浸水		ワの③④		ha											

県計画 様式11号の2

被害状況報告
被害確定報告

法定被害状況報告書

都道府県			岐阜県				区分				被害			区分				被害			都道府県 災害対策 本部		名称						
			(災害名)				田	流出・埋没		ha				公立文教施設		千円													
			(第 報)					冠水		ha				農林水産業施設		千円							設置		月	日	時		
			月 日 時確定				畑	流出・埋没		ha				公共土木施設		千円							解散		月	日	時		
			(月 日現在)					冠水		ha				その他の公共施設		千円						災害対策 本部設置 市町村名							
報告者名							文教施設		箇所				小 計		千円														
区 分			被 害					病院		箇所			公共施設被害市町村数		団体														
死者			人					道路		箇所			その他	農産被害		千円													
行方不明者			人					橋梁		箇所				林産被害		千円							計						団体
負傷者			重傷				人					河川		箇所								災害救助 法適用市 町村名							
			軽症				人					港湾		箇所															
被害額			全壊				棟					砂防		箇所															
							世帯					清掃施設		箇所															
							人					崖くずれ		箇所									計						団体
			半壊				棟					鉄道不通		箇所									消防職員出動延人員		人				
							世帯					被害船舶		隻									消防団員出動延人員		人				
							人					水道		戸				備 考											
			一部破損				棟					電話		回線				災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況											
							世帯					電気		戸															
							人					ガス		戸															
			床上浸水				棟					ブロック塀		箇所															
							世帯																						
							人																						

	床下浸水				棟					り災世帯数		世帯				
					世帯					り災者数		人				
					人				火災発生	建物		件				
非住家	公共建物				棟					危険物		件				
	その他				棟					その他		件				

消防機関の活動状況

その他（避難の勧告、指示の状況）

県計画 様式11号の3

災害総合被害状況調 (年 月 日 時 分現在) (単位: 千円)

支部

市町村																			
区分																			
死者	人																		
行方不明者	人																		
重症	人																		
軽症	人																		
全壊 (流出棟 (世帯)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	人																		
半壊	棟 (世帯) ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	人																		
床上浸水	棟 (世帯) ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	人																		
床下新種	棟 (世帯) ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	人																		
一部破損	棟 (世帯) ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	人																		
非住家	棟																		
り災世帯	世 帯																		
り災人員	人																		
社会福祉施設	施 設																		
	被害額																		
医療衛生関係	施 設																		
	被害額																		
商工業関係	施 設																		
	被害額																		
観光施設関係	施 設																		
	被害額																		
農業関係	農産	被害額																	
	畜産	被害額																	
	蚕 業	被害額																	
	水産	被害額																	
耕地 田畑	ha																		
	被害額																		
	施設	被害額																	
その他 ()	ヶ所																		
	被害額																		
	被 害 額																		
林業関係	林産物	被害額																	
	森 林	被害額																	
治山施設	ヶ所																		
	被害額																		
	山 地	ヶ所																	
	被害額																		
	林 道	ヶ所																	
	被害額																		
その他 ()	ヶ所																		
	被害額																		
	被 害 額																		
土木関係	河 川	ヶ所																	
	被害額																		
	砂 防	ヶ所																	

[illegible]

県計画 様式12号

消防関係報告書（火災速報）（概況・中間・確定）									
報告の時限		年 月 日 時現在			発受信時刻		月 日 時 分		
発 信 機 関					受 信 機 関				
発 信 者					受 信 者				
出 火 場 所		大野郡白川村 町 番地							
火 災 種 別				火元の業態				用 途	
出 火 箇 所				出火原因					
出 火 日 時		月 日 時 分		り災世帯数		世帯			
覚 知 日 時		月 日 時 分		焼 損 棟 数		全焼 部分焼		棟 棟 半焼 計 棟	
鎮 火 日 時		月 日 時 分		焼 損 面 積		㎡（林野はa）			
死者	性別	氏 名		年齢	死者	性別	氏 名		年齢
人					人				
死者の生じた理由									
消防署	台 人			消防団	台 人			その他	人
その他参考事項									

白川村地域防災計画 資料編

発行日 平成28年3月（令和元年7月一部改訂）
発 行 岐阜県白川村

〒501-5692 岐阜県大野郡白川村鳩谷517
TEL 05769-6-1311
FAX 05769-6-1709
<http://shirakawa-go.org/>

企画・編集 白川村 総務課
